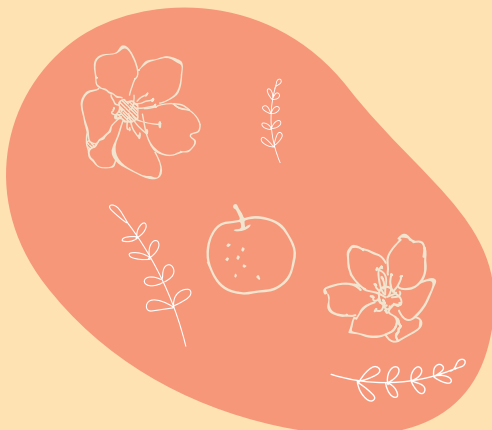




鎌ヶ谷市 こども計画

こどもたち一人ひとりが
夢や希望を持てるまち



令和7年3月
鎌ヶ谷市

「こどもたち一人ひとりが夢や希望を持てるまち」を目指して

本市では、すべてのこどもは、「鎌ケ谷市の未来を支える希望」であることを念頭にして、「子どもの視点に立った施策」を積極的に展開し、家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体で、こどもとその家庭を支援することを基本理念とした「第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年7月に策定し、子育てに関する負担の解消や待機児童対策、きめ細やかな子育て支援策に取り組んでまいりました。



また、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるとともに、同年12月に国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こうした中、本市では、令和6年度をもって第2期計画の計画期間が終了することから、「こども大綱」の考え方を踏まえるとともに、鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画等を包含した「鎌ケ谷市こども計画」を新たに策定しました。

本計画は、「こどもたち一人ひとりが夢や希望を持てるまち」を新たな基本理念として、子育て世帯に対する切れ目のない支援や社会全体で子育てを支える体制の構築、きめ細やかな支援が必要なこども・若者等への支援などの取組を位置付けております。

この基本理念の実現には、市による取組のみならず、地域の皆様がこども・若者の成長を温かく見守り、支える社会づくりにご参画いただくことが不可欠であると考えております。

本市の宝であるこども・若者の健やかな成長に向けて、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、この計画策定に向けて多大なるご尽力を賜りました「鎌ケ谷市子ども・子育て会議」の委員の皆様、そして、こども計画に関するニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

鎌ケ谷市長

芝田 裕美

目次

第1章 はじめに	2
第1節 鎌ケ谷市こども計画とは	2
第2節 計画の位置付け・策定体制	4
第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題	7
第1節 統計からみる鎌ケ谷市の現状	7
第2節 アンケートからみる状況	14
第3節 施策の実施状況と課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本理念	25
第2節 基本方針	25
第3節 施策の体系	28
第4章 施策の展開	30
基本方針1 安心してこどもを産み育てられる社会の実現	30
基本方針2 すべてのこどもが健やかに育つための支援の充実	40
基本方針3 社会全体でこども・若者を支えるための環境の整備	48
基本方針4 こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくり	60
基本方針5 きめ細かな支援が必要なこども・若者・子育て家庭への支援	70
第5章 子ども・子育て支援事業計画	84
第1節 子ども・子育て支援事業計画の概要について	84
第2節 教育・保育提供区域の設定	85
第3節 教育・保育の見込量及び確保方策等	86
第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等	90
第6章 計画の推進	125
第1節 計画の推進体制	125
第2節 進捗状況の点検・評価	125
資料編	126
1 関連例規	126
2 計画の策定過程	130
3 鎌ケ谷市子ども・子育て会議	131

第1章 はじめに

第1節 鎌ケ谷市こども計画とは

少子化が日本全体で進行し、鎌ケ谷市（以下「本市」という。）においてもこども¹の数の減少が見込まれる中で、児童虐待や不登校、こどもの貧困といった課題が社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、こども・若者²を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況を踏まえて、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。さらに、同年12月に「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、令和2年7月に子ども・子育て支援法に基づく「第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供やこどもが成長できるためのきめ細かな支援に取り組んできました。また、第2期計画では、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「自立促進計画」の3つの計画を位置付け、支援に取り組んできたところです。

「鎌ケ谷市こども計画」（以下「本計画」という。）は、「こども基本法」の規定により、「こども大綱」の考え方を踏まえるとともに、鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画等を包含した計画として、少子化や育児の問題、こども・若者の育成支援、こどもの貧困対策など様々な課題を踏まえた取組を定め、すべてのこども・若者が尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できるまちの実現を目指すための計画として、策定します。

¹ 「こども」の表記：国から示されている「こども」表記の推奨依頼の判断基準に基づき、原則「こども」を用いますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等は、その表記に合わせます。

² こども・若者：「こども」の範囲について、こども大綱では「乳幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）」、施策によってはポスト青年期の者も対象とするとされている一方、「若者」の定義は示されていません。本計画では、各施策によって想定される対象年齢が異なることから、「若者」の範囲について、明記しません。

■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援などについて取り組むことが明記された。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成支援推進大綱	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方が示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being ³ を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することなどの基本方針が閣議決定された。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実が示された。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするため、内閣府の外局として、こども家庭庁が設立された。
令和5年 12月	こども大綱	こども基本法を踏まえ、こども施策の推進における基本理念や重要事項等、基本となる事項が示された。

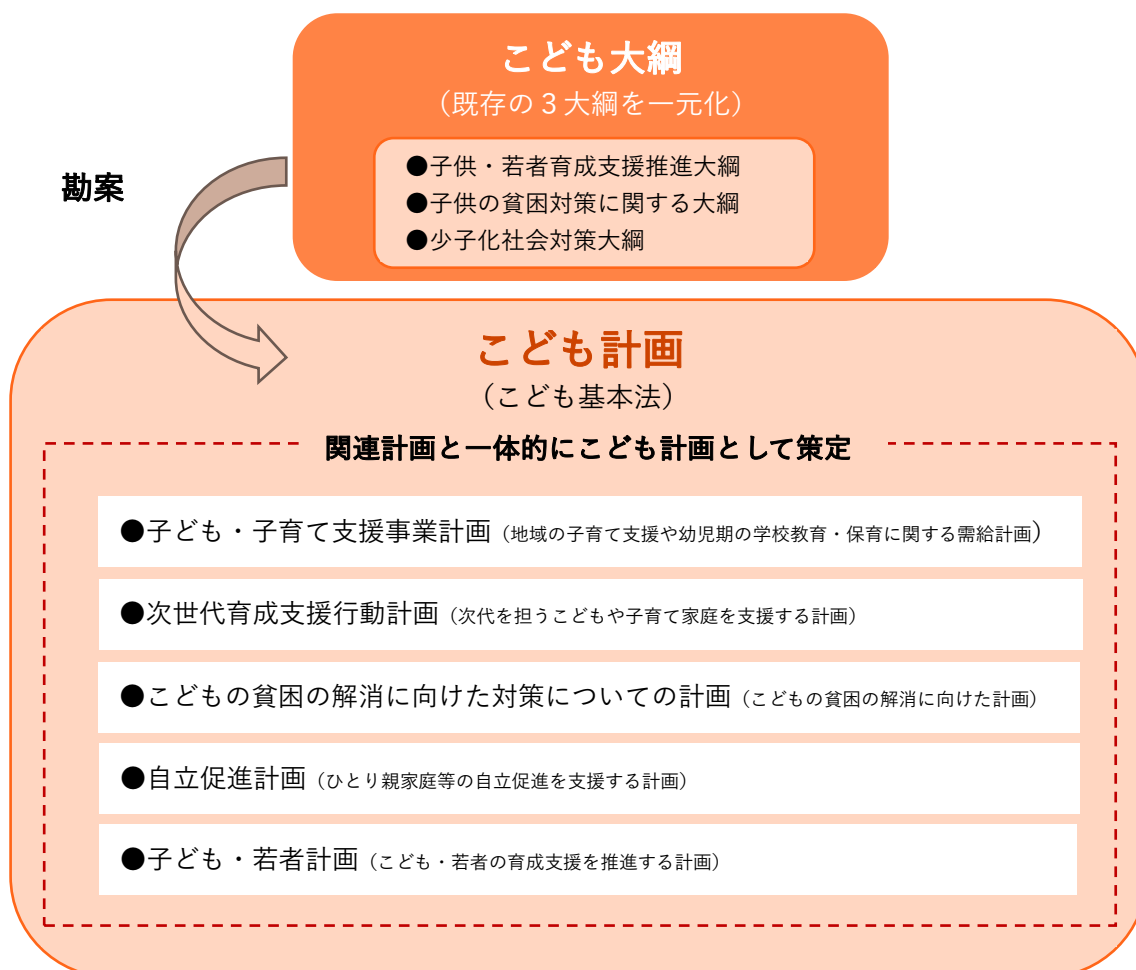
³ Well-being : ウェルビーイング。身体的な健康だけでなく、社会的・精神的にも健康な状態を表します。近年は、豊かさや幸せといった意味合いで用いられることもあります。

第2節 計画の位置付け・策定体制

1 計画の位置付け

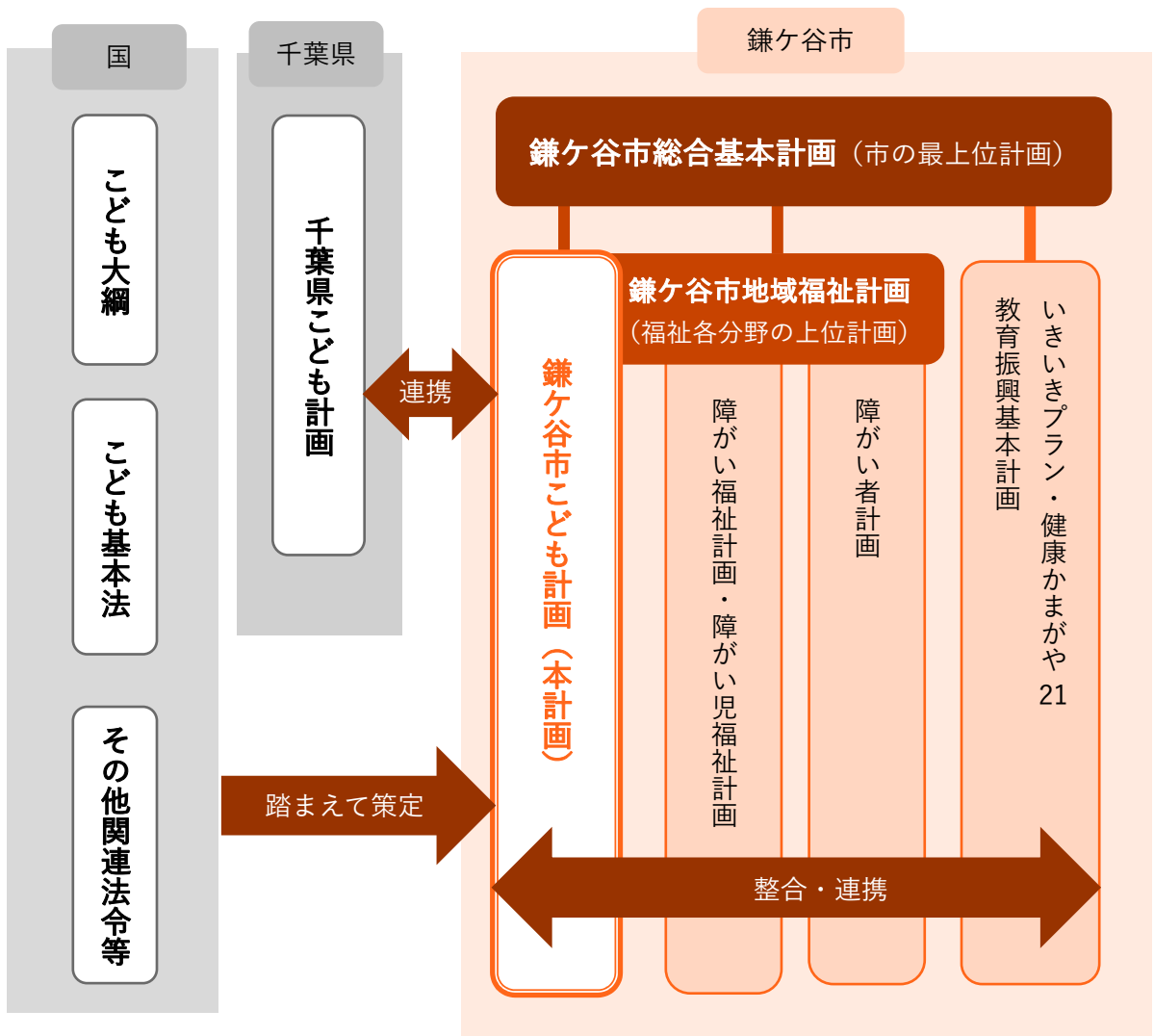
本計画は、以下の法律等に基づき策定します。

- 「こども基本法」に基づく「自治体こども計画」として位置付けます。
- 「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。
- 「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」として位置付けます。
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置付けます。
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」として位置付けます。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく、「子ども・若者計画」として位置付けます。



■他の計画との関連

本計画は「鎌ヶ谷市総合基本計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。



2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、各事業の進捗状況や事業の見込量などが大きく乖離^{かいり}している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うものとします。



3 計画の策定体制

■ アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、子育て中の保護者、こども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」の保護者、「小学生」の保護者、「中学生」本人、「高校生・若者」本人を対象として、令和6年2月から3月にアンケート調査を実施しました。

■ 「子ども・子育て会議」による審議

学識経験者、教育関係者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、市民の代表者などで構成する「子ども・子育て会議」において審議し、答申をいただきました（本計画書 133 頁参照）。

■ パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞く機会を設けるため、令和7年1月6日から令和7年2月4日までパブリックコメントを実施し、4人の方から17件の意見をいただきました。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

第1節 統計からみる鎌ケ谷市の現状

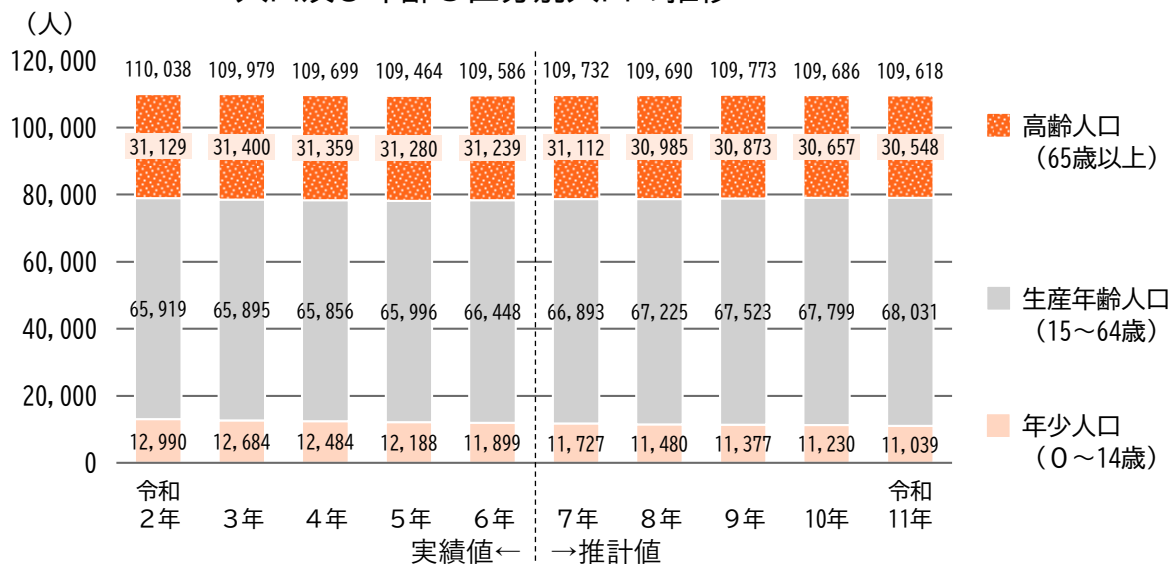
1 人口の推移

人口は、令和3年から令和5年にかけて若干の減少がみられるもののおおむね横ばいで推移しており、令和6年4月1日時点では109,586人となっています。

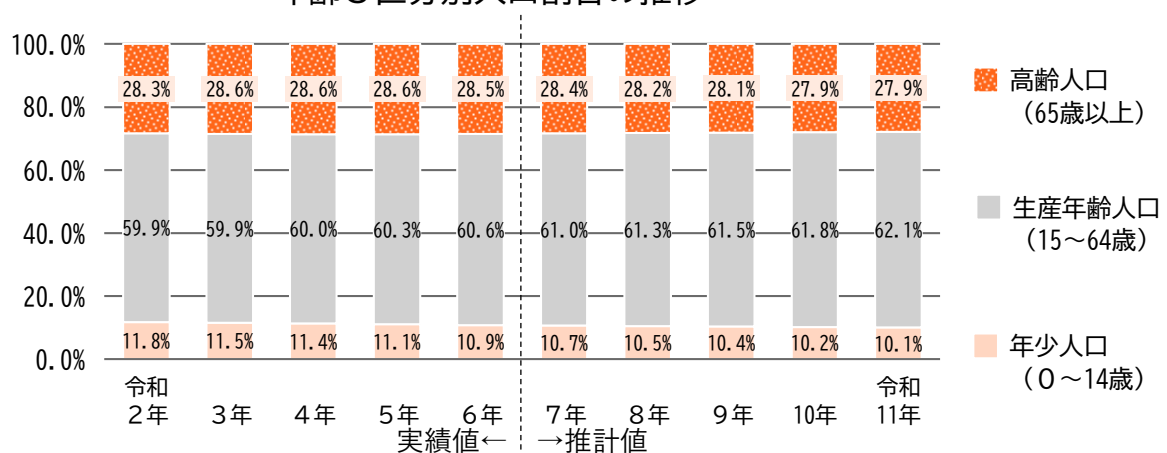
年齢3区分別による内訳をみると、年少人口は年々減少している一方、生産年齢人口については令和4年から令和6年にかけて増加しています。

推計値においても、人口は横ばい、年少人口は減少傾向で推移する見込となっています。

人口及び年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



実績値資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

推計値：住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法※（注釈は9頁）により推計

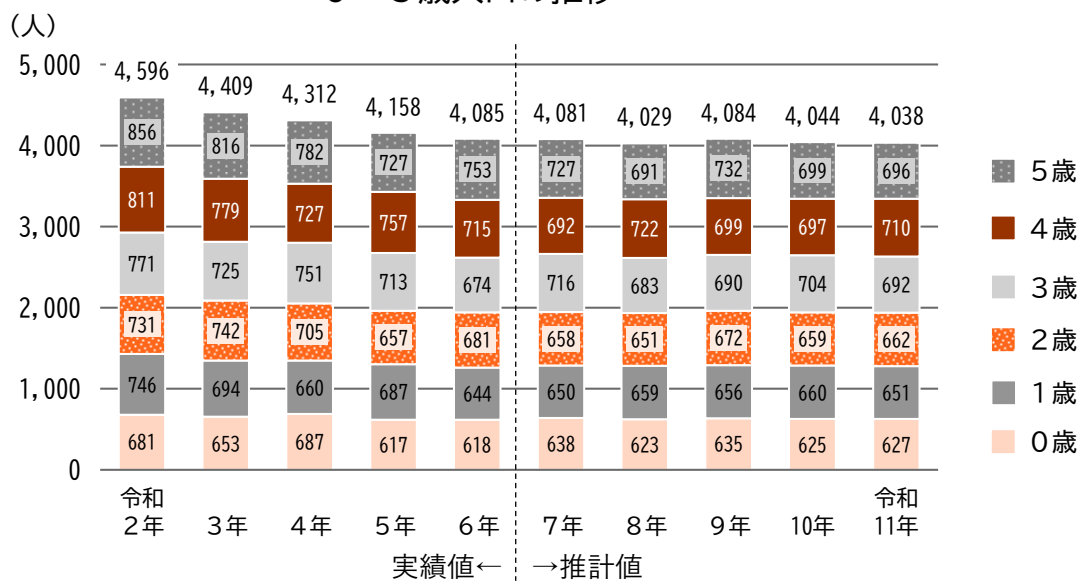
※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

2 こども・若者人口の推移

■ 0～5歳人口

0～5歳人口については、令和2年から令和6年にかけて減少傾向で推移しています。
令和7年から令和11年については、横ばいで推移する見込です。

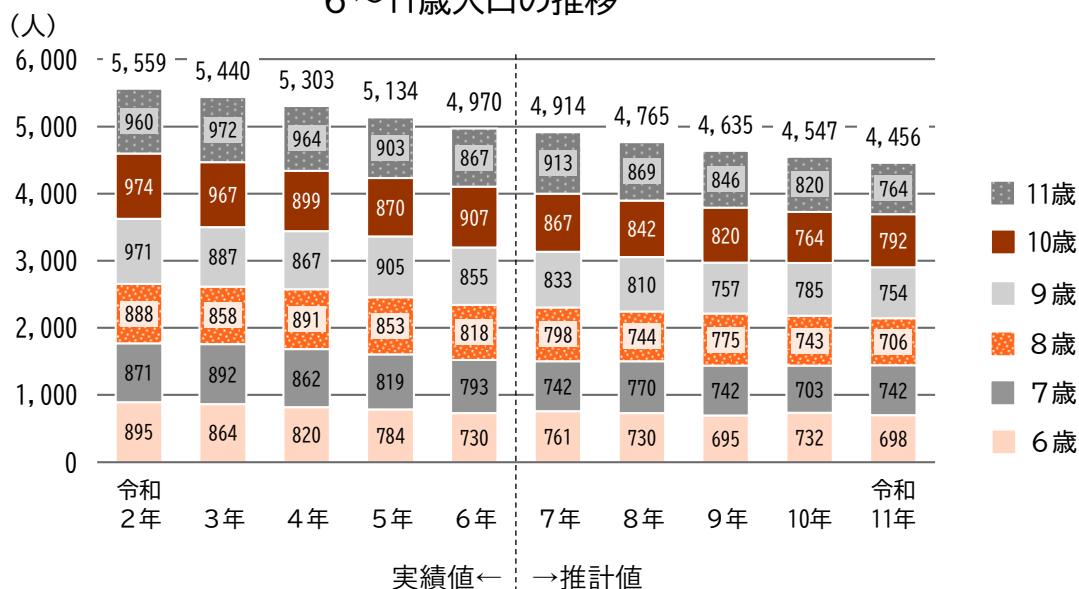
0～5歳人口の推移



■ 6～11歳人口

6～11歳人口については、令和2年から令和6年にかけて減少傾向で推移しています。
令和7年から令和11年についても、減少傾向で推移する見込です。

6～11歳人口の推移



実績値資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

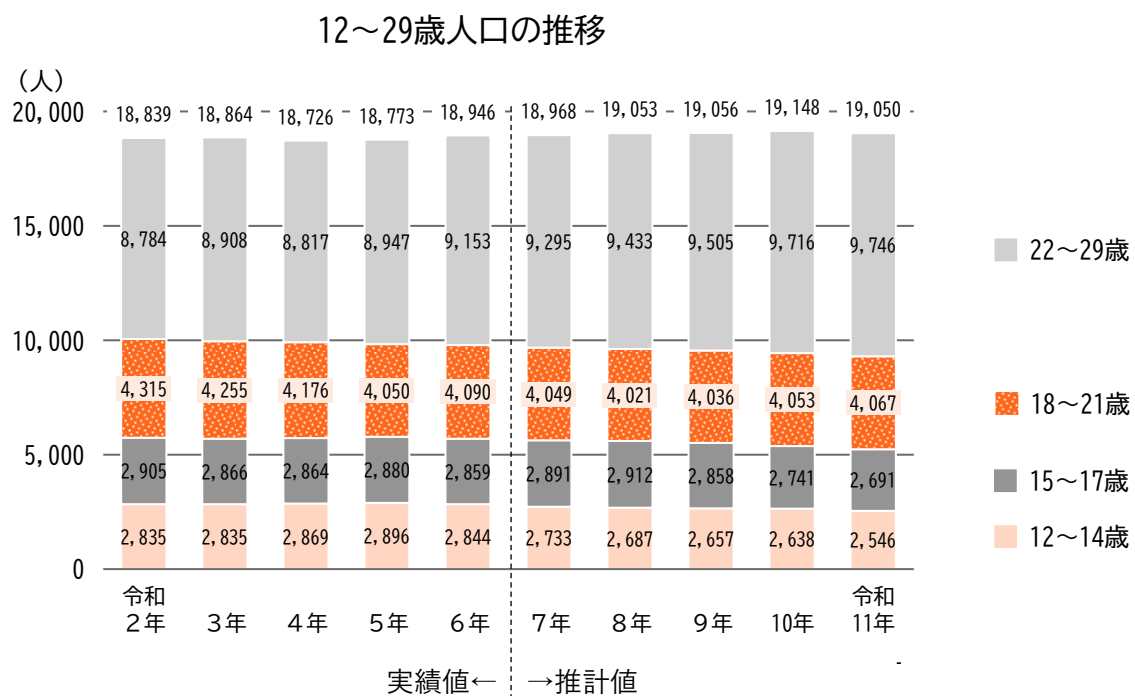
推計値：住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法※（注釈は9頁）により推計

■ 12～29 歳人口

12～29 歳人口については、令和 2 年から令和 6 年にかけて、若干の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しています。

令和 7 年から令和 11 年にかけては、ゆるやかな増加傾向で推移する見込です。

区分別にみると、今後 12～14 歳、15～17 歳人口は減少する一方、22～29 歳人口は増加する見込です。



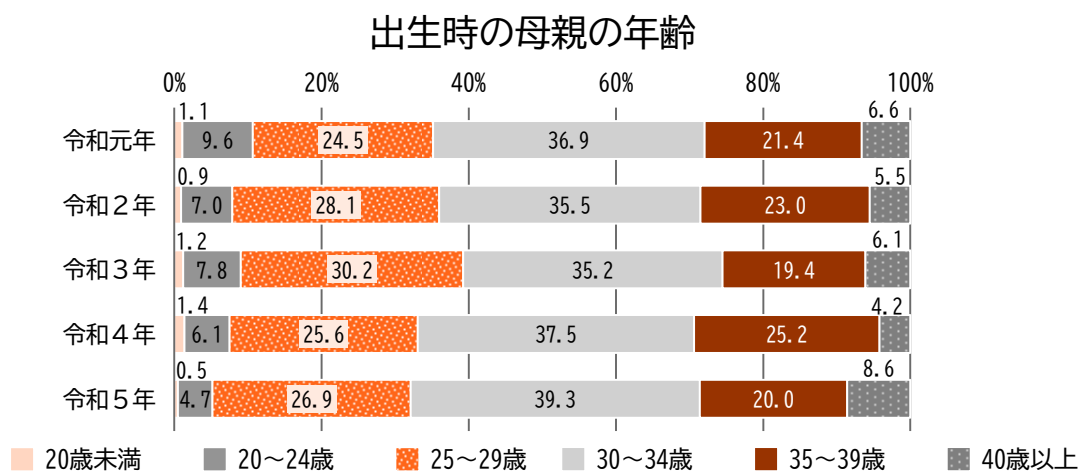
実績値資料：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）

推計値：住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法⁴により推計

⁴ コーホート要因法：人口を世代（コーホート）ごとに捉え、同世代の前年の人口をもとに、転入・転出や宅地開発等の情勢を踏まえながら、次の年の人口を推計する手法。本計画においては、各事業の量の見込みを算出するために、1 歳階級のコーホートを設定している（例えば、令和 7 年の 3 歳の人口は、令和 6 年の 2 歳の人口をもとに転入・転出や開発を加味して推計している。また出生（0 歳人口）については、女性子ども比の実績値と前年の 20～44 歳の女性人口をもとに算出している）。

3 出生時の母親の年齢

出生時の母親の年齢は、過去5年間いずれも30～34歳が3割台後半と最も高くなっています。24歳以下の区分については、おおむね減少傾向にあります。

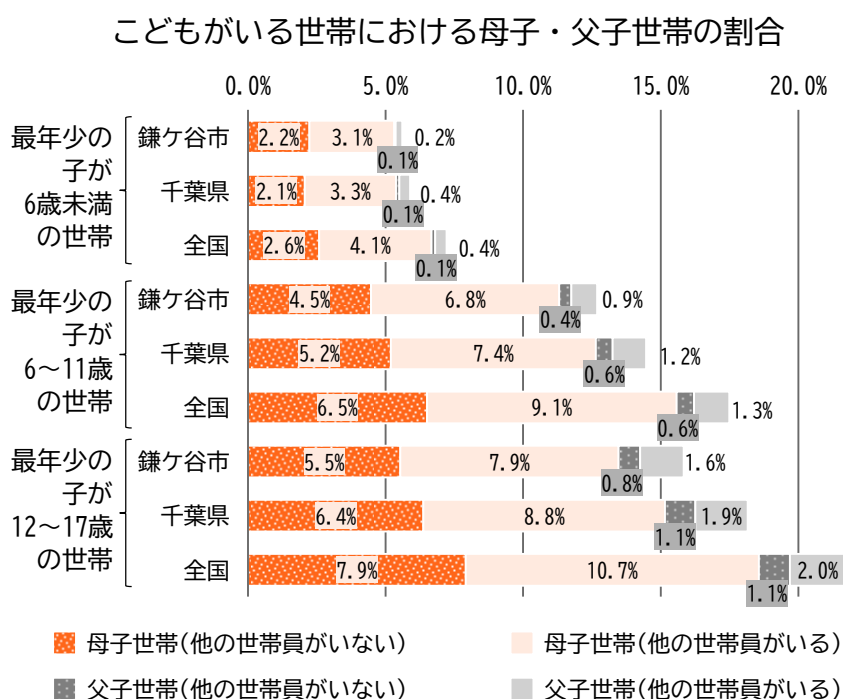


※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

4 こどもがいる世帯における母子・父子世帯の割合

母子世帯（他の世帯員がいない）の割合は、最年少の子が6～11歳・12～17歳の世帯でそれぞれ約5%となっています。父子世帯（他の世帯員がいない）の割合は、最年少の子が6～11歳・12～17歳の世帯でそれぞれ約0.5%となっています。

千葉県・全国と比較すると、母子世帯・父子世帯ともに割合が低くなっています。

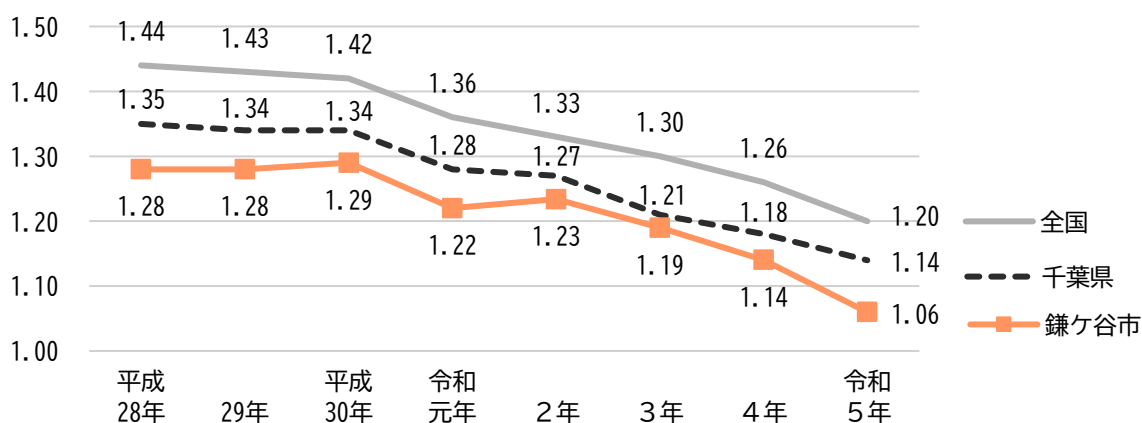


5 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、平成30年から令和5年にかけて減少しており、令和5年時点で1.06となっています。

また、全国や千葉県と比較して低い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移



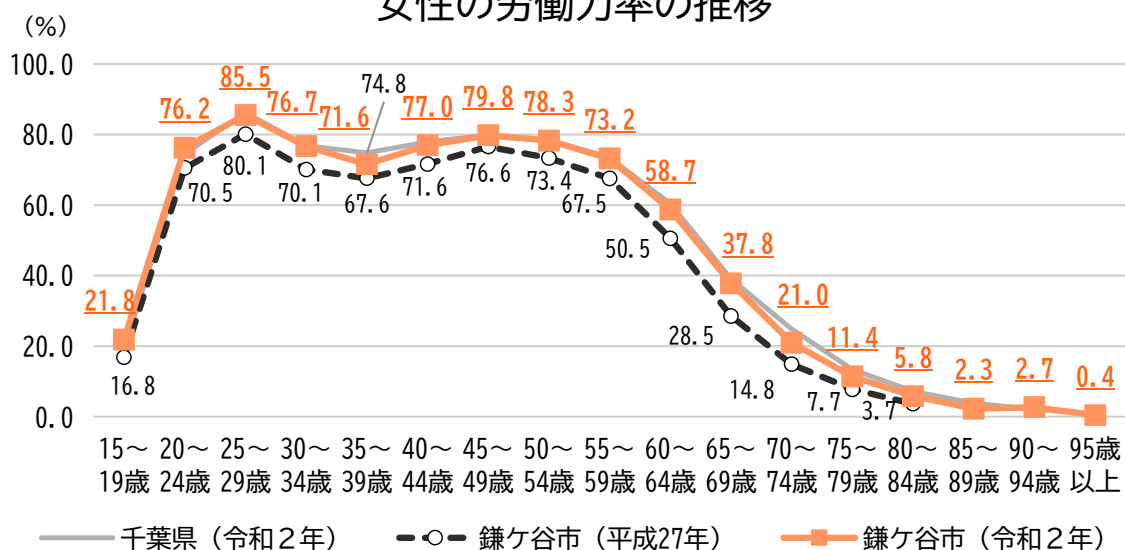
資料：人口動態調査

6 女性の労働力率の推移

令和2年度における女性の労働力率の推移をみると、すべての年代で平成27年から上昇し、特に60～64歳では10ポイント程度上昇しています。

35～39歳付近では、その前後より労働力率が低くなっており、特に35～39歳では、千葉県と比較しても3.2ポイント低くなっています。

女性の労働力率の推移

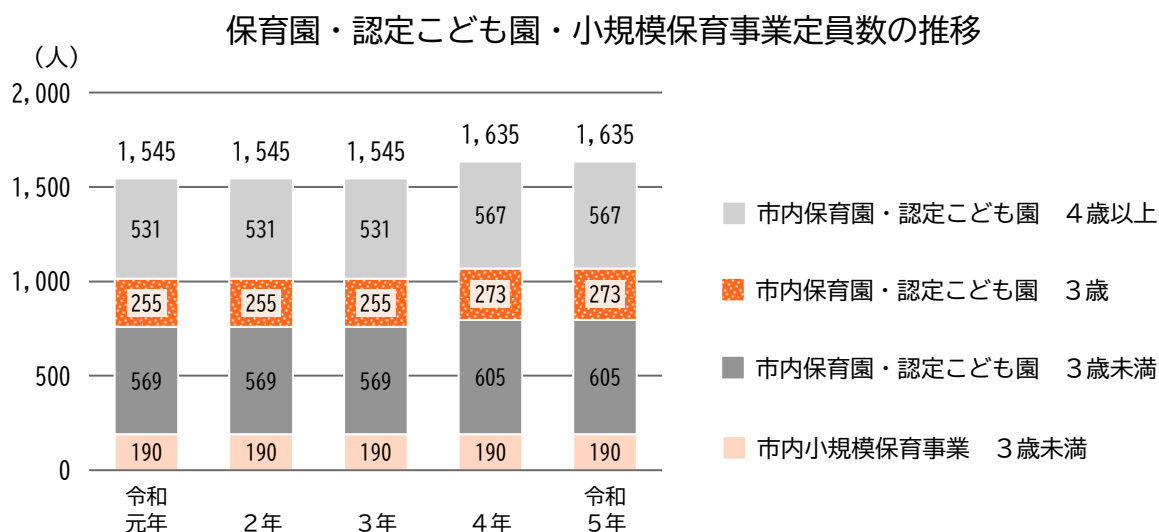


資料：国勢調査

※「85歳～89歳」「90歳～94歳」「95歳以上」の集計は令和2年から追加されています。

7 保育園・認定こども園・小規模保育事業の定員数

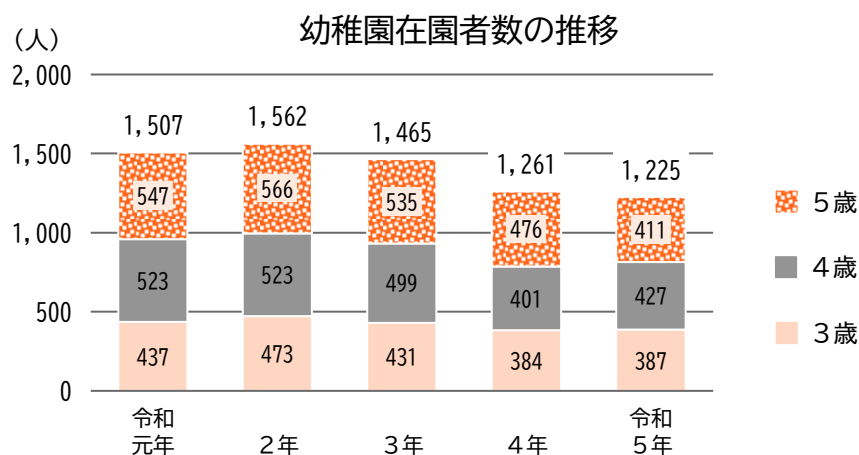
保育園・認定こども園・小規模保育事業の定員数をみると、令和3年から令和4年にかけて、定員を90人拡大しています。



資料：幼児保育課（各年4月1日）

8 幼稚園在園者数の推移

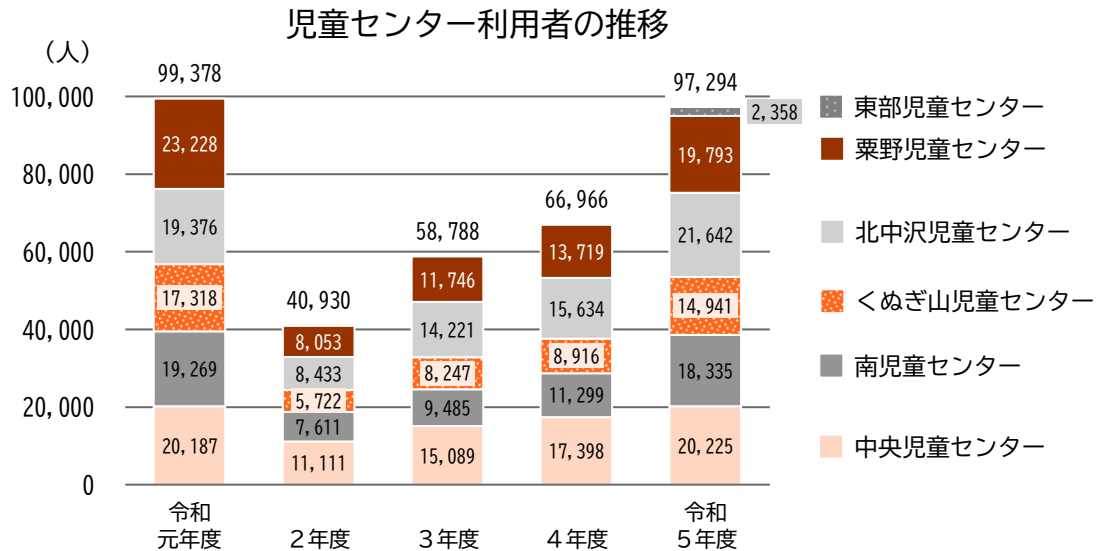
幼稚園在園者数をみると、令和元年から令和5年にかけて減少しており、令和5年時点で1,225人となっています。



資料：幼児保育課（各年4月1日）

9 児童センター利用者の推移

児童センターの利用者数についてみると、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、令和2年度から令和4年度までは減少していましたが、令和5年度には令和元年度とほぼ同水準の97,294人となっています。



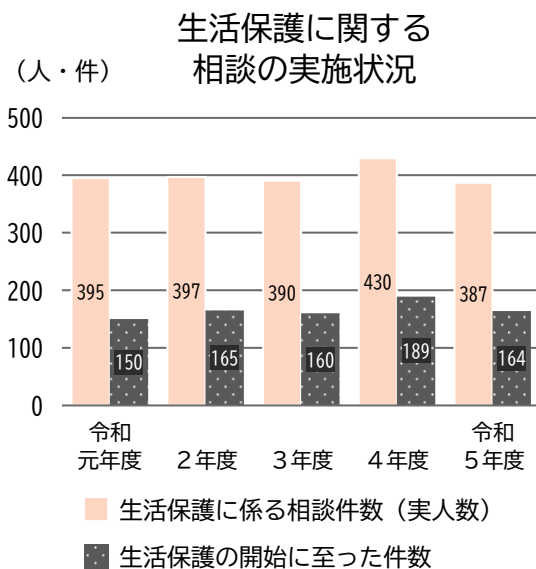
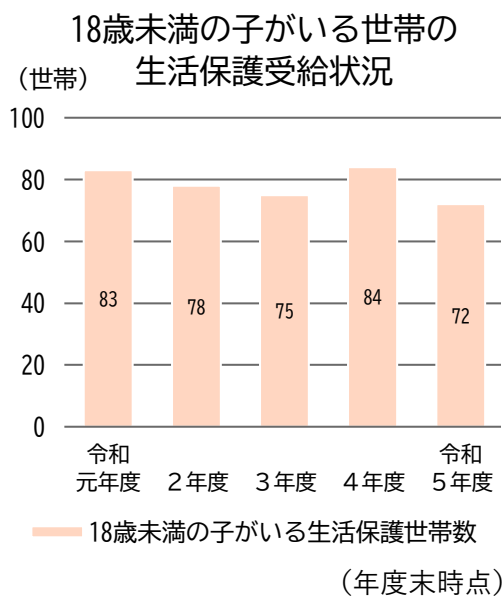
資料：こども支援課

※東部児童センターは、令和6年3月20日に開設しています。

10 生活保護に関する状況

18歳未満の子がいる生活保護世帯数は年によって増減があるものの70～80世帯程度で推移しています。

また、生活保護に関する相談人数（実人数）は、毎年400人前後で、生活保護の開始に至った件数は、毎年150～200件程度で推移しています。



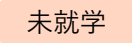
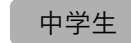
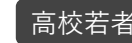
資料：社会福祉課

第2節 アンケートからみる状況

1 調査の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の状況や要望、意見を把握することを目的として実施しました。

		未就学児 保護者調査	小学生 保護者調査	中学生調査	高校生・ 若者調査
調査対象者		鎌ヶ谷市内の未 就学児童がいる 世帯・保護者	鎌ヶ谷市内の小 学生がいる世帯 ・保護者	鎌ヶ谷市内の公 立中学校に通う 生徒	鎌ヶ谷市に在住 する 15～29 歳 の市民
抽出方法		無作為抽出			
調査方法		郵送配布・郵送回収		調査に関する案内用紙を配付し、 インターネットを通じて回答	
調査期間		令和 6 年 2 月～ 3 月			
回収 結果	配布数	1,200	1,200	950	1,400
	回収数	538	508	196	261
	回収率	44.8%	42.3%	20.6%	18.6%

なお、各調査の結果についてはそれぞれ     のアイコンをつけて示します。

■図表の見方

- 回答結果の割合「％」は集計対象者総数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選べる方式）の設問の場合、回答結果の割合「％」は、集計対象者総数に対する選択肢ごとの回答者の割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n（number of cases）」は、集計対象者総数（回答者限定設問においては限定条件に該当する人）を表しています。

2 調査結果からみる鎌ヶ谷市の課題

■ こどもの権利⁵、社会参画について

未就学

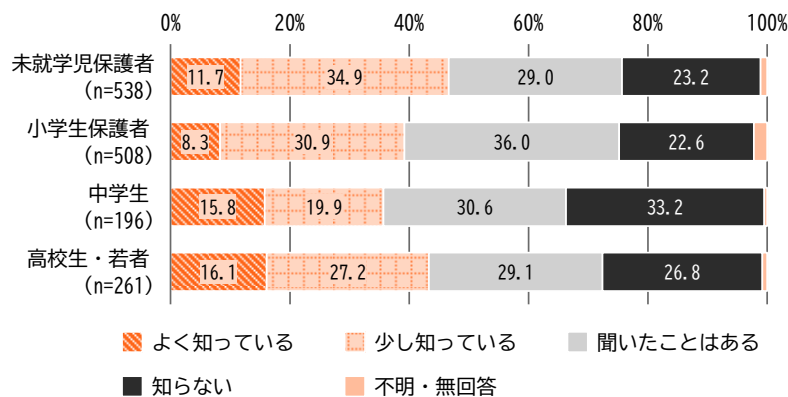
小学生

中学生

高校若者

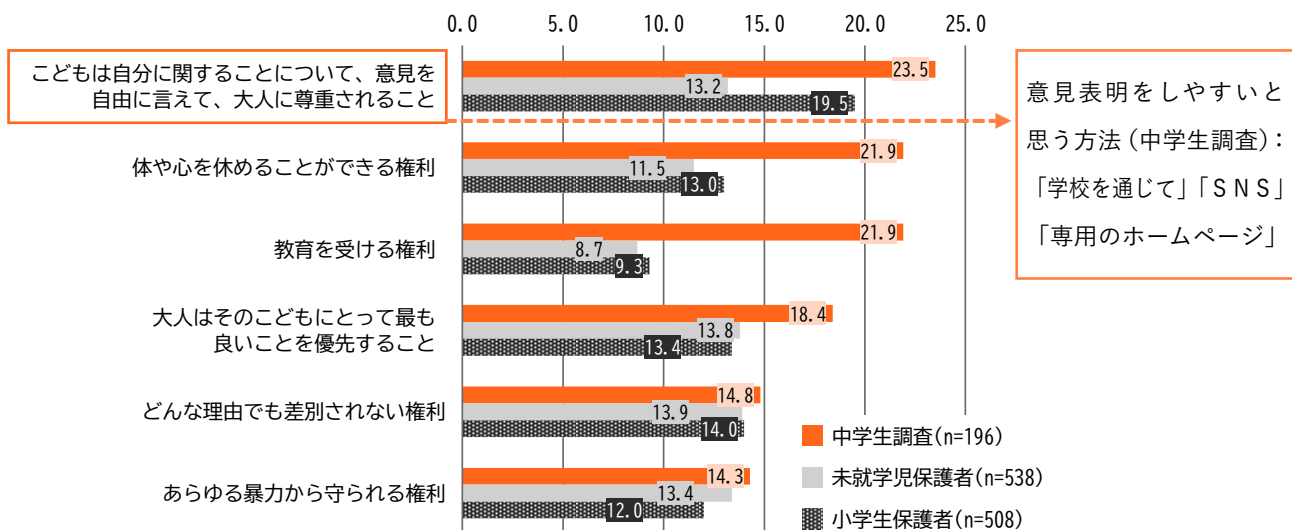
「こどもの権利」についてよく知っている割合は、未就学児保護者、小学生保護者で10%前後、中学生、高校生・若者で15%前後となっており、一層の啓発が求められます。

「こどもの権利」の認知度



守られていないと思う権利について、「意見を自由に言えて尊重される」「休める権利」「教育を受ける権利」が中学生調査で2割台となっています。

守られていないと思う権利



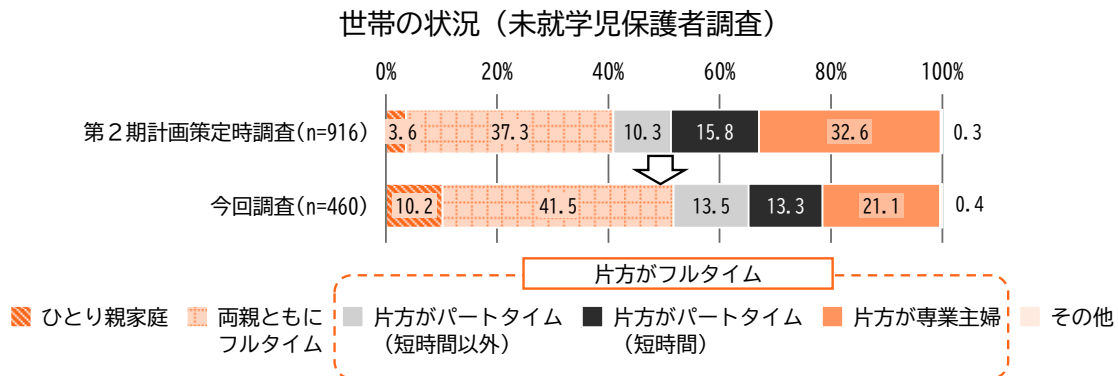
調査からみえる課題

「こどもの権利」について一層の啓発が求められるとともに、こどもの意見表明・社会参画に向けて様々な機会を確保することが求められています。



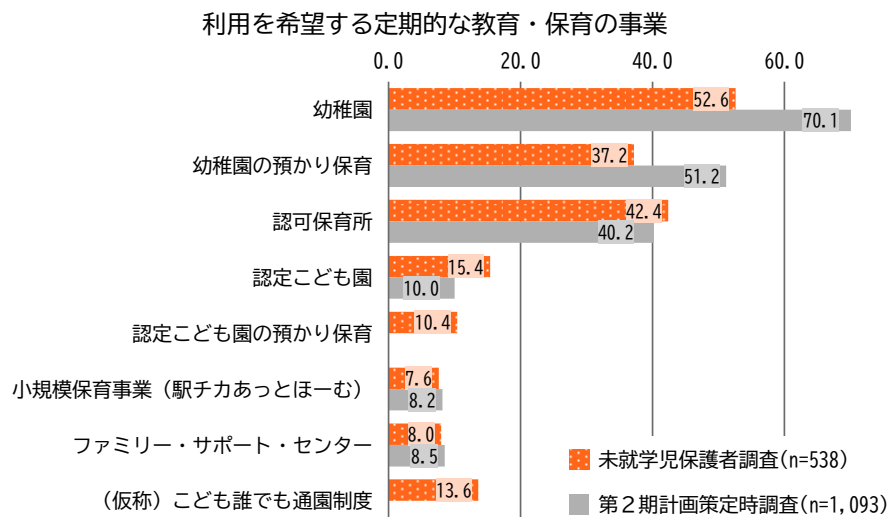
⁵ 子どもの権利条約で掲げる4つのこどもの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を踏まえ、6つの基本理念をもとに、こどもの権利として、未就学児の保護者や中学生等に対しアンケートを実施しました。

世帯の状況⁶についてみると、第2期計画策定時の調査（平成31年1月～2月）と比べて、「ひとり親家庭」「両親ともにフルタイム」「片方がフルタイム・片方がパートタイム（短時間以外）」が増加しており、全体として子ども・子育て支援事業を利用するニーズが高い世帯タイプの増加がみられます。



利用を希望する定期的な教育・保育の事業について、「幼稚園」「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」の順に多くなっています。

また、第2期計画策定時の調査と比べて、「認定こども園」で増加がみられます。



※「認定こども園の預かり保育」「こども誰でも通園制度」は、今回調査で追加した選択肢です。

調査からみえる課題

世帯の状況の変化に伴う保育ニーズの高まりや、認定こども園の増加等にみられる教育・保育のニーズの多様化に対応することができる体制の確保が求められます。



⁶ 世帯の状況については、判定に必要な項目に不明・無回答がある回答を、除外して算出しています。

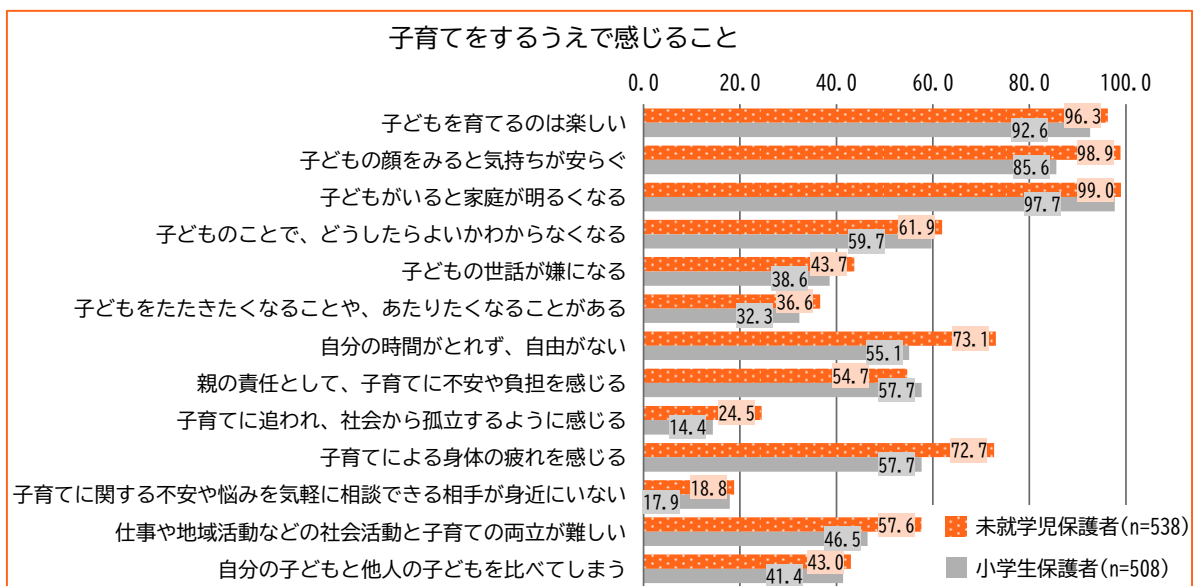
■子育ての負担度合いが高い世帯の状況

未就学

小学生

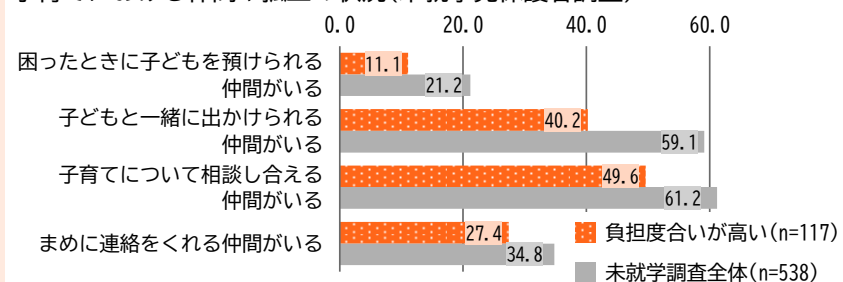
子育てをするうえで感じていること（「よく感じる」「時々感じる」の合計）についてみると、「子どもをたたきたくなることや、あたりたくなることもある」が各調査で3割台、「子育てによる身体の疲れを感じる」が未就学児保護者で72.7%、小学生保護者で57.7%など、様々な側面で子育ての負担・不安が生じていることが分かります。

これらの項目への該当状況から抽出した「子育ての負担度合いが高い世帯」においては、「困ったときに子どもを預けられる仲間」「子どもと一緒に出かけられる仲間」「子育てについて相談できる仲間」が少ない傾向があり、孤独・孤立への対応が求められます。

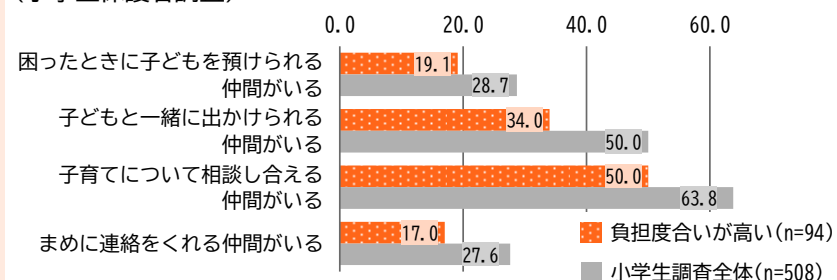


上記13項目から抽出した
子育ての負担度合いが
高い世帯の状況

子育てにおける仲間や孤立の状況(未就学児保護者調査)

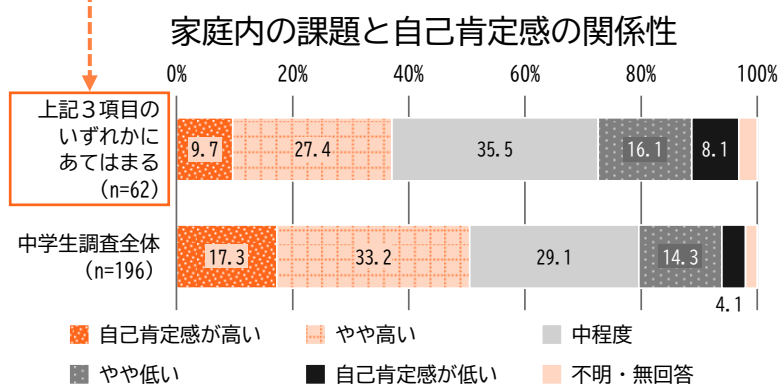
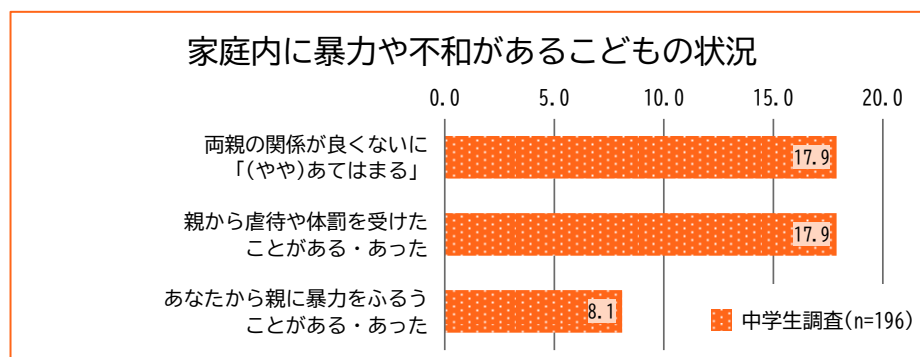


(小学生保護者調査)



家庭内の課題について、「両親の関係が良くない」「親から虐待や体罰を受けたことがある・あった」はそれぞれ17.9%、「親に暴力をふるうことがある・あった」は8.1%となっています。

これらの課題に該当する家庭の中学生本人においては、自己肯定感が低い傾向がみられ、課題へのきめ細かい対応と本人の将来に向けた支援を一体的に実施していくことが求められます。



調査からみえる課題

子育て世帯が抱える様々な負担・不安への対応にあたっては、**孤独・孤立対策の視点をもって取り組む**とともに、**こども本人の視点に立って**、一人ひとりが自己肯定感を高めながら成長できるよう取り組んでいくことが求められます。



■相談支援のニーズについて

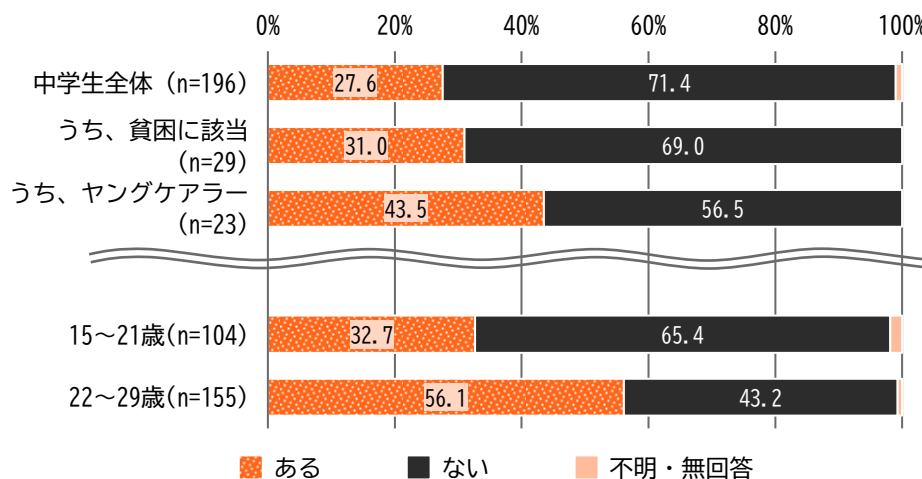
中学生

高校若者

悩んでいることや不安に感じていることについて、「誰かに相談できればよかった、または、もっと他の人に相談できればよかった」と思ったことがある割合は、中学生全体では 27.6%、15～21 歳では 32.7%、22～29 歳では 56.1%となっています。

中学生においては、貧困に該当（体験や所有物の欠如）及びヤングケアラーにおいて、全体より相談できればよかったと思う割合が高くなっています。

もっと相談できればよかったと思った経験



調査からみえる課題

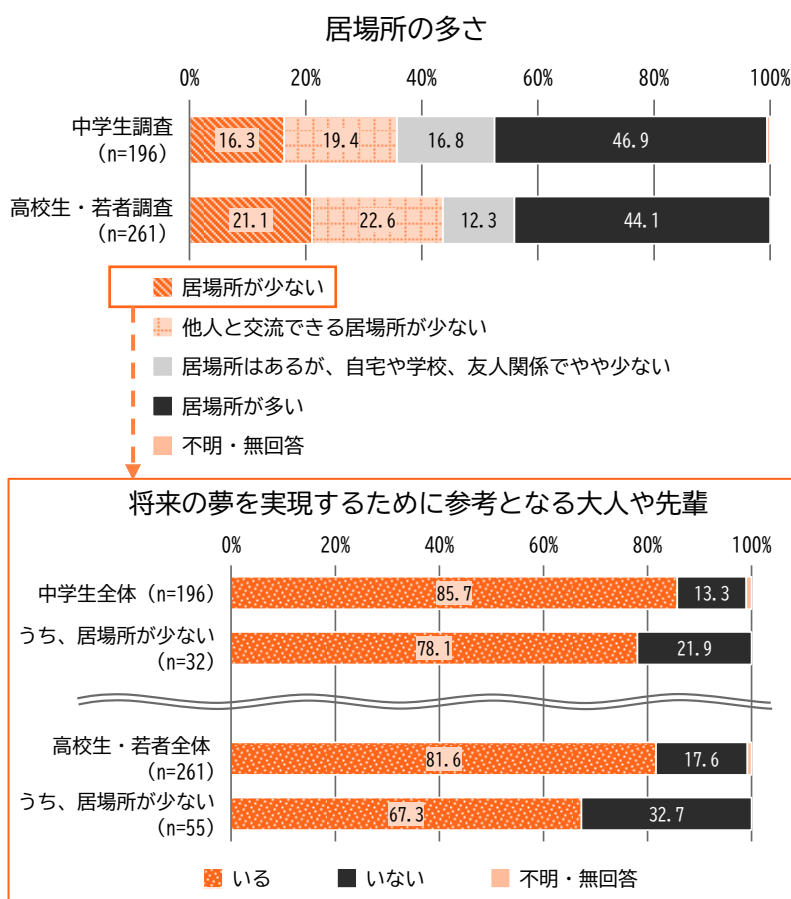
中学生において貧困やヤングケアラーに該当する方で相談のニーズが高くなっており、また 22～29 歳においてはもっと相談できればよかったと思う割合が半数以上となっています。

年代や課題ごとに異なる相談支援のニーズへ対応することが求められます。



居場所の多さ⁷についてみると、「居場所が少ない」について中学生調査で16.3%、高校生・若者調査で21.1%となっています。

また、将来の夢を実現するために参考となる大人や先輩がいるかについて、中学生調査、高校生・若者調査のいずれも、調査全体の「いない」の割合よりも、居場所が少ない方の割合が多くなっています。



調査からみえる課題

特に居場所が少ない方に対して、将来の夢を実現するための環境づくりが求められることを踏まえ、**安心できる場所であるとともに、誰と（どのような人たちが共に）過ごすかに着目し、豊かな経験や活躍の機会を得られる居場所づくり**を進めることが求められています。



⁷ 居場所の多さ：次の11項目（①自分の部屋、②家族の集まる部屋、③友達の家、④親せきの家、⑤学校の教室、⑥職場、⑦部活動やクラブ活動または趣味のサークル・コミュニティ、⑧娯楽施設、⑨飲食店、インターネット（⑩通話やゲーム、⑪VR上の空間）のうち居場所だと感じるものの数等から分析を行っています。なお、「居場所が少ない」については、11項目中、居場所だと感じるものが4項目以下の方となっています。

■こどもの貧困対策について

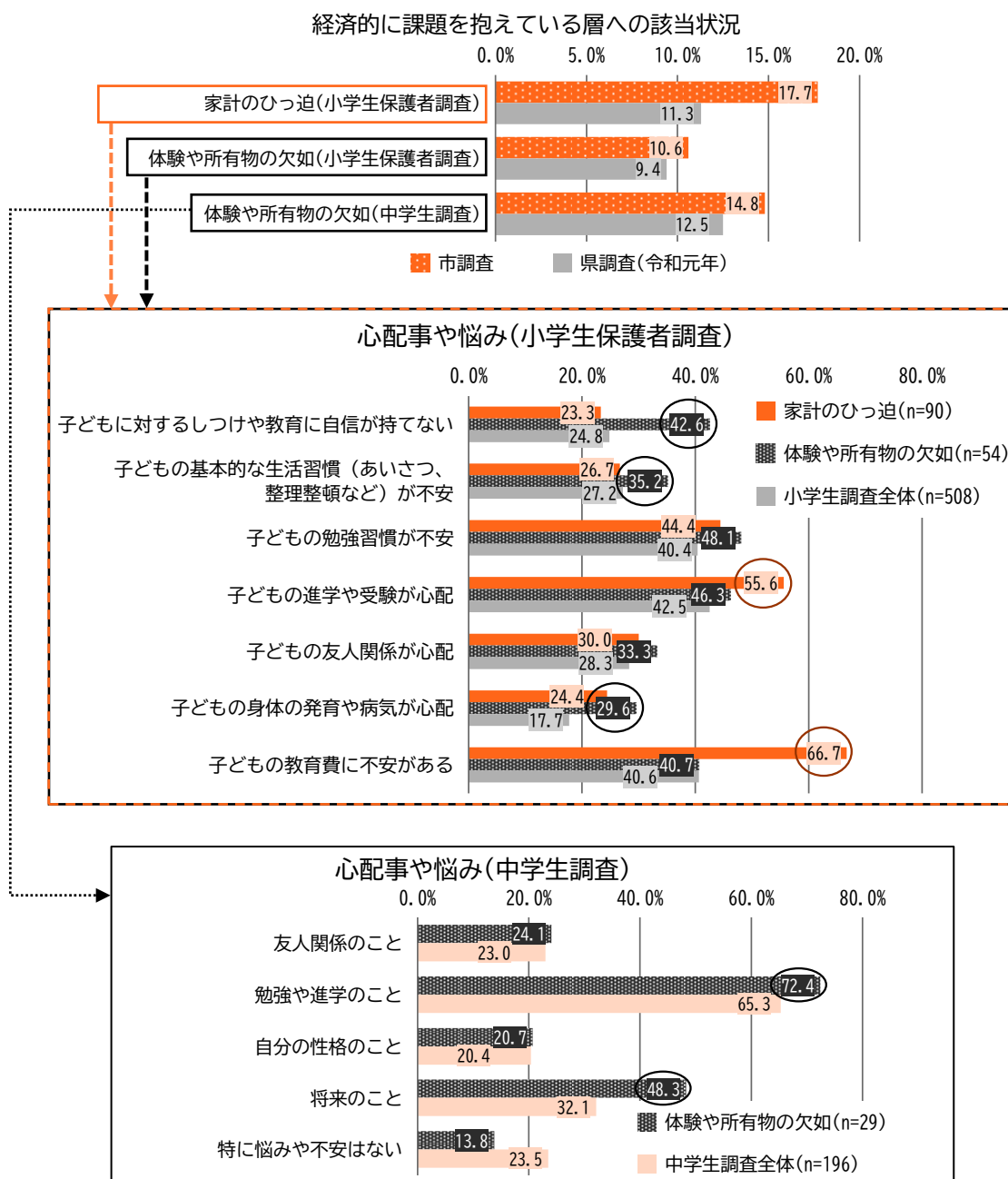
小学生

中学生

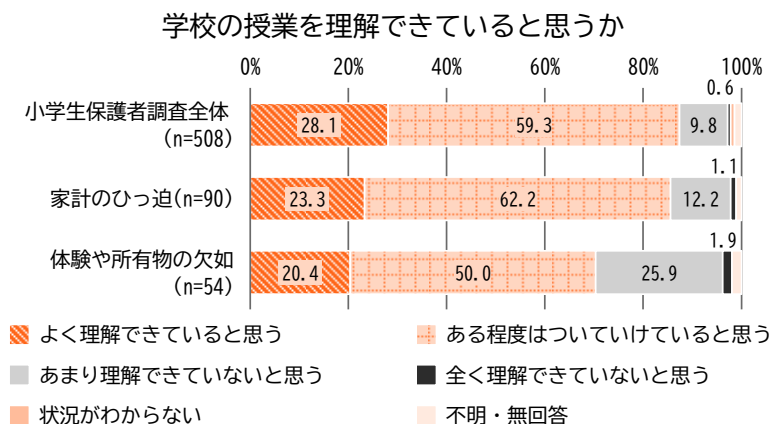
小学生保護者調査、中学生調査の2種類の調査の中で、「千葉県子どもの生活実態調査」を参考として、経済的に課題を抱えていると考えられる層を抽出するための設問を設けています。

家計のひっ迫（小学生保護者調査のみ）、体験や所有物の欠如に該当する割合は次のとおりであり、調査様式が異なるため厳密な比較は難しいものの、「家計のひっ迫（小学生保護者調査）」で令和元年の県の調査に比べて高い水準となっています。

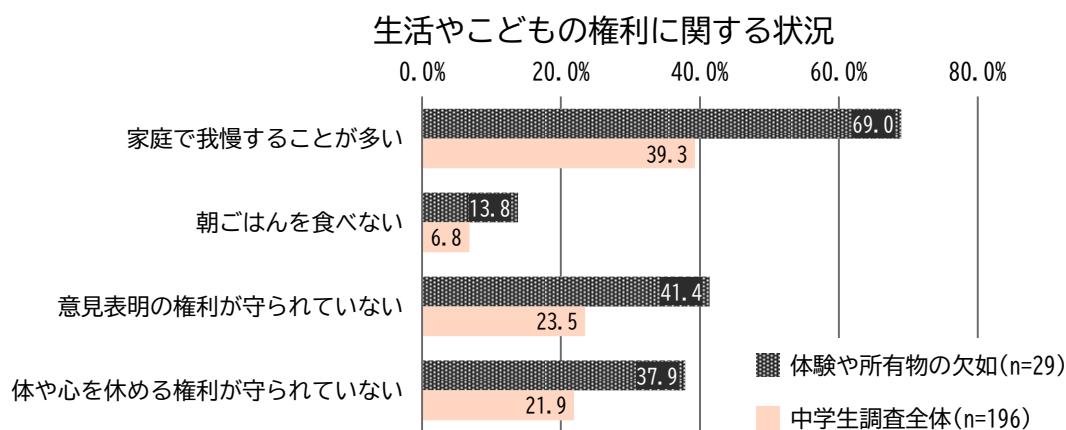
また、経済的に課題を抱えていると考えられる層における心配事や悩みの状況について、それぞれの層で高くなっている項目（下のグラフで○をつけている箇所）がみられます。



こどもの貧困の視点から小学生の学習状況をみると、特に体験や所有物の欠如に該当する層において学校の授業を「あまり理解できていない」が多くなっています。



こどもの貧困の視点から中学生の生活やこどもの権利に関する状況をみると、体験や所有物の欠如に該当する層において「家庭で我慢することが多い」「朝ごはんを食べない」「意見表明の権利が守られていない」「体や心を休める権利が守られていない」の割合が高くなっています。



調査からみえる課題

調査結果をみると、「家計のひっ迫」や「体験や所有物の欠如」に該当する世帯が一定数みられます。

これらの経済的に課題を抱えていると考えられる層においては、**生活・学習の両面において支援のニーズが高い**と考えられます。



第3節 施策の実施状況と課題

【こども施策に関する総括】

第2期計画においては、計画に位置付けられている認定こども園の整備や地域子ども・子育て支援事業について、計画通りに事業展開を進めてきました。また、計画に位置付けられる事業の実施に加えて、子ども医療費の助成を高校生等まで拡充、小学校1年生の学校給食費の無償化、多子世帯の保育料及び学校給食費の減免など、更なる経済的な支援の充実に取り組んできました。

また、子育て支援として、産後ケア事業の通所及び訪問型を新たに実施するほか、産婦健康診査、1か月児健康診査の助成を開始しています。ハード面では、東部児童センターの開設、市制記念公園内に、新たな水遊び場を整備するほか、国基準の待機児童ゼロを継続するための取組を進めてきました。



東部児童センター外観

【第2期計画の実施状況・課題】

第2期計画における4つの基本方針ごとの実施状況及び課題は、以下のとおりです。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援 について

第2期計画に位置付けて実施をしてきた、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ等の事業は利用希望者数が増加しており、アンケート調査においても世帯の就労等の状況が変化する中で、保育や子育て支援施策のニーズが高まっています。また、相談件数も増加傾向にあり、アンケート調査においても子育て負担度合いが高い世帯で孤独・孤立がみられるなど、相談ニーズが高まっています。

こうした状況を踏まえて、保育や子育て支援施策について、質・量の両面から充実を図っていくとともに、相談支援における対応力の向上や情報発信に取り組んでいくことが課題となっています。また、児童センターや公立保育園等の施設においては、計画的な施設設備の更新に取り組むことが必要です。

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援 について

子育て家庭におけるDV等の暴力の対策においては、こうした家庭が地域で孤立しやすいことを踏まえるとともに、こども本人への影響を考慮した上で包括的な支援に取り組むことが必要です。また、障がい児や慢性疾患をもつこどもの支援においては、経済的支援の充実とともに、ペアレントトレーニングや医療的ケアへの対応等、専門的な支援の必要性が高まっています。さらに、ひとり親家庭や生活困窮世帯など、経済的に厳しい状況に置かれやすい家庭に対する支援の必要性も増加しています。

こうした状況を踏まえ、アウトリーチ等の適切な支援につなげるための取組や個々の家庭の状況に応じたきめ細かな対応が課題となっています。

基本方針 3 子どもを産み育てる家庭への支援 について

第2期計画においては、健康診査や保健指導等、親子の健康の確保や切れ目のない支援に取り組んできました。一方で、本市においても出生数が減少し、世帯の状況も変化している中で、保護者間での交流が少なくなり孤独・孤立に陥る子育て家庭への支援が課題となっています。相談支援の充実を図るとともに、情報発信を積極的に行うなど、子育て家庭への支援対策を進める必要があります。

また、経済的支援について、国の動向等を踏まえながら着実に実施してきたところですが、今後も国の指針等に基づき、適正な支給や周知に取り組む必要があります。

基本方針 4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備 について

第2期計画においては、子育てと仕事の両立や、地域の多様な主体の子育てへの参画促進、安全な環境の整備等に取り組んできました。一方、子育てをめぐる環境が変化する中、共働き世帯が増加し、子育て世帯を支える更なる支援の必要性が高まっています。

これらの課題に対し、地域の子育てボランティア活動の促進を含めた地域全体での子育て支援体制の強化や情報発信の充実が必要です。

また、こどもが安心して暮らせる環境づくりに向けて、公園や自然と触れ合う空間の整備、通学路の安全確保、ハード・ソフト両面からの犯罪対策などに取り組んでいく必要があります。

また、国のこども大綱等を踏まえて本市の現状を取りまとめる中で、以下のような課題への対応が求められています。

近年顕在化した課題への対応 について

近年、こどもを取り巻く環境の変化に伴い、ヤングケアラーや居場所が少ないこども・若者への支援、インターネット上の問題等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対し、こども基本法の趣旨を踏まえつつ、関係機関と連携しながら、啓発活動や支援体制の強化、情報提供の充実に取り組む必要があります。

こども・若者の将来の夢の実現に向けた取組の充実

こども・若者の将来の夢の実現に向けて、様々な体験の機会の充実や就労支援等を社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、学校教育においては、GIGAスクール構想が開始される中、ICTのより一層の有効活用やいじめ・不登校対策の強化、食育の推進、教職員の資質向上が必要です。

生涯学習においては、世代間交流の促進、読書活動支援、芸術文化やスポーツに触れる機会の創出、地域に開かれた学校づくりなど、多様な学びと体験の場の提供が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、第2期で推進してきた基本理念を継承するとともに、誰もが安心してこどもを生み育て、こどもたち一人ひとりが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるまちの実現を目指します。

【基本理念】

こどもたち一人ひとりが夢や希望を持てるまち

第2節 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本方針を設定することによって、施策の方向性を明らかにするとともに、総合的な施策展開を図ります。

基本方針1 安心してこどもを産み育てられる社会の実現

子育て世帯が直面する課題が多様化・複雑化する中、課題に対応するための伴走型支援や親子に対する見守り体制を整備するとともに、子育て世帯に対する妊娠・出産から育児における切れ目のない支援を提供します。

また、こどもを安心して産み育てられる社会の実現に向けて、経済的支援の充実が求められることを踏まえ、法律に基づいた経済的支援や医療費等の負担軽減等を着実に実施します。

さらに、母と子の健康を確保し、母と子の健康増進を図るため、健康診査・健康相談等の実施、各種予防接種の接種勧奨、口腔機能の発達と支援など、母子保健の取組を推進します。

基本方針 2 すべてのこどもが健やかに育つための支援の充実

すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備するため、多様な保育ニーズに対応した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、ＩＣＴなどのデジタル技術の積極的な活用や放課後児童クラブの環境整備等を推進し、サービスの質の向上を図ります。

これらの施策を通じて、すべての子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備し、社会全体で子育てを支える体制を構築していきます。

基本方針 3 社会全体でこども・若者を支えるための環境の整備

子育てに関するボランティア活動を促進するとともに、遊び場の確保や居場所づくりを通じて、こども・若者を支える地域づくりを進めます。

また、こども・若者が安全で安心して暮らせるよう、防犯対策の充実や犯罪等からこども・若者を守る環境整備を行うとともに、河川や公園等の整備を進めます。

さらに、こども・若者の希望をかなえる支援として、結婚に伴う新生活への経済的支援や就労支援を進めます。

基本方針 4 こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくり

こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくりを目指し、学校教育の充実や児童生徒の健康・安全の確保に取り組むとともに、人権や多様性が尊重される地域づくりを推進します。

また、生涯学習の推進や青少年の健全育成を通じて、こども・若者の豊かな人間性と創造性を育み、すべてのこども・若者が個性を発揮し、互いを尊重しながら成長できる社会の実現を目指します。

基本方針 5 きめ細かな支援が必要なこども・若者、子育て家庭への支援

社会課題が多様化・複雑化する中で、制度の狭間に陥ったり、孤独・孤立を抱えたりすることで適切な支援に結びつくことができないこども・若者の増加が社会課題となっています。

こうした困難を有するこども・若者に対して、積極的なアプローチを行い、適切な支援を受けながら安心して育つことのできる環境づくりを推進します。

また、こどもの貧困が社会課題となる中で、経済的支援と生活・学習等の支援を組み合わせた対策を推進します。

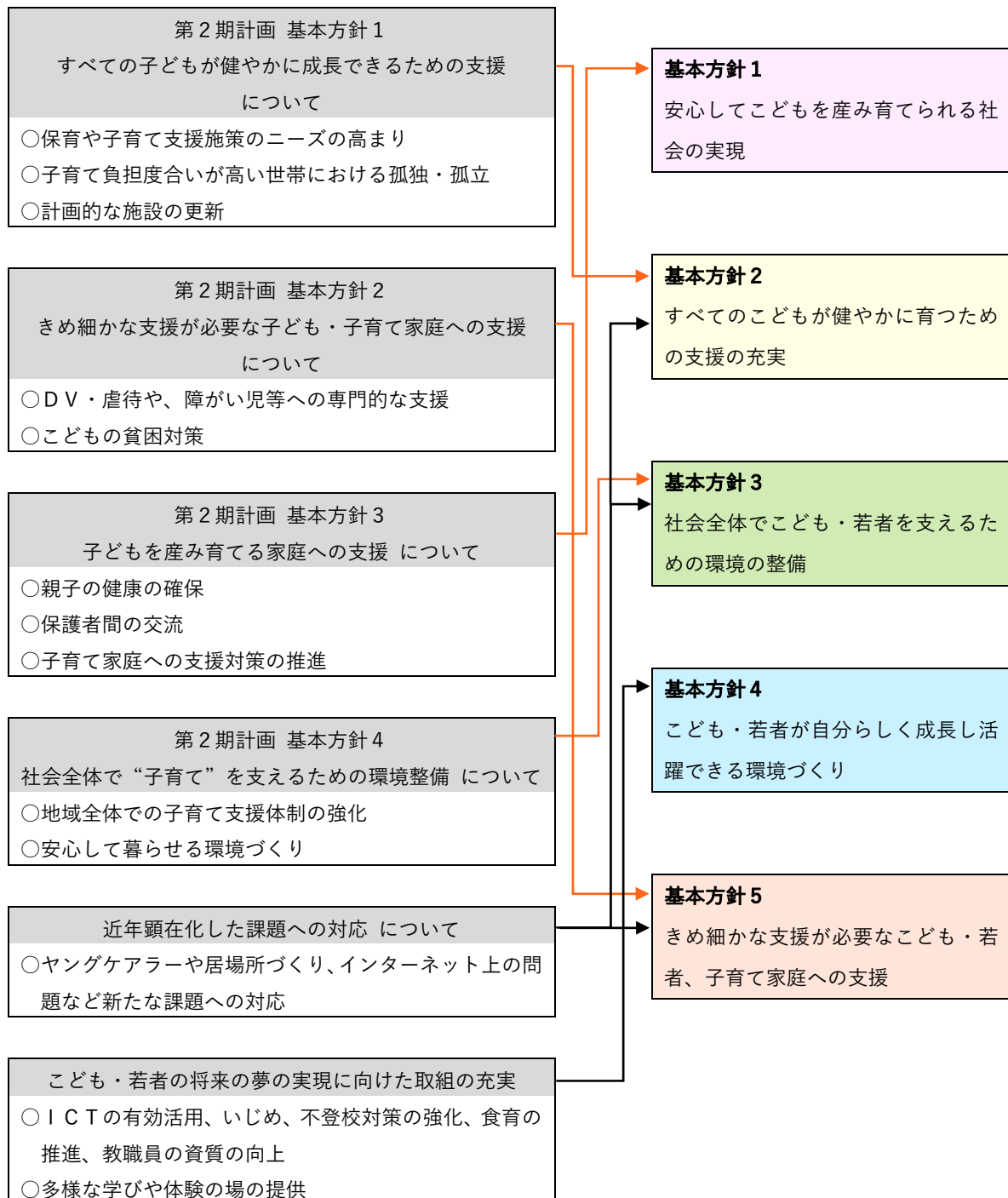
課題と施策体系の対応について

本計画の体系は、第2章第3節において取りまとめている、こども施策の実施状況と課題を踏まえて検討し、課題に対応した施策体系としています。

それぞれの課題と、基本方針との対応は、下図のとおりです。

<課題>

<本計画の体系>



第3節 施策の体系

▶▶ 基本方針1 安心してこどもを産み育てられる社会の実現

政策1 相談支援体制の充実	
	施策1 子育て全般に関する相談体制の充実
政策2 妊娠・出産から切れ目のない支援	
	施策1 親子に対する継続的な見守りと働きかけ
	施策2 子育て支援に関する情報の周知
	施策3 共働き世帯を支える環境づくり
政策3 経済的な支援の充実	
	施策1 法律に定められた手当等の支給
	施策2 教育・保育に対する給付等の実施
	施策3 医療費等の負担軽減
	施策4 多子世帯対策の充実
政策4 母と子の健康確保	
	施策1 健康診査・健康相談等の実施
	施策2 各種予防接種の接種勧奨
	施策3 口腔機能の発達と支援

▶▶ 基本方針2 すべてのこどもが健やかに育つための支援の充実

政策1 就学前のこどもに関する教育・保育サービスの充実	
	施策1 認可保育園等の整備・普及
	施策2 保育園・幼稚園の充実
	施策3 教育・保育施設における食育の推進
政策2 多様な家庭に対応した保育サービスの充実	
	施策1 ニーズに応じた様々な子育て支援の充実
政策3 放課後等におけるこどもの健全な育成支援の充実	
	施策1 放課後の安全な居場所づくり
	施策2 児童センター機能の充実・健全な遊びの提供

▶▶ 基本方針3 社会全体でこども・若者を支えるための環境の整備

政策1 地域による子育て支援の充実	
	施策1 ボランティアの育成
	施策2 地域における子育て資源の充実
政策2 遊び場の確保及び居場所づくり	
	施策1 保育園・児童センター・児童遊園等の遊び場の確保
	施策2 こども・若者の居場所づくり
政策3 地域の安全確保	
	施策1 防犯対策の充実
	施策2 犯罪等からこども・若者を守る環境整備
政策4 安心して暮らせる都市の整備	
	施策1 緑と水のまちづくり
	施策2 ユニバーサルなまちづくり
政策5 こども・若者の希望をかなえる支援	
	施策1 結婚・子育てに関する希望の形成
	施策2 若者の就労支援

▶▶ 基本方針4 こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくり

政策1 学校教育の充実及び児童生徒の健康・安全の確保	
	施策1 学校教育の充実
	施策2 学校と地域の連携体制の構築
	施策3 児童生徒の安全確保
	施策4 学校給食の充実
政策2 生涯学習の推進及び青少年の健全育成の推進	
	施策1 生涯学習の推進
	施策2 青少年の育成
政策3 芸術文化及びスポーツの振興等	
	施策1 市民文化活動の推進及び芸術文化の振興
	施策2 スポーツの振興
	施策3 観光の魅力発見
政策4 人権の尊重及び男女共同参画の推進	
	施策1 こども・若者の権利・人権の啓発
	施策2 男女共同参画と多様性の尊重の推進

▶▶ 基本方針5 きめ細かな支援が必要なこども・若者、子育て家庭への支援

政策1 ひとり親家庭への支援及びこどもの貧困対策	
	施策1 経済的な支援
	施策2 子育て・生活支援
	施策3 就業支援
	施策4 こどもの学習・生活支援
政策2 児童虐待防止及びヤングケアラーへの支援	
	施策1 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進
	施策2 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応
	施策3 ヤングケアラーへの支援
政策3 障がい児及び医療的ケアを必要とする児童への支援	
	施策1 障がいの早期発見及び早期療育体制の充実
	施策2 自立した生活への支援・相談支援の充実
	施策3 医療的ケア児への支援
政策4 困難を抱えるこども・若者を支える取組の推進	
	施策1 様々な悩みに対する相談支援の充実
	施策2 こども・若者の自殺防止対策
	施策3 非行の防止と自立支援の推進
	施策4 いじめ・不登校等の社会課題への対応

第4章 施策の展開

基本方針 1

安心してこどもを産み育てられる社会の実現

基本方針の方向性

子育て世帯が直面する課題が多様化・複雑化する中、課題に対応するための伴走型支援や親子に対する見守り体制を整備するとともに、子育て世帯に対する妊娠・出産から育児における切れ目のない支援を提供します。

また、こどもを安心して産み育てられる社会の実現に向けて、経済的支援の充実が求められることを踏まえ、法律に基づいた経済的支援や医療費等の負担軽減等を着実に実施します。

さらに、母と子の健康を確保し、母と子の健康増進を図るため、健康診査・健康相談等の実施、各種予防接種の接種勧奨、口腔機能の発達と支援など、母子保健の取組を推進します。



小学校における歯科巡回事業の様子



ブックスタート事業の様子

位置付ける政策

- 政策 1 相談支援体制の充実
- 政策 2 妊娠・出産から切れ目のない支援
- 政策 3 経済的な支援の充実
- 政策 4 母と子の健康確保

政策1 相談支援体制の充実

■現状・課題

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て家庭への切れ目のない支援を行うとともに、孤立せず安心して子育てができるよう、保育士や子育て支援コーディネーター等による相談体制を充実させるとともに、子育てに関する情報発信を積極的に行っていく必要があります。
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年6月成立）において、子育てに関する相談に対し必要な助言を行うことが出来る「地域子育て相談機関」を整備することが求められています。
- ・様々な事情により家庭児童相談員等への相談件数が増加していることに伴い、職員の専門性や対応技術の向上を図るため、外部研修の参加や多職種を交えた事例検討等が必要です。

■主な取組

施策1 子育て全般に関する相談体制の充実

区分	主な取組	主な内容
新規	総合福祉保健センター分館整備	来訪する子育て世帯の利便性の向上と子育て関係各課が連携し切れ目のないきめ細かな支援を行うため、子育て関係各課を集約した総合福祉保健センターの分館を整備します。
継続	子育て支援センター等による相談業務の実施	子育て家庭全般に関する相談について、子育てアドバイザー、保育士及び保健師等が、随時子育て相談を実施するとともに、子育てに関する情報提供を行います。
継続	★利用者支援事業の実施（子育て支援コーディネーター事業）	こども、その保護者等又は妊娠している方が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう、子育て支援コーディネーターによる支援を行います。
新規	★利用者支援事業の実施（地域子育て相談機関の設置）	市民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関を令和7年度に各児童センター（6館）及び公立保育園（4園）に設置します。特にこれまで児童センターや公立保育園で実施している子育てに関する相談に加え、より能動的な状況確認等により子育て世帯と継続的につながるための工夫を行う相談機関として設置し、こども家庭センターと連携・調整を行います。

★が付いている事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業であり、第5章第4節（90頁）に量の見込み及び提供体制の確保について掲載しています。

区分	主な取組	主な内容
継続	家庭児童相談員等による相談業務の実施	家庭児童相談員等が電話・面接・訪問等により、家庭の状況を把握し、社会的養護が必要なこども・保護者等に対し、適切な支援を行います。また、個別支援会議を開催し、関係機関と今後の対応方針等を検討し、支援の円滑化を図ります。
拡充	保育園による相談業務の実施	子育てに関する不安や悩みの解消を図るため、保育園に従事する保育士・保健師等が、地域の子育て家庭の様々な相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、相談内容に応じて関係行政機関、施設による支援につなげます。 さらに、令和7年度から、子育て世帯の方が身近で気軽に相談できる場所として、新たに「地域子育て相談機関」(31 頁)を設置します。



総合福祉保健センター分館整備事業
(イメージ)

政策2 妊娠・出産から切れ目のない支援

■現状・課題

- ・核家族が主流となる中、出生数が年々減少傾向にあることや感染症の影響等により、親族からの支援が受けられないことに加え、身近に相談相手がいないなど、地域で孤立してしまう親子が増加しています。
- ・妊娠期から子育て期まで、各家庭に寄り添い、安心して妊娠・出産、育児ができるよう継続的な相談支援を行うことが必要です。
- ・妊娠、出産期及び子育て期は不安が多い時期であることから、各家庭のニーズに合わせた切れ目のない支援を行うとともに、様々なツールを使い、子育てに関する情報を積極的に発信していく必要があります。
- ・令和元年度に実施した男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査では男女別にみると家事、育児、介護に携わる1日当たりの平均時間について、男性が約2時間であるのに対し女性が約7時間と大きな差がみられます。
- ・核家族が主流となったことにより、保護者が子育てに不安を感じたり孤立感を抱えている現状があることから、共働き世帯同士が交流し、子育て環境に対して安心感を得られるよう家庭教育への支援が必要です。

■主な取組

施策1 親子に対する継続的な見守りと働きかけ

区分	主な取組	主な内容
継続	★妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、一人ひとりに合った支援プランシートを用い、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目なく一貫した支援を行います。また、妊娠届出時面接及び新生児訪問等の後に、妊婦のための支援給付金を支給します。
継続	ウエルカムベビースクールの開催	マタニティライフを健やかに過ごせるよう、妊娠中の生活や育児、食生活のポイントや妊娠中に注意すべき口腔の状態についての講義や実習を実施します。また、父親の育児参加のための健康教育を実施します。
継続	産前産後サポート事業の実施	妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師、保健師が家庭訪問や電話相談等の必要な相談支援を実施し、妊産婦や父親の悩み、不安及び孤立感の解消を図ります。

区分	主な取組	主な内容
継続	★乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、地区担当保健師、助産師等が訪問し、様々な不安や悩みの相談や支援を行い、子育て支援に関する情報提供と適切なサービスにつなげます。
継続	★産後ケア事業の実施	産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等による宿泊や通所、訪問にて休養や心身のケア及び育児サポートを行います。また、利用者負担の減免支援を行います。
継続	ブックスタート事業	4か月児健康相談にてブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせなどを行うとともに、絵本や子育て情報を配布します。
継続	保健推進員事業	市と市民のパイプ役となる保健推進員が乳児家庭全戸訪問や各種健康相談、育児教室への参加を通じて地域の子育て支援を行います。

施策2 子育て支援に関する情報の周知

区分	主な取組	主な内容
継続	子育て支援情報の周知	市の子育て支援に関する情報を、広報かまがや、子育てに特化したホームページ（かまっこ応援団）、かまっこすくすくアプリ、かまがや子育てガイドブック、子育て子育て応援展などで周知します。
継続	かまっこすくすくアプリ（母子手帳アプリ）の運用	紙ベースの母子健康手帳と併せて、妊婦健康診査からこどもの成長、予防接種などのデジタル管理を行うとともに、市で実施するイベントや講座など子育て情報の提供、イベントや講座の予約等が可能な母子手帳アプリを運用します。

施策3 共働き世帯を支える環境づくり

区分	主な取組	主な内容
継続	男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進	男性が育児休業を取得しやすい環境を整えるため、国・県からの男性の育児休業に関する広報等について、市内公共施設へ配架を行い、周知します。
継続	男性向けの育児啓発冊子の作成及び配布	母子健康手帳交付時やウェルカムベビースクール、母子保健サービス登録面接時において、父親の育児参加や父親の育休取得等の啓発冊子を配布します。
継続	男性の家事参加の促進	男性の家事参加を促進するため、鎌ヶ谷市版「おとう飯（はん）」事業を実施します。
継続	家庭教育への支援	こどもの保護者、家庭教育に関心のある方を対象に、こどもたちの健やかな成長を見守っていただけるような情報を共有し、子育て支援の充実を図ります。



おとう飯（はん）事業の展示



男性向けの育児啓発冊子

政策3 経済的な支援の充実

■現状・課題

- ・子育てに対する経済的な負担軽減を図るため、令和6年10月から児童手当の対象者が拡大されていますが、児童手当や未熟児養育医療給付について、引き続き広く周知を行い、適正な支給を行っていく必要があります。また、子ども医療費の高校生等までの助成を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・障がい者施策に関するアンケート調査（令和6年3月）でも障がい児、慢性疾病のこどもをもつ保護者から医療費負担の軽減や手当の充実を求める意見が多く寄せられています。
- ・国では、子育て世帯への経済的支援の充実を図る施策が検討されており、今後も国の指針に基づき、制度の周知を継続していく必要があります。
- ・国民健康保険料や国民年金保険料の産前産後免除制度については、制度が開始されて間もないため、窓口、広報及びホームページ等で周知を図る必要があります。

■主な取組

施策1 法律に定められた手当等の支給

区分	主な取組	主な内容
継続	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育している者に対して児童手当を支給します。

施策2 教育・保育に対する給付等の実施

区分	主な取組	主な内容
継続	幼児教育・保育の無償化	教育・保育施設に在籍している3歳以上児及び市民税非課税世帯の3歳未満児に対し、保護者の所得にかかわらず、保育料を無償とします。また、未移行幼稚園 ⁸ に在籍している園児に対し、上限の範囲内で保育料の無償化を実施します。 さらに、利用者へ分かりやすい説明を行います。
継続	施設型給付及び地域型保育給付	質の高い乳幼児期の教育及び保育を行うため、子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、民間保育所、小規模保育事業に対し、保育に要する費用を公定価格に基づき給付します。

⁸ 未移行幼稚園：子ども・子育て支援法に基づく給付制度に入らない、文部科学省からの助成を受けて運営する私学助成による幼稚園。

施策3 医療費等の負担軽減

区分	主な取組	主な内容
継続	子ども医療費の助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため高校生年代までの医療費の全部又は一部を助成します。
継続	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に係る医療費の一部を負担します。
継続	医療費助成・小児慢性特定疾病患児への援助金・手当等の支給	医療費助成（受給者証）の活用、慢性疾病のこども（保護者）に難病患者援助金、手当等を支給し、経済的な負担軽減を図ります。
継続	国民健康保険・国民年金における子育て支援に資する制度の運用	国民健康保険・国民年金における子育て支援に資する制度（国民健康保険の出産育児一時金・国民健康保険料の産前産後免除・国民健康保険料の未就学児の均等割軽減・国民年金保険料の産前産後免除）について、国の動向を踏まえながら運用します。

施策4 多子世帯対策の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	多子世帯における保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化とならない0歳から2歳を対象として、多子世帯における保育園等の保育料について、段階的な軽減を図ります。 ※同一世帯の18歳以下の子までを多子算定の対象として拡充しています。

政策4 母と子の健康確保

■現状・課題

- ・すべての人が、安心して妊娠・出産、育児ができるよう、健康診査費用等の公費負担を実施するとともに、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施し、健康管理及び異常の早期発見を行っています。
- ・疾病や障がい、発達の問題の早期発見・早期治療のため、受診勧奨と保健指導の充実を図る必要があります。

■主な取組

施策1 健康診査・健康相談等の実施

区分	主な取組	主な内容
拡充	★妊婦健康診査の助成	妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てられるよう、妊婦健康診査費用を助成します。 また、新たに多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合より追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、助成します。
継続	妊婦歯科健康診査の実施	妊娠中は口腔内状況が変化しやすいことを普及啓発し、歯科衛生士及び管理栄養士からの集団指導や歯科健康診査を実施します。
継続	新生児聴覚検査の助成	医療機関で実施する新生児聴覚検査について受診費用の一部を助成します。
継続	産婦健康診査の助成	身体、心、生活が変化し精神的にも不安定になる産後の心と身体の健康保持や産後うつ病の予防等、出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。
継続	乳児健康診査の実施	医療機関で実施する乳児健康診査（生後1か月、3～6か月、9～11か月）について受診費用の一部を助成します。

区分	主な取組	主な内容
継続	乳児健康相談の実施	4か月児健康相談、10か月児健康相談等の集団での健康相談を実施し、保健師、助産師、歯科衛生士、栄養士、保育士が、児の発育・発達、母乳、離乳食、歯科、地域の遊び場、子育て支援情報について必要なアドバイスを行い、育児不安の軽減を図ります。
拡充	幼児健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児健康診査で、こどもの疾病や障がい、発達の状況などを確認し、早期発見・早期治療を図るため、各種健康診査を行い、専門職による相談業務を実施します。 また、就学前までの切れ目のない支援ができるよう、新たに5歳児健康診査について計画期間内に実施できるよう検討します。

施策2 各種予防接種の接種勧奨

区分	主な取組	主な内容
継続	定期予防接種の実施	疾病の重症化及びまん延防止のために、適切な時期に接種できるよう SNS やホームページを活用して、勧奨します。

施策3 口腔機能の発達と支援

区分	主な取組	主な内容
継続	フッ化物洗口事業	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校特別支援学級において、むし歯予防のためのフッ化物洗口を実施します。
継続	歯科巡回事業	保育園、幼稚園、小学校等の各施設や児童センターなどで歯科衛生士が歯科巡回指導を行い、歯みがき習慣等の定着を図ります。また、食育講演会での「嚙ミング30」普及啓発などを行います。



小学校におけるフッ化物洗口事業の様子

基本方針 2

すべてのこどもが健やかに育つための支援の充実

基本方針の方向性

すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備するため、多様な保育ニーズに対応した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、ＩＣＴなどのデジタル技術の積極的な活用や放課後児童クラブの環境整備等を推進し、サービスの質の向上を図ります。

これらの施策を通じて、すべての子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備し、社会全体で子育てを支える体制を構築していきます。



保育活動の様子



放課後児童クラブの様子

位置付ける政策

- 政策 1 就学前のこどもに関する教育・保育サービスの充実
- 政策 2 多様な家庭に対応した保育サービスの充実
- 政策 3 放課後等におけるこどもの健全な育成支援の充実

政策1 就学前のこどもに関する教育・保育サービスの充実

■現状・課題

- ・保育需要の見極めを行い、待機児童が発生しないよう計画的に保育所等の整備を行う必要があります。また、こども達にとって安全で快適な場所となるように、公立保育園の老朽化への対応を計画的に実施する必要があります。
- ・民間保育所・幼稚園等への運営支援については、保育事業者の意見も反映し、国の動向も見極めて適正に実施していく必要があります。
- ・幼少期から健康づくりの知識の普及、啓発を図り、家族全体の健康意識を高めていく必要があります。

■主な取組

施策1 認可保育園等の整備・普及

区分	主な取組	主な内容
継続	教育・保育事業の提供体制の確保と質の向上	継続的に待機児童を生じさせないため、保育の量の見込みを踏まえて、新たな保育所等を整備します。また、公立保育園の長寿命化を図るため、老朽化した施設（園庭遊具や、空調・照明など保育室内の環境整備等を含む）の改修を計画的に行います。
継続	認定こども園の普及促進	事業者の意向に応じて、国の動向等を踏まえた認定こども園に関する情報について継続的に提供します。

施策2 保育園・幼稚園の充実

区分	主な取組	主な内容
新規	保育園へのICTシステム導入	保護者の利便性向上及び保育士の負担軽減を図るため、登降園記録、連絡帳、保育記録、一時預かり事業等の管理が可能なシステムを保育園に導入します。
継続	幼稚園・保育園・小学校とのネットワーク体制の構築	市内幼稚園・保育園・小学校連絡協議会を開催し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進に向けた連携を密にするとともに、地区ごとの活動を実施します。 また、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭を対象とした共同研修及び交流を図ることにより、連携強化を図ります。

区分	主な取組	主な内容
継続	保育士の確保	市内保育施設の保育士確保に係る支援を行うため、保育士の処遇改善事業や宿舍借り上げ支援を行います。また、保育士の業務負担を軽減して働きやすい環境を整備するため、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育士資格取得支援事業を展開します。
継続	民間保育所等の運営支援	民間保育所等が実施する延長保育や一時預かり事業、保育士配置改善、地域子育て支援、保育所等におけるＩＣＴ化推進などの事業に対し、その円滑な運営を図ることを目的として補助を行います。
継続	中高齢者交流保育事業	公立保育園において地域の人生経験豊かな中高齢者を任用し、保育士の補助をしつつ、遊びを通じて交流することで、乳幼児の豊かな情操を育み、人との関わりの中で思いやりの気持ちを育てます。
継続	私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため、教諭の研修に要する費用や教材購入に要する費用、事務に要する費用などを対象として、運営費の補助を行います。



保育園の様子



中高齢者交流保育事業の様子

施策3 教育・保育施設における食育の推進

区分	主な取組	主な内容
継続	食育推進事業の実施	こどもの健やかな成長や正しい食習慣の確立のため、乳幼児健康診査、健康相談、個別栄養相談等を通じて親子ともども1日3食食事することや朝食の重要性について啓発します。 また、食習慣の確立や健康を保持・増進するため、小中学校の授業で食事の役割について学び、日常の食事が大切であることを理解できるよう取り組みます。
継続	工夫を凝らした給食メニューの提供	公立保育園において、旬な食材を使うことをはじめ、季節の行事などを意識した給食を提供することで、食育の推進を図ります。 (例) 土用の丑の日にはひつまぶし風の給食や収穫時期に合わせた市内産果実などを提供します。



食育事業の様子



食育講演会の様子

政策 2 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

■現状・課題

- ・仕事、育児疲れなど様々な理由により子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用希望者は、増加傾向にあります。
- ・ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員（子育ての手助けをして欲しい方）は増加傾向にありますが、提供会員（子育てのお手伝いをしたい方）は就業率の増加や高齢化により減少傾向となっています。提供会員の増加を図るため、事業周知方法を検討していく必要があります。また、国では、提供会員の増員に向けた取組（広報活動や事業費補助の拡充など）を後押しする補助金制度を創設しています。
- ・多様化する保護者の保育ニーズに対応できるよう、関係機関と協議し、きめ細かな保育体制づくりについて検討する必要があります。
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けて、令和7年度から公立保育園1園で試行的事業の実施を予定しています。

■主な取組

施策 1 ニーズに応じた様々な子育て支援の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	★子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病、就労、育児疲れ、家族の介護などのため、家庭での育児が困難になった場合、一定期間、宿泊等（休日や夜間のみも可能）を伴う支援を行います。
継続	★ファミリー・サポート・センター事業	保護者の疾病、就労、育児疲れ、家族の介護などのため、一時的にこどもの世話ができない場合等に、地域の住民同士が相互援助の形式で、子育て支援を実施します。
継続	★一時預かり事業の実施	保護者の疾病、就労、リフレッシュ、家族の介護などのため、家庭での育児が困難になった場合、保育園等で児童を一時的に預かる保育サービスを行います。

区分	主な取組	主な内容
継続	★病児保育事業の実施	病期中（病児）・病気回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供します。 また、市内での病児保育の実施に向け関係機関と協議を行います。
新規	★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる新たな通園給付を行います。
継続	★時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の多様な就労形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間を延長して、必要な保育を行います。



ファミリー・サポート・センター事業の様子



感染対策に配慮した病児保育室



子育て短期支援事業実施施設「晴香園」

政策 3 放課後等におけるこどもの健全な育成支援の充実

■現状・課題

- ・児童数が減少する一方、共働き世帯の増加に伴い、保育利用率及び放課後児童クラブの利用者数が増加しています。
- ・放課後児童クラブの安定的な運営を継続するため、運営事業者と連携し、質・サービスの向上を図るとともに、利用児童数の状況を踏まえ、今後の整備などを検討していく必要があります。
- ・放課後等におけるこども達の居場所づくりについて、検討する必要があります。
- ・こども達の身近で快適な場所となるように、児童センターの老朽化への対応及び利便性の向上を図る必要があります。また、こども達にとって魅力あるイベントや行事を継続して実施していく必要があります。

■主な取組

施策 1 放課後の安全な居場所づくり

区分	主な取組	主な内容
拡充	★放課後児童健全育成事業の実施	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後等に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。 また、児童が衛生的な環境において、健やかに過ごせる施設とするため、新たに放課後児童クラブの設備及び施設の改修を行います。
新規	放課後こども教室の実施	放課後等において、自由な遊びを基本に異年齢同士や地域の方々との交流を推進するとともに、こども達への安全安心な居場所づくりを検討します。

施策 2 児童センター機能の充実・健全な遊びの提供

区分	主な取組	主な内容
継続	児童センターの環境整備	児童センターの安全で安心な環境を確保するため、老朽化した遊具・設備の更新を行います。

区分	主な取組	主な内容
継続	こども体験教室の開催	こどもが様々な活動に意欲的に取り組み、達成感を味わう経験をすることを目的に、児童センターで体験教室を開催します。
継続	季節行事の開催	こどもの健全な育成を図るため、七夕・ハロウィン・クリスマス・お正月・節分などの季節ごとの行事を児童センターで開催します。



放課後児童クラブの様子



児童センターの様子

基本方針 3

社会全体でこども・若者を支えるための環境の整備

基本方針の方向性

子育てに関するボランティア活動を促進するとともに、遊び場の確保や居場所づくりを通じて、こども・若者を支える地域づくりを進めます。

また、こども・若者が安全で安心して暮らせるよう、防犯対策の充実や犯罪等からこども・若者を守る環境整備を行うとともに、河川や公園等の整備を進めます。

さらに、こども・若者の希望をかなえる支援として、結婚に伴う新生活への経済的支援や就労支援を進めます。



児童センター（つどいの広場事業）の様子



子育て応援イベント「ニコカマフェス」の様子

位置付ける政策

- 政策 1 地域による子育て支援の充実
- 政策 2 遊び場の確保及び居場所づくり
- 政策 3 地域の安全確保
- 政策 4 安心して暮らせる都市の整備
- 政策 5 こども・若者の希望をかなえる支援

政策1 地域による子育て支援の充実

■現状・課題

- ・子育てサポーターなどの子育てボランティアと連携し、子育て相談、子育て交流、体験教室などを実施し、子育て家庭の支援を図る必要があります。
- ・子育てに不安やストレスを抱えている世帯のニーズを把握し、子育てに関する支援を推進するため、市で実施する子育て支援事業やイベントの更なる周知を図るとともに、地域の子育て支援団体等の育成及び保育園や幼稚園等の地域資源との連携の強化を図る必要があります。
- ・子育て支援の充実を図るため、市民、事業者との協働の体制づくりを推進していく必要があります。
- ・少子化や核家族化など子育てをめぐる環境が変化し、子育て家庭の孤立や不安・負担が大きくなっていることから、子育て支援センターを中心に、地域全体で子育てを支援する環境を整備する必要があります。

■主な取組

施策1 ボランティアの育成

区分	主な取組	主な内容
継続	ボランティア養成講座などの実施	社会福祉協議会への補助を通じて、社会福祉協議会で実施しているボランティア養成講座、情報発信、民生委員・児童委員に対する合同研修会など人材の確保や育成支援などを支援します。
継続	子育てサポーターなど子育て支援ボランティアの人材育成	子育て支援センターにおいて、地域における子育て支援活動の充実を図るため、子育てに不安や悩みを持っている親が気軽に相談でき、アドバイスをする子育てサポーターを養成する講座を開催し、人材の確保及び育成を図ります。

施策2 地域における子育て資源の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	★利用者支援事業の実施（子育て支援コーディネーター事業）	子育て支援コーディネーターが、子育てに関するニーズを把握し、関係機関との連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行います。

区分	主な取組	主な内容
継続	★地域子育て支援拠点施設（つどいの広場）の充実	地域において子育て親子の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ります。
継続	子育て応援イベントの開催	地域の活性化や子育て世代同士の交流のきっかけを作るため、子育て世代の父母等による実行委員会が主体となり、市及び民間企業が共催・協賛し、体験ブースや親子で楽しめるイベント等を開催します。
継続	子育てサロン・リフレッシュ事業の実施	子育て環境が同じ保護者の交流機会を提供するため、児童センター等で保育士や子育てアドバイザーによる遊びの提供や子育て相談を行うサロンなどを実施します（例：パパサロン、双子サロン、0歳児サロン）。
継続	乳児ふれあい事業の実施	子育て支援センターが主体となり、市内の中学生・高校生と子育て中の親子が触れ合う交流会を開催し、おむつ替えや授乳体験などを通じて、育児の大切さ、家族への感謝の気持ち、命の大切さなどを学ぶ機会を提供します。
継続	子育てカレッジ（機中八策講座）の実施	子育て中の保護者向け講座として、肯定的な子育ての方法やこどもに伝わりやすいコミュニケーション方法を学ぶ講座を児童センター等で開催します。
継続	子育て支援地区会議の開催	地域の子育て支援に携わっている保健推進員、地区社協、児童センター、保育園、主任児童委員、地区担当保健師が、市内6地区ごとに子育て支援担当者会議に参加し、その地区における子育て家庭の現状や今後の取組などの意見交換を行います。
継続	自治会等におけるこどもの参画等	まちづくりの中心的な役割を担っている自治会等において、こどもや高齢者など世代を超えたイベントの実施やこどもが参画できる活動等について、議論を進めていきます。

政策2 遊び場の確保及び居場所づくり

■現状・課題

- ・地域の子育て支援の拠点となる児童センターが、民生委員・児童委員、自治会、学校、保育園等と協力し、地域全体で子育てを支援する体制を確保する必要があります。
- ・児童遊園について、遊具やフェンスなど老朽化しているものは、安全を確保するため、修繕等を行い、適正に管理する必要があります。また、こども達にとって魅力ある場所とするため、新たな遊具の更新等を検討する必要があります。
- ・市内でこども食堂を運営している団体に対し、補助金を交付しています。また、こども食堂を実施する場所の確保等、団体の活動を支援しています。
- ・こどもたちが身近で安全に遊べる場所を確保するため、市内全小学校の校庭の開放を継続していく必要があります。
- ・居場所がないと感じるこども・若者は非行に走るリスクを抱えています。こども・若者が安心して余暇の時間を過ごせる場所を提供する必要があります。

■主な取組

施策1 保育園・児童センター・児童遊園等の遊び場の確保

区分	主な取組	主な内容
継続	保育園の園庭開放の実施	保育園の園庭等を開放することにより、園児及び保育士との交流を図ります。
継続	地域交流事業の開催	こども達や子育て家庭が楽しく交流するため、年に1回、各児童センターで地域の協力のもと、お祭りを開催します。また、地域住民との交流を深め、連帯意識を高めるため、自治会、民生委員・児童委員、学校等の関係支援者で構成される運営委員会を各児童センターで開催します。
継続	児童遊園の充実	こどもの身近で魅力ある遊び場の確保や地域住民の交流機会創出を図るため、近隣自治会等と連携して、児童遊園を適切に維持管理するとともに、計画的な遊具等の改修を行います。 また、市内でボール遊びができる場所等を確保することについて、検討します。

区分	主な取組	主な内容
継続	プレーパーク事業の実施	こどもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを目的に、ロープ遊び、ブランコ、綱遊び、バンブーダンス、季節に合わせたものづくりなどを市制記念公園で実施します。
継続	水遊びができる場の提供	市制記念公園の水遊び場を毎年夏季にオープンし、暑い時期に気軽に水遊びができる場を提供します。
拡充	学校開放施設管理事業（個人開放）の実施	小学生以下のこどもとその家族が、安心して遊べる身近な場所として、市内小学校の校庭を個人向けに開放します。また、新たに平日開放日の拡大に向け、検討を行います。



市制記念公園 水遊び場の様子



児童センターの様子



改修したアカシア児童遊園の遊具

施策2 こども・若者の居場所づくり

区分	主な取組	主な内容
継続	自習室の開放	こどもの居場所づくりにつなげるため、小中学生及び高校生を対象に、室内環境が整備された自習室を開放します。
継続	こども食堂への支援	こどもの居場所づくりとして、こども食堂を実施する団体に対し、運営費の補助を行うとともに、その周知及び活動場所などを提供します。
継続	学習広場の開放	こども・若者など、誰もが安心して過ごせる居場所として、生涯学習推進センター及び東部学習センターの開館中、学習広場を開放します。



こども食堂の様子

政策３ 地域の安全確保

■現状・課題

- ・通学時等の児童生徒安全パトロール事業を実施し、自主防犯活動を推進することにより、犯罪の抑止と被害の未然防止を図っていく必要があります。
- ・市民等に危険を及ぼすおそれがある事案について、子ども安全メール等により、注意喚起を図っていく必要があります。
- ・安全で安心な環境の基盤整備を図るため、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を維持・管理していく必要があります。
- ・地域ぐるみによるこどもの見守り活動を推進するため、「かまがや 83⁺運動⁹」への協力や「子ども 110 番の家」の担い手の協力を呼び掛けていく必要があります。
- ・商品や購入方法の多様化に加え、生活スタイルに大きな変化が出てきたことで、消費生活等に係る問題が複雑・巧妙化していることから、若年層に対して引き続き啓発を行っていく必要があります。
- ・インターネット上の誹謗中傷など、社会情勢に応じて発生する差別や偏見の解消に向けた啓発を行っていく必要があります。

■主な取組

施策１ 防犯対策の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	自主防犯活動の推進	防犯協会の地域安全活動を補助することにより、防犯パトロール活動の支援を行います。
継続	児童生徒安全パトロール事業	犯罪に巻き込まれることのないよう、安全パトロールにより犯罪を抑止し、児童生徒の安全を確保します。
継続	防犯設備の充実	市が設置する防犯カメラ、防犯灯の維持管理を行います。 また、自主防犯団体が設置する防犯カメラの設置費、防犯灯管理団体が設置する防犯灯の維持管理費の補助を行います。
継続	子ども見守りカメラの設置	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、防犯上対策が必要と判断される指定通学路に子ども見守りカメラを設置するとともに、維持管理を行います。

⁹ かまがや 83⁺運動：全国的に広がりを見せている見守り「83運動」（こどもの登下校時間午前8時前後と午後3時前後）に、「感謝」「応援」「願い」をプラスしたものです。

区分	主な取組	主な内容
継続	防犯教室の実施	小学生を対象に防犯意識を高めるため、警察職員を講師として、防犯に関する講話を実施します。
継続	「かまがや 83+ 運動」の推進	見守り活動をしていただいている方々への「感謝」、元気に学校に通うこどもたちを「応援」、こどもたちを見守る意識を持ってほしいという願いを込めた「かまがや 83+ 運動」を広く市民などに周知します。
継続	こども 110 番の家の推進	青少年に有害な市内の環境や危険箇所を把握し、学校・警察などの関係機関や店舗・事業所等に協力を求め、早期に改善を図るとともに、「こども 110 番の家」の設置を推進し、市民に対し、こどもの安全を守る意識を啓発していきます。
継続	子ども安全メールの配信	市民等から通報のあった不審者情報のうち、こどもに危険を及ぼすおそれや注意喚起が必要な事案について、メールを配信します。

施策2 犯罪等からこども・若者を守る環境整備

区分	主な取組	主な内容
継続	消費生活センターによる広報及び相談業務	多種多様化するこども向けの消費生活問題について注意喚起に努めるとともに、消費者教育を行います。また、消費生活相談員による相談を実施します。
継続	インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施	インターネット上の誹謗中傷などの相談に対して、法務局と人権擁護委員が実施する SOS ミニレター事業について、人権教室や人権講演会を通じて周知します。
継続	青少年に対する指導・支援	来所、電話相談等のニーズに対応するため、青少年の相談業務に長けた職員を配置し、指導・支援を行います。



消費者教育の様子



「こども 110 番の家」標示板

政策4 安心して暮らせる都市の整備

■現状・課題

- ・公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補完します。
- ・水辺に親しめる河川空間の整備や維持管理を考慮した整備方法について、検討していく必要があります。
- ・歩道整備などの対策を必要とする箇所が多くあることから、利用状況等を踏まえて計画的に整備を進めていく必要があります。また、歩道等の安全性の確保やバリアフリー化を推進していく必要があります。

■主な取組

施策1 緑と水のまちづくり

区分	主な取組	主な内容
継続	森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成	市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心に、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する総合的な公園を計画的に整備します。 また、地域資源であるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図るとともに、弓道場・アーチェリー場、市民の森等の施設を有効活用します。
継続	公園等の整備充実	市制記念公園、貝柄山公園、栗野地区公園、新鎌ふれあい公園等は、市を代表する公園として、それぞれの特徴を生かした整備及び維持管理、活用に取り組むとともに、北初富駅から新鎌ヶ谷駅までの東京10号線延伸新線跡地の一部を公園などとして整備します。 また、住宅地内などに点在する暮らしに身近な都市公園や緑地、ふれあいの森は、それぞれの地域のニーズにあった整備、再整備、活用及び保全を検討し、こどもの遊び場を確保します。さらに、公園施設等の定期点検を実施し、老朽化が進む遊戯施設について、計画的に更新をします。
継続	自然環境の保全による緑と水のネットワークの形成	緑と水の自然環境を保全するとともに、緑と水のネットワークを形成し、自然と調和した緑と身近に触れ合えるまちをつくります。 また、河川の整備にあたっては、水辺に親しめる空間整備や多自然型の整備等について検討するとともに、嚙子水公園や白旗緑地（蛍の里）などは、湧水等を保全し、水辺の生物の生息・生育環境に配慮しつつ、水辺を生かした市民の憩いの場の充実を図ります。

施策2 ユニバーサルなまちづくり

区分	主な取組	主な内容
継続	公共施設等のバリアフリー化	誰もが安全に、安心して過ごせるよう、公共施設等の整備の際には、利用者のニーズに応じたユニバーサルデザインによる空間の形成を図ります。
継続	道路や公園等の整備	誰もが安心して歩ける快適な歩行空間を目指した道路や楽しく過ごせる公園の整備を目指し、バリアフリー化を促進します。



道路整備事業



貝柄山公園

政策5 こども・若者の希望をかなえる支援

■現状・課題

- ・ 少子化対策の強化は全国的な課題であり、本市においても市内の出生率向上を図るため、若年層の人口流入及び定住を促進する必要があります。
- ・ 雇用情勢についてはコロナ禍と比べ持ち直しの動きがあるものの若年労働力人口は減少傾向にあるため、雇用の安定化を引き続き行っていく必要があります。

■主な取組

施策1 結婚・子育てに関する希望の形成

区分	主な取組	主な内容
継続	結婚新生活支援事業	経済的な不安から結婚に踏み出せない方に対して支援を行うことにより、こどもを産み育てやすい環境を構築することを目的として、結婚を機に本市に定住する世帯に対して住宅の賃料や取得費、引越費用などの一部を補助します。
継続	千葉県少子化対策協議会活動の実施	千葉県と千葉県内市町村が取り組む少子化対策について、地域の課題や先進事例の共有を図り、千葉県内における効果的な少子化対策の方策等を検討します。
継続	思春期健康教育（ライフデザイン事業）	「自分らしく生きる力を育てることができる」こどもを育成することを目標に、こどもが心と身体を守ることを知り、いのちの大切さやライフデザインを考える機会をつくれます。また、若い女性を対象にプレコンセプションケア（妊娠前からの健康管理）について、ホームページなどを通じて周知します。

施策 2 若者の就労支援

区分	主な取組	主な内容
継続	就職支援事業の実施	県が設置するジョブカフェちばや近隣市と連携し、若者向けに就職活動全般の相談や面接指導等の就職支援事業を実施します。また、ジョブカフェちばにおける個別相談をはじめとする就職活動支援について、周知します。
継続	無料就職相談会実施の周知	専門家がコミュニケーションや人間関係の不安等の個々の状況に応じた相談や支援などを行う、まつど地域若者サポートステーション主催の無料就職相談会について、周知します。



結婚新生活支援事業



ライフデザイン手帳（表紙）

基本方針 4

こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくり

基本方針の方向性

こども・若者が自分らしく成長し活躍できる環境づくりを目指し、学校教育の充実や児童生徒の健康・安全の確保に取り組むとともに、人権や多様性が尊重される地域づくりを推進します。

また、生涯学習の推進や青少年の健全育成を通じて、こども・若者の豊かな人間性と創造性を育み、すべてのこども・若者が個性を発揮し、互いを尊重しながら成長できる社会の実現を目指します。



学習用端末を使った授業の様子



市民創作ミュージカルの様子

位置付ける政策

- 政策 1 学校教育の充実及び児童生徒の健康・安全の確保
- 政策 2 生涯学習の推進及び青少年の健全育成の推進
- 政策 3 芸術文化及びスポーツの振興等
- 政策 4 人権の尊重及び男女共同参画の推進

政策1 学校教育の充実及び児童生徒の健康・安全の確保

■現状・課題

- ・主体的・対話的で深い学びのため、児童生徒の学ぶ意欲の向上を図る必要があることから、環境整備を実施し、市独自の教職員の配置を継続していきます。
- ・G I G Aスクール構想に対応したI C T教育環境を効果的に活用できるよう、教職員研修を実施していく必要があります。
- ・こどもたちの健やかな成長を見守るため、学校・地域・家庭が連携し、地域に開かれた学校づくりを推進しています。
- ・共働き世帯の増加に伴い、児童生徒の登下校時の安全確保や行事への協力について、地域と連携していく必要があります。また、児童生徒の自助の精神を育てていく必要があります。
- ・安全・安心な給食を提供し、食の大切さを伝え、望ましい食習慣を養う必要があります。

■主な取組

施策1 学校教育の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	教員等の配置	児童生徒の学習の充実のため、各小中学校に少人数教育指導教員（きらり先生）、特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）、学校図書館司書、特別支援学級等介助員を配置するとともに、小学校に必要な応じて理科支援員、外国語活動支援員を配置します。
継続	ワカタネ・トライデント高校生受入及びワカタネへの中学生派遣	姉妹都市ニュージーランド・ワカタネと国際交流を図るため、トライデント高校の生徒を受け入れるとともに、市内中学生をワカタネに派遣し、異文化に触れる機会を推進します。
継続	中学生平和教育生徒派遣	中学生の長崎市への派遣を通じて、被爆の実情を学ぶとともに平和の尊さについて考え、その体験を学校や次世代へ伝えていくために実施します。
継続	I C T教育環境の整備	情報教育を拡充するため、I C T機器の整備とG I G Aスクール構想に対応したI C T教育環境を効果的に活用できるよう、教職員の研修を実施します。
継続	主権者教育の推進	政治参加の重要性や選挙の意義等について学ぶため、社会科の学習時間において主権者教育を実施します。 また、小中学生が政治を学ぶ一貫として、市政に関して質問を行う子ども議会を開催します。

区分	主な取組	主な内容
継続	キャリア教育の推進	こどもたちの健やかな成長を見守るため、学校・地域・家庭が連携し、児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進します。
継続	理数系教育の推進	学校にプログラミングキットを配付し活用することで、プログラミング教育の推進を図ります。また、教員が指導できるよう、研修会の実施や指導員の派遣を実施します。
継続	情報モラル教育の実施	児童生徒の情報モラルを高めるための教育について、学校や関係機関と連携して実施し、いじめの防止を図ります。
継続	外国語活動等の推進	外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進するため、A L T（外国語指導助手）を市内全小中学校に配置し、外国語や外国文化に触れる機会をつくります。 また、外国人等に対する日本語教育を推進するため、日本語指導ボランティアを派遣します。
継続	校則の見直し	各学校にて学校のきまりなどを変更する際に、児童生徒が参画できるようにします。
継続	県のスクールカウンセラーの活用	市内各小中学校に配置している県のスクールカウンセラーが、児童生徒や保護者からの相談に対応し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等につなげます。

施策2 学校と地域の連携体制の構築

区分	主な取組	主な内容
拡充	地域学校協働活動の推進	令和6年度からすべての小中学校において地域学校協働本部事業を実施します。また、学校が必要とするボランティアを募るとともに、今後新たにコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置します。
拡充	中学生の職場体験学習	中学校の職場体験学習を推進するため、市内の商工会や企業と協力し、体験の場及び交流機会の確保を図るとともに、協力企業の拡大を目指します。
新規	中学校部活動地域移行（地域連携）	各中学校において休日における部活動の地域移行を段階的に進め、完全移行を目指します。

施策3 児童生徒の安全確保

区分	主な取組	主な内容
継続	小中学校における一斉避難訓練の実施	小学校では保護者への引き渡しを想定し、中学校では集団下校を想定し、市内小中学校で一斉に避難訓練を実施します。また、教職員の無線訓練及び通学路安全点検を実施します。
継続	通学路安全対策事業の実施	通学路安全対策推進行動計画に基づき、犯罪防止を目的とした安全パトロールや交通安全教室等のソフト面、グリーンベルトや滑り止め舗装、看板を設置する等のハード面の両方から通学路の安全対策に取り組みます。
継続	スケアードストロイト交通安全教室等の実施	交通安全意識の向上を図るため、警察職員を講師として、小学生を対象として、自転車の乗り方に関する講習会を実施するとともに、中学生を対象として、スタントマンによる交通事故再現を取り入れた自転車安全教室を開催します。

施策4 学校給食の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	学校給食費の無償化	子を3人以上扶養している世帯の市内小中学校に通う第3子以降及び小学校1年生の学校給食費を無償化します。
継続	学校給食における地場産物等の使用促進	本市の特産物を地元の生産者の協力を得ながら、学校給食を通じて提供します。



交通安全教室の様子



学校給食

政策 2 生涯学習の推進及び青少年の健全育成の推進

■現状・課題

- ・一人ひとりの学びの支援を行うとともに、市民相互の交流につながる生涯学習を推進しています。
- ・こどもの読書活動の推進を図るため、市内各小学校5、6年生を対象に、読み聞かせ、展示方法等を学ぶ子ども司書養成講座を令和5年度から実施しています。
- ・家庭状況の変化等で青少年の異年齢交流、自然及び社会体験等の社会形成に必要な機会が減少し、その機会を事業として求めるニーズが高まっています。一方、地域の青少年関係団体（子ども会、ボーイ・ガールスカウト）の団体数や会員数の減少が続いているため、これらの青少年関係団体への側面的支援を行う必要があります。
- ・青少年世代において様々なジャンルの学習体験が不足しているため、各学習センターで活動しているサークルや市内高校の部活動部員等を講師として招き、世代間交流を図っています。

■主な取組

施策 1 生涯学習の推進

区分	主な取組	主な内容
継続	成人式実行委員会活動	二十歳となる成人者を中心に実行委員を募集し、実行委員会方式による自主的な記念行事を企画・運営します。
継続	子ども司書養成講座の開催	読書を広めるための企画やお薦め本の選定、紹介等、こどもの読書活動を推進するためのこどものリーダーを養成します。
継続	児童ブックフェアの実施	読書週間等において、こどもの読書意欲を高めるため、優良図書の展示や図書に関するクイズ等、図書館を楽しく利用できる催しを実施します。

施策2 青少年の育成

区分	主な取組	主な内容
継続	小中学校でのボランティアの育成	青少年赤十字活動（リーダー研修）を通じて、各学校においてリーダーを育成します。
継続	青少年の社会参加、体験活動の機会づくり	青少年の異年齢交流、自然体験・社会体験の機会提供及び地域ボランティア、関係団体の支援を行います。
継続	青少年育成講座の実施	各学習センターにおいて、主に小学生を対象として、料理、マジック、陶芸、工作などの体験講座を実施します。



子ども司書養成講座の様子



青少年活動（酪農、芋掘り体験）の様子

政策３ 芸術文化及びスポーツの振興等

■現状・課題

- ・市主催、共催の芸術文化行事やきらりホールにおける事業の来場者は、高齢者が多いため、こども・若者が気軽に芸術文化に親しみ、参加できる機会を、引き続き提供する必要があります。
- ・プロスポーツに触れる機会の提供、競技スポーツの魅力発信となるよう、北海道日本ハムファイターズなどとの連携事業を推進しています。
- ・効果的に千葉県や本市の魅力再発見及び市内外へのPRができるよう、引き続き県内のみならず、県外の高校にも、高校生フォトコンテストを周知していく必要があります。

■主な取組

施策１ 市民文化活動の推進及び芸術文化の振興

区分	主な取組	主な内容
拡充	芸術文化普及事業の実施	きらりホール主催事業として、市内小中学校の児童生徒を対象とした芸術文化に関する授業を、民間事業者等と連携して実施するとともに、新たに事業の種類を増やします。
継続	芸術文化創造事業の実施	きらりホール主催事業として、市民が気軽に芸術文化に親しめる機会を提供する市民参加型の事業を実施します。
継続	芸術文化を介した交流・体験・協働事業の実施	きらりホール主催事業として、舞台芸術・芸能を楽しみ、やがて担う若い世代を育成するため、交流・体験機会を経験する場を提供します。
継続	かまがや市民文化祭「アート体験」の実施	市民文化祭実行委員会所属の市民団体と協力して、芸術文化の体験事業を実施します。

施策2 スポーツの振興

区分	主な取組	主な内容
継続	野球教室の開催	市少年野球連盟に加盟している選手に対し、北海道日本ハムファイターズの協力により野球教室を実施します。
継続	トレーニングゲームの開催	小学生を対象として、北海道日本ハムファイターズの協力によりボールの投げ方教室等を開催します。

施策3 観光の魅力発見

区分	主な取組	主な内容
継続	高校生フォトコンテストの開催	高校生の若い視点を通じて、県や市の魅力を再発見するとともに、県内外へのPRを行うことを目的として「千葉県の観光」にスポットを当てたフォトコンテストを開催します。



アート体験（絵画）の様子



フォトコンテスト表彰式の様子



野球教室の様子



政策 4 人権の尊重及び男女共同参画の推進

■現状・課題

- ・ こども基本法の趣旨や内容を踏まえ、こども計画を広く周知していく必要があります。
- ・ 小学生のうちから人権意識を育てていくため、人権教育を実施しています。
- ・ 基本的人権を擁護するため、人権擁護委員と連携して啓発活動を実施していくとともに、ジェンダーに関する正しい知識を得られるよう、市民及び職員への啓発を行います。

■主な取組

施策 1 こども・若者の権利・人権の啓発

区分	主な取組	主な内容
新規	こども計画等の周知	こども計画やこども基本法をこども・若者に対し広く周知するため、本計画の概要版やパンフレット等を児童センターや保育園、放課後児童クラブ等に配架します。
継続	人権に関する啓発事業等の実施	人権に関する啓発を行うため、年1回、ヒューマンフェスタかまがやを開催します。
継続	人権週間の広報	国が定める人権週間（毎年12/4～12/10）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知するとともに、人権擁護委員と連携し、人権ポスター展示の周知を行います。
拡充	人権教育の実施	子どもの権利ノートを活用して児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、市内小中学校の教員を対象とした研修を充実させ、教職員の人権意識の更なる向上を図ります。



人権啓発に係るポスター展示

施策2 男女共同参画と多様性の尊重の推進

区分	主な取組	主な内容
継続	男女共同参画週間の広報	国が定める男女共同参画週間（毎年 6/23～6/29）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
継続	職員に対する男女共同参画研修の実施	男女共同参画に関する職員研修を実施し、LGBTQ+やパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について学ぶ機会を設けます。
継続	行政刊行物等に関するガイドラインの周知	性別役割分担意識の解消を図るため、多様性に配慮した適切な表現及びイラストを使用するよう、『職員のための表現ガイド』を周知します。
新規	標準服の導入	令和7年度4月入学の生徒から市内中学校の制服を統一し、多様性に配慮した鎌ヶ谷市中学校標準服を導入します。
継続	性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進等	性的マイノリティのこども・若者に関する理解の増進やきめ細かな対応を推進するため、教職員への研修を継続します。



多様性に配慮した新しい制服
(令和6年4月の見本展示)

基本方針 5

きめ細かな支援が必要なこども・若者・子育て家庭への支援

基本方針の方向性

社会課題が多様化・複雑化する中で、制度の狭間に陥ったり、孤独・孤立を抱えたりすることで適切な支援に結びつくことができないこども・若者の増加が社会課題となっています。

こうした困難を有するこども・若者に対して、積極的なアプローチを行い、適切な支援を受けながら安心して育つことのできる環境づくりを推進します。

また、こどもの貧困が社会課題となる中で、経済的支援と生活・学習等の支援を組み合わせた対策を推進します。



ひとり親家庭への相談支援の様子



各種制度の案内パンフレット

位置付ける政策

- 政策 1 ひとり親家庭への支援及びこどもの貧困対策
- 政策 2 児童虐待防止及びヤングケアラーへの支援
- 政策 3 障がい児及び医療的ケアを必要とする児童への支援
- 政策 4 困難を抱えるこども・若者を支える取組の推進

政策1 ひとり親家庭への支援及びこどもの貧困対策

■現状・課題

- ・ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っており、経済的に厳しい状況に置かれることが少なくないことから、ひとり親家庭の生活の自立と安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の経済的支援を行う必要があります。また、ひとり親家庭の事情に応じたきめ細かな対応を行うため、関係各課が連携し、支援・周知を進めていく必要があります。
- ・福祉に対するニーズは多様化・複雑化しており、こどもを抱える生活困窮者世帯は、増加傾向にあるため、自立相談支援事業やこどもの学習・生活支援事業の充実を図り、進学に対する支援や高校の中退防止に取り組む必要があります。
- ・生活の基盤である住まいの確保のため、市営住宅入居の申し込みにあたり、子育て世代等に対する入居収入基準の緩和を継続して実施する必要があります。
- ・母子・父子自立支援プログラムを策定することで、ひとり親家庭に関する各種給付金、ひとり親家庭への生活支援などを案内し、ひとり親家庭の自立促進を図る必要があります。
- ・女性の働き方が多様化し、子育てとの両立が進展している中で、更なる女性活躍の推進を図るため、雇用の安定化を引き続き行っていく必要があります。

■主な取組

施策1 経済的な支援

区分	主な取組	主な内容
継続	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。
継続	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の全部又は一部を助成します。
継続	遺児手当の支給	児童の健全育成及び福祉の増進を図るため、義務教育終了前の児童を養育している父母の一方が死亡若しくは障がいの状態になった場合、遺児手当を支給します。
継続	ひとり親家庭等援護支度金の支給	ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与するため、ひとり親家庭等の児童の入学又は就職に際し、支度金を支給します。

区分	主な取組	主な内容
継続	母子父子寡婦福祉資金貸付の受付	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図るため、千葉県が修学資金などの各種資金を無利子又は低利子で貸付けを行っており、その受付を行います。
継続	養育費に関する公正証書等作成費用の助成	ひとり親家庭の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、生活の安定とこどもの健やかな成長を目的として、公正証書等の作成に必要な経費を助成します。
継続	放課後児童クラブ保護者負担金等の減免	生活保護、準要保護、ひとり親家庭の経済的な負担軽減等を図るため、放課後児童クラブの保護者負担金等を減免します。
継続	保育園利用料等の減免	低所得のひとり親家庭について、保育料の軽減措置を実施します。
継続	★実費徴収助成事業（日用品・文房具費等）	生活保護世帯を対象に、保育施設等において日用品、文房具、行事代などの実費徴収について、費用の一部を助成します。
継続	★実費徴収助成事業（副食費）	世帯の市民税所得割額が一定以下の世帯を対象に、私立幼稚園で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費」を助成します。
継続	産後ケア事業の利用者負担減免	低所得世帯の産婦の経済的負担を軽減し、産後の育児が不安なく始められるよう、産後ケア事業の利用者負担を減免します。
継続	低所得妊婦に対する初回産科受診料の費用助成	低所得世帯の経済的負担の軽減と妊婦及び胎児の健康の保持増進を図り、安心して妊娠期を過ごせるよう、初回産科受診料を助成します。
継続	生活困窮者住居確保給付金	離職や廃業又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
継続	就学援助の実施	経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に対して、入学準備学用品費や学用品費を支給し、就学援助を行います。

施策2 子育て・生活支援

区分	主な取組	主な内容
継続	ひとり親家庭等日常生活支援事業	自立促進、疾病等の理由で、日常生活を営むことに支障が生じる場合において、生活援助や子育て支援を行い、当面の生活安定を図ります。
継続	養育費や親子交流に関する相談支援の推進	離婚等の相談を受けた際に、こどもの健やかな成長を図るため、養育費に関する情報提供及び相談を実施します。
継続	子育て支援制度の優先的な利用促進	保育園、放課後児童クラブなど様々な子育て支援制度において、ひとり親家庭の優先的な利用促進を図ります。
継続	自立相談支援事業	生活や仕事などで困っている生活困窮者等からの相談に応じ、相談支援員が必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立支援計画を作成します。 また、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、様々な支援を一体的、計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
継続	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、公共料金、税・保険料等の滞納や債務超過の状態等、家計に課題を抱えている方に対し、家計改善支援員が家計改善支援プランを作成し、経済的自立を図れるよう支援します。
継続	生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	ひとり親家庭からの相談に対し、相談員と連携し、ひとり親家庭の自立促進を図ります。また、生活困窮者自立支援制度による各事業の周知を行います。
継続	市営住宅入居収入基準の緩和	市営住宅入居の申し込みにあたり、子育て世代等に対する入居収入基準の緩和を実施します。

施策3 就業支援

区分	主な取組	主な内容
継続	女性向け再就職支援セミナーの実施	千葉県ジョブサポートセンター及び近隣市と連携し、本市及び近隣市で市民が参加可能な女性向け再就職支援セミナーを実施し、雇用情勢の把握や自己分析、面接対策等を行います。また、セミナーと同日に千葉県ジョブサポートセンターから派遣された専門の相談員による就職や生活に関する悩みの個別相談を実施します。
新規	母子父子自立支援プログラム策定事業の実施	ひとり親家庭の個々の生活や子育ての状況等、自立に向けた課題や目標を設定し、個々のニーズに応じた子育て・生活支援、就業支援を組み合わせたプログラムに基づき、支援を行うとともに、アフターケアを実施し、自立した状況を維持できるよう支援します。
継続	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給	看護師や保育士など本事業の対象となる資格を取得する場合、修学期間について、生活費の一部を補助するひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。
継続	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	就労に結び付く資格の取得のため、教育訓練受講費用の一部を助成します。
継続	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給	ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。
継続	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、働いた経験がない、コミュニケーションに自信がないなどの事情により就労に至らない生活困窮者に対して、個別に支援プログラムを作成し、講座、職場体験を通じて、就労に向けた支援を行います。

施策4 こどもの学習・生活支援

区分	主な取組	主な内容
拡充	こどもの学習・生活支援事業	生活保護世帯や生活困窮者世帯等の児童生徒を対象として、基礎学力向上のための学習支援や進学支援などを実施します。なお、対象を小学校4年生から中学校3年生までを高校3年生まで拡充するほか、高校の中退防止にも取り組みます。

政策2 児童虐待防止及びヤングケアラーへの支援

■現状・課題

- ・アンケート調査をみると、「子どもをたたきたくなることや、あたりたくなることもある」と感じる保護者の割合は、未就学調査で 36.6%、小学生調査で 32.3%となっています。また、こうした子育ての負担・不安を抱える世帯は、孤独・孤立の状況に陥りやすいことが分析から分かっています。
- ・このような状況を踏まえて、暴力によらない子育てに関する啓発を推進することと合わせて、課題を抱える世帯が孤立等により必要な支援に結びつきづらい状況にあることを踏まえて、アウトリーチの充実等、適切な支援につなげるための取組が求められます。
- ・千葉県では、児童相談所管轄区域の見直しにより、本市と松戸市を管轄する（仮称）東葛飾児童相談所の新設整備を進めており、令和8年度の開設を予定しています。
- ・DV が起きている家庭において、被害者の気持ちを尊重しつつ、こどもも含めた包括的な支援が求められます。
- ・ヤングケアラーの状況について、アンケート調査（中学生調査）をみると、家族の中に、あなたがお世話（普通大人が行うような家事や家族のお世話のこと）をしている人はいるかについてみると、「いる」が 11.7%となっています。また、悩んでいることや不安に感じていることについて、「誰かに相談できれば良かった、または、もっと他の人に相談できれば良かったと思った」ことがあるかについてみると、家族のお世話をしている人においては、全体よりも「ある」が高く、43.5%となっています。

■主な取組

施策1 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進

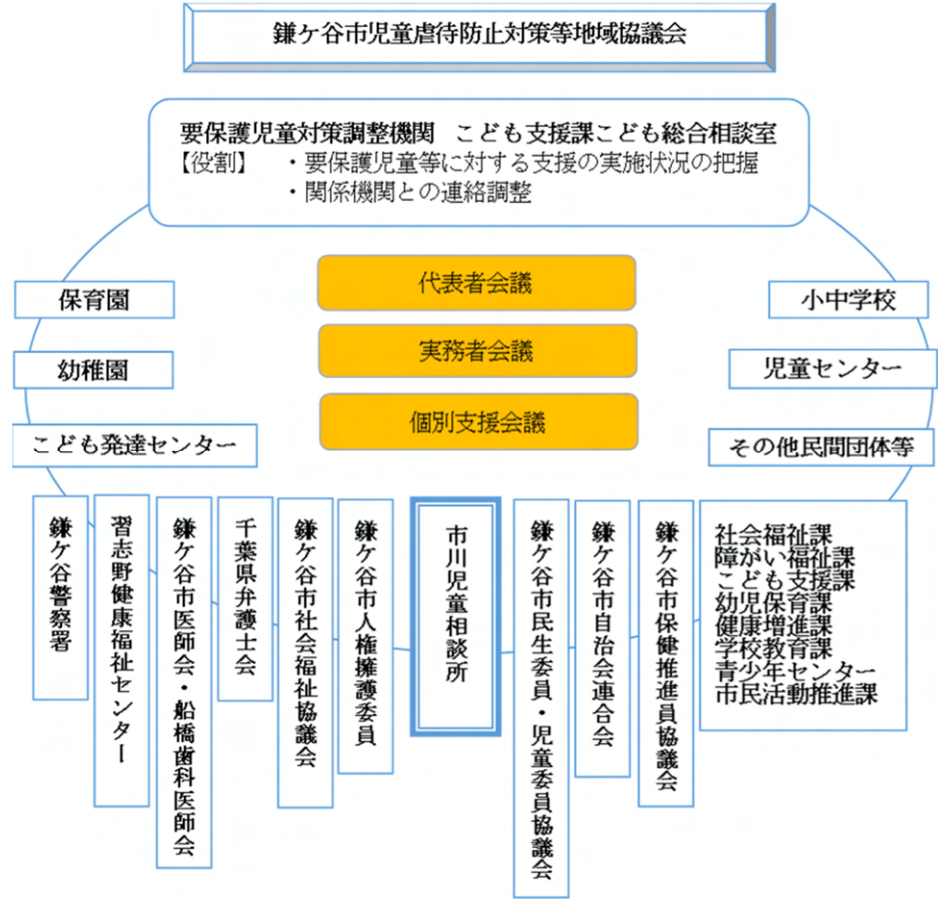
区分	主な取組	主な内容
継続	児童虐待の防止、早期発見及び対応に関する情報共有・連携の実施	児童虐待の防止、虐待を受けたこどもの適切な保護及び支援が必要なこどもやその家庭への支援を実施するため、関係機関と必要な情報の交換や支援に関する協議を行うとともに、児童相談所等の関係機関と連携して早期発見に向けた対応を実施します。 ※児童虐待防止対策等地域協議会イメージ図（77 頁参照）

施策2 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応

区分	主な取組	主な内容
継続	DV 被害者とこどもの保護及び自立支援	関係機関や関係部署と連携し、DV の被害者とこどもの保護による安全確保や自立に向けた支援を行います。
継続	DV 被害者対応職務関係者に対する研修の実施	DV・児童虐待などの早期発見や適切な対応がとれるよう、教職員や保育関係者、市職員等の、職務関係者を対象とした研修を実施します。
新規	★こども家庭センターの設置	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うため、令和7年度にこども家庭センターを設置し、妊産婦、こども及び子育て家庭の健康及び福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。また、個々の家庭の課題や多様なニーズに応えるため、多様なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立て、関係機関のコーディネートを行い、連携を強めることで、地域の子育て家庭へ必要な支援を提供できる体制づくりを行います。
新規	★子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安等の相談を受けるとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
新規	★児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなど児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業の実施を検討します。
新規	★親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達等の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談や共有できる機会を提供します。
継続	★養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談、指導、助言など）を行い、子育てに関する不安軽減を図ります。

施策 3 ヤングケアラーへの支援

区分	主な取組	主な内容
継続	ヤングケアラーに関する周知啓発	ヤングケアラーについて、ポスターの掲示等を実施し、広く市民等に周知することにより社会的な認知度を高め、適切な支援につなげます。
継続	ヤングケアラーの連携した支援	福祉、介護、障がい、健康、学校での相談や支援において、ヤングケアラーの把握を行い、関係機関、関係部署で連携し、適切なサービスの利用につなげます。



鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会イメージ図
(令和 8 年度以降は（仮称）東葛飾児童相談所に変更予定)

政策3 障がい児及び医療的ケアを必要とする児童への支援

■現状・課題

- ・障がい者施策に関するアンケート調査（令和6年3月）をみると、障がい児、慢性疾病のこどもをもつ保護者から「医療費負担の軽減」「手当の充実」を求める意見が多く寄せられています。
- ・支援する側が、ある程度の専門性が必要であるとともに、ペアレント支援を求める保護者が、身近なところでペアレントトレーニング等の支援を受けることができるような体制づくりが必要です。
- ・こどもの発達や教育に関する相談など、様々な相談に応じられるように職員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携を図り、切れ目のない相談体制を行っていく必要があります。
- ・医療的ケア児コーディネーター¹⁰を配置し、医療的ケア児とその家族の日中の居場所づくりや活動の支援を総合的に行う必要があります。
- ・肢体不自由の児童や医療的ケアを必要とする児童が増加しており、看護師の確保及び学校の体制、環境を整えていく必要があります。

■主な取組

施策1 障がいの早期発見及び早期療育体制の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	発達相談の実施	乳幼児健康診査等での要支援者に対し、専門職による発達相談を実施し、早期療育が必要な場合はこども発達センターの利用へつなげます。 また、障がいの診断が付いていないこどもについて、発達や教育に関する相談など、様々な相談に応じられるよう、職員の質の向上を図るとともに、発達の特性に応じて、関係機関等と円滑な連携を図りながら、切れ目のない相談支援体制を充実させます。
継続	発達段階に応じた療育体制の充実	発達の特性に応じて、学びの連続性を保障するため、保育園・幼稚園・小学校の円滑な接続に向けた関係機関の連携を図り、切れ目のない相談支援体制を充実させます。

¹⁰ 医療的ケア児コーディネーターとは、医療を要する状態にある障がい児や重症心身障害児等の医療的ケア児に対する支援（サービス）を、地域において総合的に調整する者です。本コーディネーターは、千葉県で実施する養成研修を受講する必要があります。

施策2 自立した生活への支援・相談支援の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	特別児童扶養手当等、難病患者に対する手当・支援金等の支給	対象の障がい児（20歳未満）・難病患者に対し経済的支援、児童の福祉の増進を目的として、手当の支給や医療費助成・援助金を支給します。
継続	ペアレント支援プログラム等の実施	障がいのある家族等を支援するため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児の家族が特性に応じた関わりができるよう、スキルの向上を図ります。
継続	療育支援事業	心身の発達に心配のあるこどもに対し、こども発達センター職員等が、基本的な生活習慣の自立・社会性などの発達を促すよう、個別相談、集団支援（親子教室）、施設支援、訪問支援を行います。
継続	児童発達支援	心身の発達に心配のある乳幼児に対し、一人ひとりの状況に合わせて、基本的な生活習慣の自立・社会性・身体機能の発達を促すよう通所による支援を行うことにより、療育相談及び指導の充実を図ります。
継続	保育所等訪問支援事業	療育指導の経験が5年以上ある保育士、専門職が保育園等の施設に訪問し、障がい児や施設の職員に対し、障がい児が集団生活に適應できるよう、一人ひとりの発達の特性に合わせた支援を直接行うことにより、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
継続	相談支援事業	相談支援事業所において、障がい児通所支援の申請に係る障害児支援利用計画書を作成し、児童通所サービス等との連絡調整を行います。また、児童通所サービス等の利用に関する情報提供及び助言を行います。
継続	こども発達センターの地域支援	保育園、幼稚園、市民等を対象に研修会を開催することで、障がい理解の普及・啓発を図ります。また、学校からの依頼に応じ、特別支援教育における指導方法などの助言を行います。
継続	こども発達センターの環境整備	こども発達センター（のびのびルーム）の安全で安心な環境を確保するため、老朽化した遊具・設備の更新を行います。

区分	主な取組	主な内容
継続	特性に応じた研修プログラムの構築	保育所等において特別な支援を要する児童について、きめ細かく対応できるよう、研修会への参加を促進します。
継続	特別支援就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍している児童生徒、又は通常学級に在籍して一定の障がいのある児童生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を目的として、学校給食費や学用品費等の必要経費を支給します。
継続	教育相談の実施	特別支援に係る小学校就学前の相談を実施し、入学後も必要に応じて相談を実施します。また、担当指導主事が医療的ケアに係る研修を受講し、相談に対応します。
継続	特別支援学校等と放課後等デイサービスとの連携	障がい児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議します。

施策3 医療的ケア児への支援

区分	主な取組	主な内容
継続	医療的ケア児の受入体制の整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」及び市の「医療的ケアガイドライン」に基づき、医療的ケア児の受入に必要な研修や職員の配置を行い、受入体制を整備します。
継続	医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターを活用した体制整備	障がい者地域自立支援協議会の「医療的ケア児支援チーム」において、医療的ケア児への支援について検討します。また、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる医療的ケア児コーディネーターを活用した支援体制を整備します。
継続	医療的ケア児の在籍する学校への看護師の配置	医療的ケアを必要とする児童が入学した学校に、看護師の配置を行います。

政策4 困難を抱えるこども・若者を支える取組の推進

■現状・課題

- ・就職にあたり疑問や不安を抱えている若者が多い中、働くときに必要となる基礎知識を学べるよう、労働関係法令に関するサポートを継続して行っていく必要があります。
- ・令和5年度の市が実施する女性のための相談件数は、前年と比べ21件増加しており、今後も被害者保護や自立に向け、関係機関と連携した支援を行う必要があります。
- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所への相談が年々増加し、ひきこもりやその家族からの相談が増えていることから、適切な機関やサービスへつなげていく必要があります。
- ・全国の小中高生自殺者数は500人を超えており、こども・若者の自殺防止対策の充実が必要です。
- ・未来を担う青少年の健全育成と非行防止を図るため、学校、地域、警察等が連携し、街頭補導活動を行うとともに、電話や来所等による相談活動を実施していく必要があります。
- ・いじめを許さない学校の風土が醸成されるような教育を行うため、教員の資質向上を目指します。また、不登校の児童生徒が増加していることから、ふれあい談話室の活動の充実や多様な学びの場の提供をしていく必要があります。

■主な取組

施策1 様々な悩みに対する相談支援の充実

区分	主な取組	主な内容
継続	労働関係法令に関するサポート	若者向けに必要な労働関係法令に係る教育のサポートを継続し、労働トラブルの未然防止に努めます。
継続	DVに関する相談体制の充実	DV相談や女性の生き方相談などの「女性のための相談」の実施や、専門職を配置し、被害者等が相談しやすい環境や体制の充実を図ります。
継続	若年層の性暴力被害予防月間の広報	国が定める若年層の性暴力被害予防月間について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
継続	基幹相談支援センター等での相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所による障がい者（障がいの可能性がある方を含む）や家族への相談支援を行います。
継続	精神保健相談	精神保健に関することの相談に応じ、必要な保健指導を行います。

施策２ こども・若者の自殺防止対策

区分	主な取組	主な内容
継続	鎌ヶ谷市自殺対策連絡会議の開催	自殺対策に関わる関係機関との情報の共有及びネットワークづくりのため、会議を開催します。
継続	心の健康に関する相談窓口の周知	広報紙やホームページを活用し、相談窓口を周知します。
継続	SOSの出し方に関する教育	生徒の自殺対策強化を図るため、SOSの出し方についての教育として、市内中学校全校にパンフレットを配布し、啓発します。
継続	ゲートキーパー養成教育	自殺のリスクを抱えている人に寄り添いながら、誰もが早期に「気づき」対応できるよう、ゲートキーパー養成のための教育を地区活動や各種学習会等で実施します。また、ホームページ等で広く知識の普及を図ります。
継続	精神保健学習会の開催	うつなどの学習会を開催し、心の健康や精神疾患に対する正しい知識を普及し、精神障がい者に対する偏見を持たず、地域で支援する人を増やします。

施策３ 非行の防止と自立支援の推進

区分	主な取組	主な内容
継続	社会を明るくする運動の実施	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全・安心な地域社会を構築するため、保護司会、自治会、PTA など様々な団体と連携を図り、「社会を明るくする運動」として啓発活動や中学生を対象にした更生保護に関する作文コンテストを実施します。
継続	パトロール活動の実施	青少年非行の早期発見、早期指導により、青少年の健全育成を図るため、各種パトロール活動等を実施します。

区分	主な取組	主な内容
継続	青少年インターネット目安箱の設置	学校、友達や進路等に悩んでいる小学校1年生からおおむね高校3年生のこどもとその家族からの相談を、インターネットにより実施します。
継続	ネットパトロールの実施	スマートフォンや携帯電話などの情報通信機器からの「書き込み」によるいじめ・非行行為などを防止するため、ネットパトロールを実施し、問題行動の早期発見、非行防止に努め、学校や警察などの関係機関との連携を図り、問題解決への取組を進めます。

施策4 いじめ・不登校等の社会課題への対応

区分	主な取組	主な内容
継続	いじめの防止基本方針の見直し	毎年、市のいじめ防止基本方針を見直すとともに、各学校のいじめ防止基本方針について見直しを行います。 また、いじめが発生した場合には、速やかに対策委員会を開催し対応するとともに、各学校の実態に応じたいじめ防止のための対策を行うよう指導します。
継続	ふれあい談話室の運営	学校に通うことが難しい児童生徒の学習の場や保護者を含めた相談の場として、教育支援センター「ふれあい談話室」を運営します。また、行事を開催し、他者と触れ合う場を提供します。家庭訪問相談員を配置します。
新規	校内教育支援センターの設置	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援事業計画の概要について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和7年度からの5年間の「量の見込み」とそれに対応する「確保方策の内容及び実施時期」について定めることとされています。

事業計画の策定にあたっては、現在の事業の利用状況、令和6年に実施したアンケート調査における潜在的な利用意向、今後の動向などを踏まえ、「量の見込み」を算出しています。

教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
○教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等） ○地域型保育事業（小規模保育等）	1 利用者支援事業 2 子育て短期支援事業 3 一時預かり事業 4 の（1）養育支援訪問事業 4 の（2）【新規】子育て世帯訪問支援事業 4 の（3）【新規】児童育成支援拠点事業 4 の（4）【新規】親子関係形成支援事業 5 【新規】妊婦等包括相談支援事業 6 妊婦健康診査事業 7 【新規】産後ケア事業 8 乳児家庭全戸訪問事業 9 【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 10 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業） 11 延長保育事業 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 病児保育事業 14 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 15 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 16 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第2節 教育・保育提供区域の設定

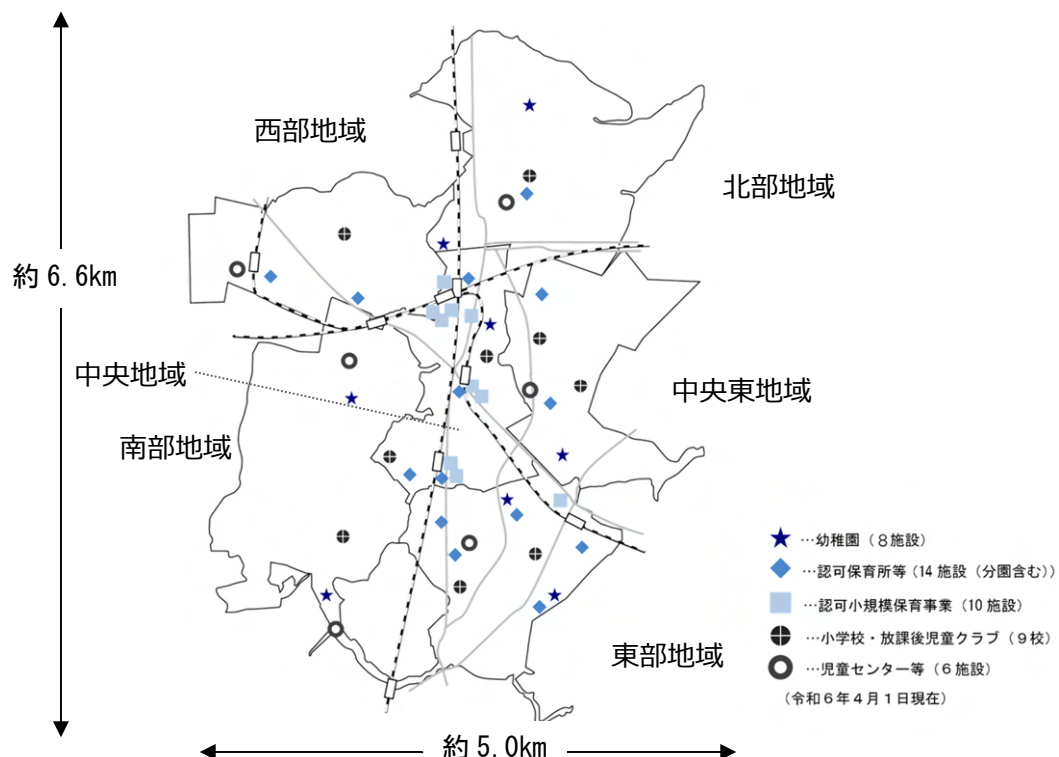
教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、地理的条件、人口、交通事情の社会的条件及び幼稚園、保育所などの整備状況などその他の条件を総合的に勘案して設定する必要があります。

設定した教育・保育提供区域においては、それぞれの区域において、幼稚園、保育所等に関する事業などの量の見込みを算定するとともに、事業の内容と施設等の整備に関する実施時期を示す必要があります。

本市の教育・保育提供区域は、主に次の理由から、『1区域』に設定します。

本市の特徴

- (1) 行政面積が 21.08 ㎢、東西南北の距離が東西約 5.0 km、南北約 6.6 km であり、既存の教育・保育施設がバランスよく整備されていること。
- (2) 東武野田線（東武アーバンパークライン）、京成電鉄松戸線、北総線、成田スカイアクセス線の私鉄4路線及び8つの駅を有し、交通の利便性が高いこと。
- (3) 既存の教育・保育施設が、市内全域で、既に相互利用と連携を図っていること。



第3節 教育・保育の見込量及び確保方策等

■事業の概要

幼児期の教育・保育を必要とする方が、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園など）や地域型保育事業（小規模保育事業等）を利用できるよう、サービス提供体制を確保する事業です。

子ども・子育て支援法に基づく事業の位置付け

子ども・子育て支援法第11条の規定により位置付けられる「施設型給付」「地域型保育給付」（右表）について、同法第61条第2項第1号の規定に基づき、各年度における利用の量の見込みを推計し、この量の見込みに対する事業の提供体制を確保します。

量の見込みに当たっては、教育・保育事業の利用状況及びアンケート調査を踏まえ、1号認定・2号認定・3号認定（下表）の区分ごとに推計を行います。

施設型給付	幼稚園	3～5歳
	認定こども園	0～5歳
	保育所	0～5歳
地域型保育給付	小規模保育事業	0～2歳
	家庭的保育事業	
	居宅訪問型保育事業	
	事業所内保育事業	

対象年齢	3～5歳		0～2歳
支給認定	教育標準時間	保育短時間・ 保育標準時間	保育短時間・ 保育標準時間
認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
利用施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※教育標準時間：1日あたり3～4時間

※保育短時間：1日あたり8時間、1か月あたり平均200時間

※保育標準時間：1日あたり11時間、1か月あたり平均275時間

※上記の他に、子ども・子育て支援法に基づく給付制度に入らない、文部科学省からの助成を受けて運営する私学助成による幼稚園があります。

市内の幼稚園は、8園すべてが私学助成による幼稚園です。（令和7年3月現在）

■利用実績（第2期計画）

3号認定【0歳／保育所・小規模保育事業】

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	85	90	95	98	98
	確保策	158	158	164	164	164
実績値	①利用実績	76	94	94	95	
	②確保実績	158	158	164	164	
利用・確保実績の差（②－①）		82	64	70	69	

3号認定【1・2歳／保育所・小規模保育事業】

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	637	678	707	728	723
	確保策	601	601	631	631	631
実績値	①利用実績	557	566	569	582	
	②確保実績	601	601	631	631	
利用・確保実績の差（②－①）		44	35	62	49	

2号認定【3～5歳／保育所】

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	794	793	806	799	783
	確保策	786	786	840	840	840
実績値	①利用実績	784	765	759	768	
	②確保実績	786	786	840	840	
利用・確保実績の差（②－①）		2	21	81	72	

1・2号認定【3～5歳／幼稚園】

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,649	1,539	1,465	1,402	1,373
	確保策	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
実績値	①利用実績	1,562	1,465	1,261	1,225	
	②確保実績	2,990	2,990	2,673	2,673	
利用・確保実績の差（②－①）		1,428	1,525	1,412	1,448	

※実績値は各年度4月1日現在

※「3号認定」及び「2号認定」の保育所・小規模保育事業における利用実績と確保実績に差がありますが、各年度4月1日現在の数値であり、例年、年度途中からの利用希望が発生しますので、年度末に向けて利用実績は増加します。

■課題と方向性

第2期計画の期間においては、保育需要の高まりを受けて、保育所等の整備を進めてきましたが、引き続き、待機児童ゼロの達成を目指し、保育需要に応じた施設の整備を実施します。

■量の見込みと確保方策

令和7年度に定員90人（2号認定54人、3号認定36人）、令和8年度及び令和9年度にそれぞれ定員60人（2号認定36人、3号認定24人）の民間保育所等を整備し、確保します。

（1）教育・保育の量の見込み・確保策

単位：人

認定区分			利用施設	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見込み ①	3号認定 【0～2歳】	0歳	保育所	113	118	130	128	129
		1歳	認定こども園	370	396	397	399	394
		2歳	小規模保育事業等	374	391	407	399	401
	小計			857	905	934	926	924
	2号認定【3～5歳】		保育所・認定こども園	803	835	897	888	888
	小計			803	835	897	888	888
	合計			1,660	1,740	1,831	1,814	1,812
	1号認定【3～5歳】		幼稚園	799	752	727	719	718
	1号認定【3～5歳】		認定こども園	133	133	133	133	133
	2号認定【3～5歳】		幼稚園	400	376	364	360	359
合計			1,332	1,261	1,224	1,212	1,210	
確保 方策 ②	3号認定 【0～2歳】	0歳	保育所	167	169	171	171	171
		1歳	認定こども園	306	316	326	326	326
		2歳	小規模保育事業等	358	370	382	382	382
	小計			831	855	879	879	879
	2号認定【3～5歳】		保育所・認定こども園	894	930	966	966	966
	小計			894	930	966	966	966
	合計			1,725	1,785	1,845	1,845	1,845
	1号認定【3～5歳】		幼稚園	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
	1号認定【3～5歳】		認定こども園	279	279	279	279	279
	2号認定【3～5歳】		幼稚園	740	740	740	740	740
合計			2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	

《量の見込みに関する算定の考え方》

次頁「（2）保育利用率」の表に掲げる人口推計に保育利用率の見込を乗じて算出しています。

量の見込みと確保方策の差（②－①）		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保育所・認定こども園・小規模保育事業等 （3歳未満）（3号認定）	0歳	54	51	41	43	42
	1歳	▲64	▲80	▲71	▲73	▲68
	2歳	▲16	▲21	▲25	▲17	▲19
保育所・認定こども園（3歳以上）（2号認定）	3～5歳	91	95	69	78	78
幼稚園（1号・2号認定）・認定こども園（1号認定）	3～5歳	1,167	1,238	1,275	1,287	1,289

※保育所、認定こども園、小規模保育事業等（3歳未満）の1歳及び2歳について、量の見込み①に対し、確保方策②が不足していますが、0歳児等の余裕定員分を活用し、弾力的な運用を行うことで不足を解消します。

(2) 保育利用率

認定区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	0歳	638人	623人	635人	625人	627人
	1歳	650人	659人	656人	660人	651人
	2歳	658人	651人	672人	659人	662人
	3～5歳	2,135人	2,096人	2,121人	2,100人	2,098人
保育利用率の見込	0歳	17.7%	18.9%	20.5%	20.5%	20.6%
	1歳	56.9%	60.1%	60.5%	60.5%	60.5%
	2歳	56.8%	60.1%	60.6%	60.5%	60.6%
	0～2歳の合計	44.0%	46.8%	47.6%	47.6%	47.6%
	3～5歳の合計	37.6%	39.8%	42.3%	42.3%	42.3%

《保育利用率の算定方法》

◆ 0～2歳児の保育利用率の見込

令和元年度から令和6年度までの0歳児の平均伸び率 1.2%、1歳児及び2歳児の平均伸び率 3.4%を踏まえ、令和6年度の利用率に伸び率をそれぞれ加算し、0歳児はおおむね 20%、1歳児及び2歳児はおおむね 60%の利用率まで増加することとして見込み、算定しています。

◆ 3～5歳児の保育利用率の見込

令和元年度から令和6年度までの3～5歳児の平均伸び率 1.2%に女性の社会進出などによる保育需要の増として1%を加え、令和6年度の利用率に伸び率を加算し、おおむね 42%の利用率まで増加することとして見込み、算定しています。

(3) 提供体制の推進策

単位：人

年度		定員	0歳	1・2歳	3～5歳
令和7年度	幼保連携型認定こども園設置（新設）	90	3	33	54
令和8年度	幼保連携型認定こども園設置（新設）	60	2	22	36
令和9年度	認可保育所等設置（新設）	60	2	22	36
合計		210	7	77	126



令和4年4月に認定こども園に移行した幼稚園

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定により、次に掲げる16事業となります。これら事業は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するもので、16事業を組み合わせることにより、地域の様々な子育て支援策の充実を図ります。

本計画では、これら事業について、子ども・子育て支援法第61条第2項第2号の規定により、年度ごとの利用の量の見込みを推計し、確保方策及びその実施時期を定めます。なお、量の見込みは、国が定めた利用希望把握調査及び各事業の利用状況を踏まえて算定しています。

本市では、この量の見込みを達成するため、施設の整備、実施場所又は実施回数の増加を図るなどの量的拡充に加えて、事業内容の向上を図ることにより、「量」と「質」の両面から地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。



NO	事業名	対象	内容
1	利用者支援事業	すべての子育て家庭と妊婦	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2	子育て短期支援事業	0歳～17歳	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業
3	一時預かり事業	0歳～5歳	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業
4	（1）養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭	養育の支援をすることが必要な保護者や出産前から支援を必要とする妊婦に対し、養育に関する相談、助言、指導等を行う事業
	【新規】 （2）子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業
	【新規】 （3）児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童（18歳未満）	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
	【新規】 （4）親子関係形成支援事業	親子の関わり方や支援が必要な保護者とその児童	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達等の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談や共有できる場を提供する事業

5	【新規】 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・出産・乳 児期	妊娠・出産・乳児期における伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業
6	妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
7	【新規】 産後ケア事業	退院直後の母子	退院直後の母子を対象に、母親の心身のケアやサポートを行い、安心して育児ができるよう支援を行う事業
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月の乳 児	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
9	【新規】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳～2歳	満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えると同時に、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談及び子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
10	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	0歳～おおむね 3歳未満	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
11	延長保育事業	0歳～5歳	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業
12	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	0歳～5歳	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の購入に要する費用又は行事費用等を助成するとともに幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業
13	病児保育事業	0歳～小学校6 年生	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等する事業
14	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポ ート・センター事業)	0歳～おおむね 中学校修了	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
15	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校1年生～ 6年生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
16	多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業	—	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

1 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

■事業の概要

こども及びその保護者又は妊娠している方が、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談することができるよう、また、教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所等）や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用することができるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て支援の育成（地域連携）を行う事業であり、次の3つの類型からなる事業です。

基本型	◆利用者支援 子育てに関する相談や情報提供、事業利用にあたっての助言・支援等を実施し、子育て世帯に寄り添った支援を展開するものです。 ◆地域連携 地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や地域における子育て支援のネットワークづくりを支援するものです。 ◆地域子育て相談機関【新規】 虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備するものです。
特定型	主に市の窓口で子育て世帯等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行うものです。 ※ 待機児童数が一定以上などの条件を満たした自治体を実施する事業（本市は対象外）
【新規】 こども家庭 センター型	妊産婦やこども、その家族が安心して生活できるよう「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うものです。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	設置箇所数（A）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実績値	設置箇所数（B）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実績値（B）／計画値（A）		100%	100%	100%	100%	100%

※設置箇所数の2か所は、児童福祉法の改正前の「基本型」と「母子保健型」となります。

「基本型」として、こども支援課内に子育てコーディネーターを設置しています。

「母子保健型」として、総合福祉保健センター2階窓口を設置し、母子保健サービス登録票提出時（出生時）に保健師・助産師による全数面接を実施しています。

■課題と方向性

子育てに不安や負担を抱えている世帯のニーズを把握し、切れ目のない支援を提供することが求められていることから、様々な子育て情報を発信するとともに、相談支援の機会の充実や保育所・地域の団体との連携強化を図ります。

また、こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援、こどもと子育て家庭の福祉に関する支援を包括的に提供していきます。さらに、それぞれの専門性を生かし、サポートプランを作成し、必要な支援を行います。



鎌ヶ谷市総合福祉保健センター

■量の見込み、確保方策及び実施時期

令和6年度までは、基本型1か所と母子保健型1か所の2か所で運営していましたが、国の制度改正を踏まえて、よりきめ細かい支援の提供を図るため、令和7年度から基本型として、既存の子育て支援コーディネーターのほか、気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て相談機関を新たに10か所設置するとともに、こども家庭センターを1か所設置します。

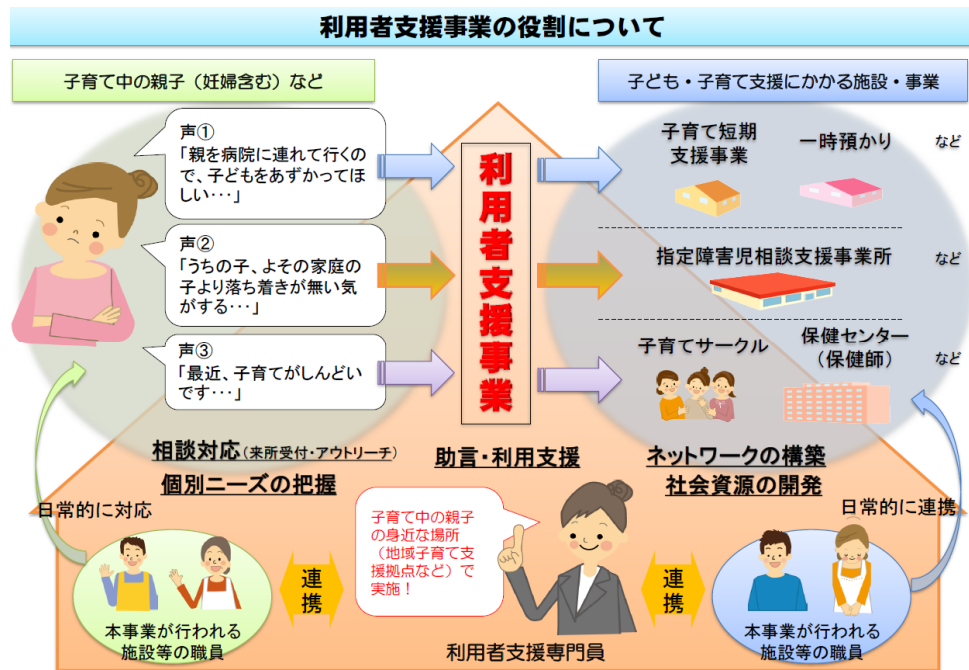
なお、地域子育て相談機関は、市内の各児童センター（6か所）及び公立保育園（4か所）に設置します。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
基本型	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
・子育て支援コーディネーター	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
・地域子育て相談機関	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策					
基本型	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
・子育て支援コーディネーター	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
・地域子育て相談機関	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

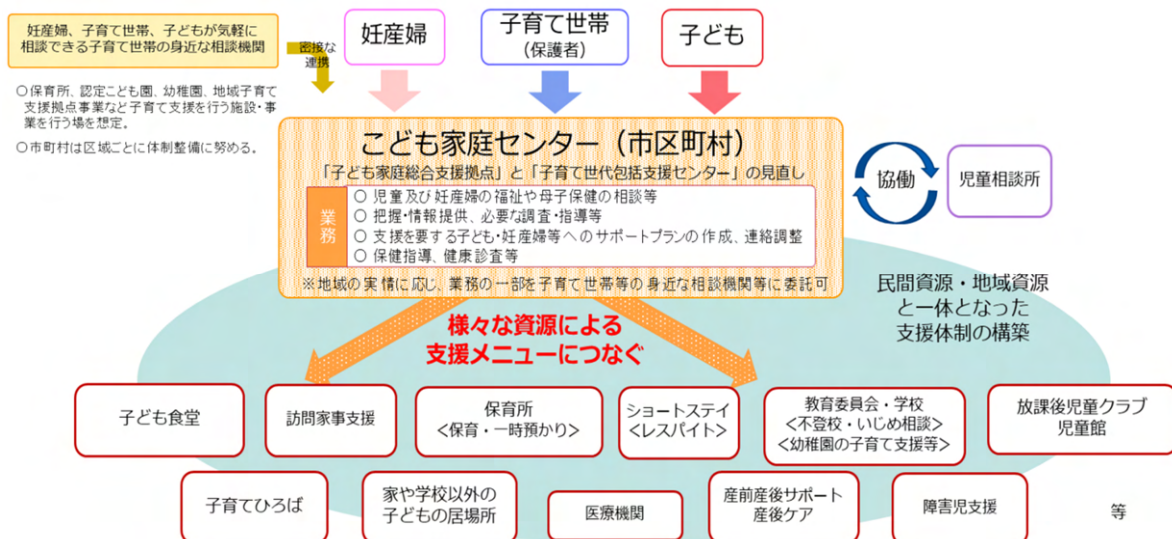
令和7年度から基本型を11か所、こども家庭センター型を1か所設置し、継続します。

【基本型】



こども家庭庁ホームページより

【こども家庭センター型】



こども家庭庁支援局虐待防止対策課資料抜粋

2 子育て短期支援事業 [家庭支援事業]

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで預かり等を行う事業です。

①短期入所生活援助事業

保護者が疾病・疲労などの理由によって、家庭において児童を養育することが一時的に難しい場合や、保護者の負担の軽減が必要な場合、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等において養育・保護を行います。

必要に応じて、保護者への精神的なケアや相談支援等を併せて実施します。

②夜間養護等事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等において、児童を保護し生活指導・食事の提供を行うとともに、精神的ケアや相談支援等を併せて実施します。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込（延べ件数）（A）	78 件	76 件	74 件	72 件	71 件
	参考：実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	参考：登録世帯数	30 世帯	30 世帯	29 世帯	29 世帯	28 世帯
実績値	利用実績（延べ件数）（B）	33 件	37 件	150 件	193 件	
	参考：実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	
	参考：登録世帯数	35 世帯	34 世帯	34 世帯	43 世帯	
実績値（B）－計画値（A）		▲45 件	▲39 件	76 件	121 件	

■課題と方向性

コロナ禍であった令和2年度及び令和3年度と比較して、令和4年度からは利用実績が急増しており、利用ニーズに応じた提供体制の確保が求められます。

そのため、子育ての不安や負担を軽減し、安心して利用できるよう事業の周知による利用促進を図るとともに、必要性に応じて適切な利用ができるよう、施設との連携強化を図り、利用者が利用しやすい体制について検討します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
利用回数	190回	190回	190回	190回	190回
確保方策					
利用回数	190回	190回	190回	190回	190回
(参考) 実施施設数	2	2	2	2	2

《量の見込みに関する算定の考え方》

児童の人口推計は、減少傾向にありますが、利用率は増加しているため、令和5年度及び令和6年度の実績を踏まえ、算出しています。

なお、確保方策については、施設の予約が先着順となりますため、量の見込みと同じ数値としています。



子育て短期支援事業実施施設「晴香園」

3 一時預かり事業 [家庭支援事業]

①保育所等によるもの

保育所を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業です。

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめ（令和3年12月）において、一時利用のレスパイト（身体的・精神的に余裕を生み出す）目的やりフレッシュ目的での利用促進が必要だと報告されていることを踏まえて、相談支援等と連携しながら、必要な事業を利用できるよう利用促進を図ります。

②幼稚園によるもの

幼稚園を利用している家庭において、通常教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業です。

■事業の利用実績（第2期計画）

①保育所等によるもの

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込人数（A）	6,615人	6,391人	6,222人	6,098人	6,017人
	受入可能人数（B）	10,560人	15,840人	15,840人	15,840人	15,840人
	参考：実施施設数	4か所	6か所	6か所	6か所	6か所
実績値	利用実績（延べ人数）（C）	3,143人	3,871人	4,308人	5,362人	
	受入可能人数（D）	10,560人	10,560人	10,560人	10,560人	
	参考：実施世帯数	4か所	4か所	4か所	4か所	
利用人数 実績値（C）－計画値（A）		▲3,472人	▲2,520人	▲1,914人	▲736人	
達成率 実績値（D）／計画値（B）		100%	66.7%	66.7%	66.7%	

②幼稚園によるもの

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込人数（A）	68,795人	64,132人	61,115人	58,449人	57,275人
	受入可能人数（B）	68,795人	64,132人	61,115人	58,449人	57,275人
実績値	利用実績（延べ人数）（C）	49,242人	60,412人	62,209人	64,363人	
	参考：受入可能人数（D）	68,795人	64,132人	61,115人	58,449人	
利用人数 実績値（C）－計画値（A）		▲19,553人	▲3,720人	1,094人	5,914人	
達成率 実績値（D）／計画値（B）		100%	100%	100%	100%	

■課題と方向性

保育所等によるものについては、特に公立園での予約方法等について、利用者の利便性向上を図ります。民間保育事業者及び幼稚園については、安定的な事業実施を図るために、事業に係る経費の一部を引き続き補助します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

保育所等によるものについては、現在実施している保育施設に加え、新たに整備する保育施設においても実施します。

幼稚園によるものについては、令和7年3月現在、8園全園で実施しており、教育のニーズが高いことに鑑み、今後も幼稚園利用者による一時預かりの利用が可能になるよう量の確保に努めます。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
利用人数(①保育所等によるもの)	4,838人	5,080人	5,334人	5,601人	5,881人
利用人数(②幼稚園によるもの)	59,157人	58,457人	57,803人	57,193人	56,623人
確保方策					
利用人数(①保育所等によるもの)	13,200人	15,840人	18,480人	18,480人	18,480人
利用人数(②幼稚園によるもの)	59,157人	58,457人	57,803人	57,193人	56,623人

≪量の見込みに関する算定の考え方≫

保育所等によるものは、令和6年度利用人数(見込)の4,608人を基準とし、令和4年度及び5年度の利用者伸び率の平均を乗じて量の見込みを算出しています。

幼稚園によるものは、就学前児童人口の減少を考慮し、若干減少するものとして量の見込みを算出しています。

【実施施設数】

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
公立保育園 (道野辺、南初富、栗野保育園)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
民間保育所(※)	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所

※令和7年度からみどり幼稚園が実施予定であり、令和8年度、令和9年度にさらに1園ずつ実施箇所が増加する見込です。

4 養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業 [家庭支援事業]

出産中から子育て期にかけて、特に支援が必要なこども及び保護者に対し、訪問型、通所型、短期入所支援の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う事業です。

また、令和6年に施行された児童福祉法の改正によって位置付けられた、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3事業についても、一体的に実施します。

養育支援訪問事業

子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（専門職による相談・育児指導など）を行う事業です。

子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達等の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談や共有できる場を提供する事業です。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	訪問実人数（A）	40人	40人	40人	40人	40人
実績値	訪問実人数（B）	37人	28人	23人	16人	
	（参考：利用延べ件数）	(335件)	(238件)	(316件)	(231件)	
	実績値（B）－計画値（A）	▲3人	▲12人	▲17人	▲24人	

■課題と方向性

産後うつ等の養育者の体調面や多胎児の養育、育児への不安を抱える家庭等、支援が必要な家庭を早期に把握し、迅速な相談・支援などを実施するとともに、その家庭が地域から孤立しないよう、関係機関との連携が求められます。また、制度改正により新たに位置付ける3事業については、「子育て世帯訪問支援事業」及び「親子関係形成支援事業」は、令和7年度から実施し、「児童育成支援拠点事業」は、実施時期や体制などを検討します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

養育支援訪問については、市直営方式とし、新たな3事業については民間委託を検討していきます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
養育支援訪問事業利用延べ件数	276件	264件	276件	276件	276件
子育て世帯訪問支援事業利用延べ件数	432件	432件	432件	432件	432件
親子関係形成支援事業利用延べ件数	25件	25件	25件	25件	25件
確保方策					
養育支援訪問事業利用延べ件数	276件	264件	276件	276件	276件
子育て世帯訪問支援事業利用延べ件数	432件	432件	432件	432件	432件
親子関係形成支援事業利用延べ件数	25件	25件	25件	25件	25件

《量の見込みに関する算定の考え方》

養育支援訪問：推計年度の0歳児人口、実績値と各年の0歳児人口の割合、平均利用回数

子育て世帯訪問支援事業：要保護児童数（ネグレクト）、推定利用件数（8回）より算出

親子関係形成支援事業：過去5年間の一時保護児童数の平均人数より算出

児童育成支援拠点事業：支援体制や運営方法について、先行事例の取組状況等を調査分析し、需要の把握を行った上で、確保方策及び実施時期を検討していきます。

5 妊婦等包括相談支援事業 【新規事業】

妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。

■事業の利用実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接回数	－	－	104回	1,700回	

※伴走型相談支援（令和5年2月開始）における面接回数。なお、令和4年度は妊娠届出時の面接回数のみで算出しています。

■課題と方向性

転入や就労等で地域とのつながりが希薄な家庭や経済的な不安や育児不安を抱える妊産婦やパートナーが増えていることなどもあり、出生数の減少は止まらない現状です。本市に住む妊婦や親子が、安心してこどもを産み育てることができるよう、経済的支援の継続、妊娠期から切れ目ない相談支援の充実及び関係機関との連携が重要です。

そのため、妊娠届出時に保健師・助産師による面接、妊娠7か月アンケート及び保健師による面接・相談、出産後の助産師・保健師による新生児訪問を全数実施し、妊娠期から継続した支援を行います。また、妊娠届出時に支援プランを作成し、一人ひとりにあった支援の実施及び必要時は関係機関と連携します。さらに、個々にあった相談支援や適切な支援プランを計画し、必要な支援が提供できるよう、関係機関と連携を強化するとともに、研修等で従事する職員のスキルアップを行います。

併せて、妊婦のための支援給付金について、対象者がもれなく申請し交付できるよう、窓口や市広報紙、ホームページ等で周知します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

次の提供体制で事業を推進します。

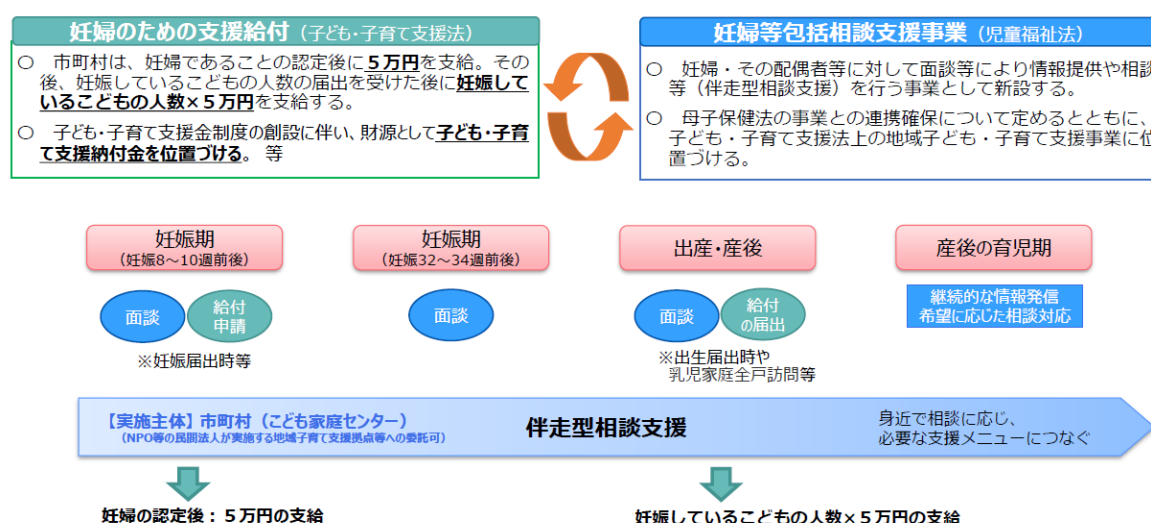
- (1) 実施体制：保健師（正規職員、非常勤職員）、助産師（非常勤職員）
- (2) 実施機関：市直営方式

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
面接回数	1,659 回	1,620 回	1,651 回	1,625 回	1,630 回
確保方策					
面接回数	1,914 回	1,869 回	1,905 回	1,875 回	1,881 回

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和7年度以降の0歳児（出生数）の推計値に、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面接回数（妊娠届出時、妊娠7か月アンケート及び新生児訪問の3回）を乗じて算出しています。

なお、妊娠7か月アンケートは、回収率6割として量の見込みを算出しています。



こども家庭庁 令和6年度自治体説明会資料から抜粋

6 妊婦健康診査事業

妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを生み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を助成する事業です。

妊婦健康診査助成券を交付し、全国の医療機関において、国が定める基本的な妊娠健康診査項目が受けられるよう、事業の実施体制を確保します。助成券の交付時には、利用方法をはじめとした情報提供を行います。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	0歳児の推計（A）	691人	681人	677人	673人	671人
	延べ見込受診件数（B）	8,368件	8,247件	8,198件	8,150件	8,126件
実績値	0歳児の実数（C）	709人	681人	698人	605人	
	延べ受診件数（D）	7,871件	8,342件	8,642件	7,794件	
0歳児人数 実績値（C）－計画値（A）		18人	0人	21人	▲68人	
達成率 実績値（D）／計画値（B）		94.1%	101.2%	105.4%	95.6%	

■課題と方向性

妊娠健康診査の着実な実施に向けて、妊娠早期に母子健康手帳の発行を受けるよう、市広報やホームページ、医療機関窓口等で周知を行います。

また、安心して妊娠期を過ごせるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票の利用の仕方や契約医療機関以外での受診時の手続きについて、妊娠期から育児期にわたり利用できるサービス等を、支援プランをもとにきめ細やかな説明を行います。

■ 量の見込み、確保方策及び実施時期

次の提供体制で事業を実施します。

- (1) 実施場所：全国の医療機関
- (2) 実施時期：通年実施
- (3) 実施体制：医療機関による委託契約・償還払い
- (4) 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目（14 回分）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
延べ見込受診件数	7,503 件	7,326 件	7,468 件	7,350 件	7,374 件
確保方策					
延べ受診件数	8,932 件	8,722 件	8,890 件	8,750 件	8,778 件

《 量の見込みに関する算定の考え方 》

令和 7 年度以降の 0 歳児（出生数）の推計値を踏まえ、国が定める基本的な妊婦健康診査（14 回分）に、流早産などを理由に 14 回必要のない妊婦がいることから、過去 5 年間の受診率の平均 84.0% を乗じて算出しています。



母子健康手帳発行の様子

7 産後ケア事業 【新規事業】

産後4か月未満の産婦を対象に、助産師等の専門職が母親の身体的回復と心理的な安定を促すとともに、産後も安心して子育てができるよう病院や助産所等への宿泊や通所、利用者の自宅への訪問を通じて支援する事業です。

■事業の利用実績

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	宿泊型	28回	43回	52回	62回	
	通所型				2回	
	訪問型					

■課題と方向性

産後ケアを希望する人が安心して利用できるよう、申請から利用後まで、保健師が面接、相談を行います。

また、産後、安心して子育てができるよう、産後ケア施設等との連携を図るとともに、必要時に医療機関や関係機関との連携を行います。産後ケアを希望するすべての人が利用できるよう、窓口での周知のほか、市広報やホームページ等を通じて広く周知を行います。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

次の提供体制で事業を実施します。

(1) 実施方法及び場所

(ア)「宿泊型」：病院や助産所等の空きベッドを活用し、宿泊による休養の機会の提供等を実施します。

(イ)「通所型」：病院や助産所等にて、日中、来所した利用者に対し、個別・集団で支援を実施します。

(ウ)「訪問型」：利用者の自宅に助産師が訪問し支援を実施します。

(2) 実施体制：病院、助産所及び助産師会による委託契約

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
実施回数	165 回	165 回	165 回	165 回	165 回
・ 宿泊型	(145 回)	(145 回)	(145 回)	(145 回)	(145 回)
・ 通所型	(5 回)	(5 回)	(5 回)	(5 回)	(5 回)
・ 訪問型	(15 回)	(15 回)	(15 回)	(15 回)	(15 回)
確保方策					
実施回数	165 回	165 回	165 回	165 回	165 回
・ 宿泊型	(145 回)	(145 回)	(145 回)	(145 回)	(145 回)
・ 通所型	(5 回)	(5 回)	(5 回)	(5 回)	(5 回)
・ 訪問型	(15 回)	(15 回)	(15 回)	(15 回)	(15 回)

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和6年度の利用見込数を参考に算定しています。

宿泊型 145 回（5 回×29 人）

通所型 5 回（1 回× 5 人）

訪問型 15 回（5 回× 3 人）



産後ケア事業の様子

8 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いた上で、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービスにつなぐ事業です。

すべての家庭に訪問が実施できるよう、妊娠・出生時の面接やかまっこすくすくアプリ等を通じて、事業の周知を図ります。

また、質の高い事業の実施に向けて、保健推進員等を対象とした研修会を実施します。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	訪問件数（A）	622 件	613 件	609 件	606 件	604 件
	訪問率（B）	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
実績値	訪問件数（C）	669 件	654 件	600 件	605 件	
	訪問率（D）	96.0%	97.6%	93.2%	99.3%	
訪問実人数 実績値（C）－計画値（A）		47 件	41 件	▲9 件	▲1 件	
達成率 実績値（D）／計画値（B）		106.7%	108.4%	103.6%	110.3%	

■課題と方向性

訪問を行う保健推進員等の質の向上を図るため、定期的に研修会を実施するとともに、外部講師や外部の研修会への参加など、内容の充実を図ります。

また、保健推進員の活動意欲の向上を図るため、研修会等にてグループワークや情報交換を実施するとともに、担当保健師が支援を行います。

さらに、事業が継続できるよう、担い手の確保に取り組むとともに、妊娠・出生時の面接や市広報、ホームページ、かまっこすくすくアプリ等、事業の周知を図ります。

■ 量の見込み、確保方策及び実施時期

次の提供体制で事業を推進します。

- (1) 実施体制：保健推進員、保健師（正規職員）、助産師（非常勤職員）
- (2) 実施機関：市直営方式

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
訪問件数	612 件	598 件	610 件	600 件	602 件
確保方策					
訪問件数	612 件	598 件	610 件	600 件	602 件

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和7年度以降の0歳児（出生数）の推計値に、過去5年間の訪問率96%を乗じて算定しています。



乳児家庭全戸訪問事業の様子

9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規事業】

保育所等などに通っていない満3歳未満のこどもを対象として、月一定時間までの利用可能枠¹¹の中で、遊びや生活の場を提供する事業です。

また、事業の実施を通じて、すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対する支援の強化を図ります。

■課題と方向性

保育所等を利用していないこどもが、同じ年ごろのこどもたちと触れ合いながら家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得られるようにし、成長への経験の場となるよう体制整備に努めます。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

令和7年度に試行的に実施し、令和8年度から本格的¹²に実施します。

実施施設として、令和7年度から1か所（利用定員10人）ずつ整備します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用人数（1日あたり）	48人	45人	46人	45人	45人
利用時間（月間）	8,270時間	7,760時間	7,770時間	7,700時間	7,670時間
確保方策					
利用人数（1日あたり）	10人	20人	30人	40人	45人
利用時間（月間）	1,760時間	3,520時間	5,280時間	7,040時間	7,920時間
（参考）実施施設数	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所

≪量の見込みに関する算定の考え方≫

保育所等を利用していない未就学児に対し、国が示した基本的な算出式（月10時間、定員1人一月当たりの受入れ可能時間176時間）により量の見込みを算出しています。

¹¹ 「月一定時間の利用枠」については、法令や国の通知等を参考に、市町村が設定することとなっています。本市では、令和7年度は10時間の利用枠を設ける予定ですが、国の動向を踏まえながら事業を実施します。

¹² 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からの全国実施により、地域子ども・子育て支援事業から新たな給付制度に移行します。



こども誰でも通園制度の利用のイメージ

10 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止やこどもたちの健やかな育ちを促進する事業です。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込人数（A）	30,337 人	30,133 人	29,802 人	29,886 人	30,091 人
	実施施設数（B）	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
実績値	利用実績人数（C）	13,980 人	21,749 人	23,779 人	25,110 人	
	実施施設数（D）	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	
利用人数 実績値（C）－計画値（A）		▲16,357 人	▲8,384 人	▲6,023 人	▲4,776 人	
達成率 実績値（D）／計画値（B）		100%	100%	114.3%	114.3%	

【実施施設数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童センター	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所
民間保育所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	2 か所

■課題と方向性

事業の利用者は増加傾向にあり、利用者のニーズに沿った事業展開を行うために、市内児童センター6館において子育て相談支援や親子遊び、保護者のリフレッシュ等の講座を開催するとともに、利用者へのアンケート調査を行います。

また、市の保健師、心理発達相談員などの専門職、関係機関と連携し、子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施します。

さらに、職員（子育てアドバイザー）の資質、技術等の向上を図るため、各種研修等への積極的な参加を促進するとともに、相談体制の充実を図ります。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

児童センター6か所及び民間保育所2か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、地域の状況や特色を生かすことなどにより、利用者の増加を図ります。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
つどいの広場事業 利用者数	30,090 人	30,381 人	30,674 人	30,970 人	31,269 人
・児童センター 利用者数	29,036 人	29,327 人	29,620 人	29,916 人	30,215 人
・民間保育所 利用者数	1,054 人	1,054 人	1,054 人	1,054 人	1,054 人
確保方策					
つどいの広場事業 実施施設数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

本事業を利用する主な対象者である0歳児から5歳児までの人口は、令和7年度以降横ばいで推移することを踏まえ、児童センターでは、令和6年度の利用見込数（28,749人）から毎年度1%ずつ増加し、民間保育所では、令和6年度の利用見込数（1,054人）から横ばいで推移していくと考え、算定しています。

【実施施設数】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童センター	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
民間保育所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所



つどいの広場事業の様子

11 延長保育事業

保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育所等における通常の開所時間を延長して必要な保育を行う事業です。

保育の利用認定を受けた方が、「保育標準時間の認定で利用可能な 11 時間」又は「保育短時間の認定で利用可能な 8 時間」を超えて利用する場合、延長保育となります。

■事業の利用実績（第 2 期計画）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	利用見込人数 (A)	1,167 人	1,202 人	1,238 人	1,251 人	1,235 人
	受入可能人数 (B)	1,545 人	1,545 人	1,635 人	1,635 人	1,635 人
	参考：施設数	22 か所	22 か所	23 か所	23 か所	23 か所
実績値	利用実績人数 (C)	1,030 人	1,043 人	1,239 人	1,094 人	
	受入可能人数 (D)	1,545 人	1,545 人	1,635 人	1,635 人	
	参考：施設数	22 か所	22 か所	23 か所	23 か所	
利用人数 実績値 (C) - 計画値 (A)		▲137 人	▲159 人	1 人	▲157 人	
達成率 実績値 (D) / 計画値 (B)		100%	100%	100%	100%	

■課題と方向性

全国的な保育士不足の状況にありますが、延長保育に従事する保育士等を確保するとともに、保育士等の資質の向上を図ります。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

令和7年度をめぐりに新たな認定こども園の整備をする中で、延長保育事業についても実施体制を確保し、引き続き十分な事業の提供を目指します。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
利用人数	1,190 人	1,232 人	1,273 人	1,273 人	1,273 人
確保方策					
利用人数	1,725 人	1,785 人	1,845 人	1,845 人	1,845 人
(参考) 実施施設数	24 か所	25 か所	26 か所	26 か所	26 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和2年度から5年度における延長保育利用者の利用率の平均を乗じて見込みを算出しています。



保育園の様子

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①日用品・文房具費等

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②副食材料費

保育所の利用者との公平の観点から、低所得者世帯等に対し幼稚園に保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業です。

■事業の利用実績（第2期計画）

①日用品・文房具費等

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	助成見込件数（A）	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
実績値	助成実績件数（B）	3 件	4 件	4 件	5 件	
実績値（B）－計画値（A）		▲12 件	▲11 件	▲11 件	▲10 件	

②副食材料費

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	助成見込件数（A）	339 件	339 件	339 件	339 件	339 件
実績値	助成実績件数（B）	160 件	122 件	121 件	103 件	
実績値（B）－計画値（A）		▲179 件	▲217 件	▲218 件	▲236 件	

■課題と方向性

対象者に対して更なる利用を促進する必要があるため、支援を要する世帯が事業を円滑に利用できるよう、市内の保育施設及び対象世帯、社会福祉課の生活保護担当ケースワーカー等に対し、引き続き事業の周知を行います。

■ 量の見込み、確保方策及び実施時期

対象者及び生活保護担当のケースワーカー並びに市内の保育施設へ周知を行い、申請に対して助成を行います。

①日用品・文房具費等

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
日用品等	28件	28件	28件	28件	28件
確保方策					
日用品等	28件	28件	28件	28件	28件

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和6年4月1日現在の未就学児がいる生活保護世帯 28 世帯に基づき、量の見込みを算出しています。

②副食材料費

市内の幼稚園及び対象者に対し事業の周知を行い、申請に対しては助成を行います。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
副食材料費	103件	103件	103件	103件	103件
確保方策					
副食材料費	103件	103件	103件	103件	103件

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和5年度の副食材料費の実支給人数 103 件に基づき、量の見込みを算出しています。



幼稚園の給食
(副食材料費の助成)

13 病児保育事業

病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業です。

①病児保育

病児保育は、こどもが病気のため保育所等に通うことができず、また、保護者の仕事の都合などで家庭での保育が難しい場合に、生後6か月から小学校6年生までのこどもで、当面症状の急変が認められない病気のこどもを保育する事業です。

利用にあたっては、事前の登録及び病院での受診が必要です。

②病後児保育

お子様が病気の回復期にあり、保護者の勤務の都合等により集団保育が困難な状況にあるとき、そのお子様を一時的に預かる事業です。

利用にあたっては、事前の登録及び前日までの予約が必要です。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込人数（A）	57人	55人	54人	53人	52人
	受入可能人数（B）	1,848人	1,848人	1,848人	1,848人	1,848人
	参考：実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績値	利用実績人数（C）	25人	65人	18人	52人	
	参考：病児人数	(11人)	(47人)	(8人)	(35人)	
	病後児人数	(14人)	(18人)	(10人)	(17人)	
	受入可能人数（D）	1,848人	1,848人	1,848人	1,848人	
	参考：実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	
利用人数	実績値（C）－計画値（A）	▲32人	10人	▲36人	▲1人	
達成率	実績値（D）／計画値（B）	100%	100%	100%	100%	

■課題と方向性

市内病院における病後児保育の実施及び白井市との広域利用の協定による病児保育の実施を継続するとともに、制度の利用促進を図るために、利用条件の見直しを検討します。

また、市内における病児保育の実施に向け、関係機関との協議を継続することにより、質と量の向上を図ります。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

現在、鎌ヶ谷総合病院で定員4人の病後児保育事業、白井市の白井聖仁会病院で定員3人の病児保育事業を白井市との広域利用協定で実施しており、今後も継続して病児・病後児保育を必要とするこどもが利用できるよう確保に努めます。

併せて、市内で病児保育が実施できるよう、関係機関と協議を継続します。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
利用人数	55人	55人	55人	55人	55人
確保方策					
利用可能人数	1,848人	1,848人	1,848人	1,848人	1,848人

≪量の見込みに関する算定の考え方≫

広域利用協定に基づく利用状況や第2期計画での量の見込みを考慮し、年間55人の利用として量の見込みを算出しています。



鎌ヶ谷総合病院外観
(病後児保育事業)



白井聖仁会病院保育室
(病児保育事業)

14 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が有償の相互援助を行う子育て支援事業です。

サポートの内容

- ①保育所又は幼稚園等（以下「保育施設」という）、学校、放課後児童クラブ、習い事等までの送迎を行うこと。
- ②保育施設、学校、放課後児童クラブ等の開始時間前や終了後にこどもを預かること。
- ③保護者の病気や急用の場合にこどもを預かること。
- ④こどもが軽度の病気の場合（医療機関受診後、感染症のない場合）にこどもを預かること。
- ⑤保護者などの就職活動中及び短時間・臨時的就労の場合にこどもを預かること。
- ⑥冠婚葬祭や学校行事の際に他の兄弟を預かること。
- ⑦買い物等の外出や親が病気の際にこどもを預かること。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	利用見込件数（A）	3,832 件	4,215 件	4,571 件	4,901 件	5,235 件
	参考：提供会員数	165 人	170 人	175 人	180 人	185 人
実績値	利用実績件数（B）	2,990 件	2,971 件	2,638 件	3,673 件	
	参考：提供会員数	171 人	164 人	164 人	157 人	
利用件数 実績値（B）－計画値（A）		▲842 人	▲1,244 人	▲1,933 人	▲1,228 人	

■課題と方向性

利用件数が増加傾向にある一方、提供会員数が減少傾向にあることから、安定的なサービスが提供できるよう、広報、ホームページ及びSNS等を活用し、事業周知を図ります。

また、ひとり親世帯等利用料助成制度の拡大を実施し、利用促進を図ってきたところですが、継続的にこれらの制度を周知することで、一層の利用促進を図ります。

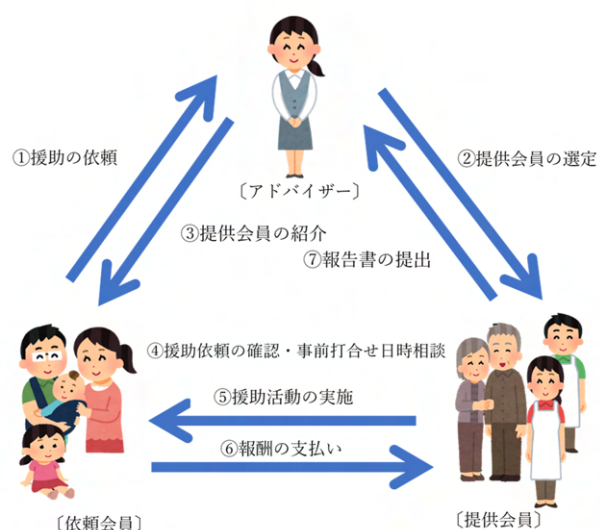
■量の見込み、確保方策及び実施時期

ファミリー・サポート・センターを運営する職員を配置し、提供会員と依頼会員をマッチングして、運営します。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
利用件数	4,271 件	4,182 件	4,127 件	4,066 件	4,019 件
参考：依頼会員数	780 人	800 人	830 人	850 人	870 人
提供会員数	130 人	135 人	140 人	145 人	150 人
両方会員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
確保方策					
利用可能件数	4,271 件	4,182 件	4,127 件	4,066 件	4,019 件
参考：依頼会員数	780 人	800 人	830 人	850 人	870 人
提供会員数	130 人	135 人	140 人	145 人	150 人
両方会員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人

《量の見込みに関する算定の考え方》

利用実績と対象児童数の割合、1人当たりの利用回数の平均値より算出しています。



15 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室又は専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間等に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図る事業です。市内9つの小学校において、18の放課後児童クラブを設置し、運営しています。

なお、運営にあたっては、児童に保育を提供する場であることから、一定の設備及び運営基準を設けています。

■事業の利用実績（第2期計画）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	低学年（利用見込人数）	697 人	723 人	711 人	684 人	667 人
	高学年（利用見込人数）	172 人	151 人	154 人	162 人	163 人
	利用見込人数合計（A）	869 人	874 人	865 人	846 人	830 人
	施設定員（B）	825 人	827 人	827 人	827 人	827 人
実績値	低学年（利用見込人数）	694 人	713 人	755 人	758 人	771 人
	高学年（利用見込人数）	191 人	152 人	155 人	167 人	204 人
	利用実績人数合計（C）	885 人	865 人	910 人	925 人	975 人
	施設定員（D）	825 人	827 人	827 人	827 人	827 人
利用人数 実績値（C）－計画値（A）		16 人	▲9 人	45 人	79 人	145 人
達成率 実績値（D）／計画値（B）		100%	100%	100%	100%	100%

※ 各年度5月1日の数値



放課後児童クラブの様子

■課題と方向性

少子化の影響により、市全体の児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの入会児童数は増加しており、特に1年生及び2年生の低学年を中心に、その利用率は増加傾向にあります。今後も新鎌ヶ谷駅周辺地区や道野辺小学校地区では、住宅開発等が進むことで、子育て世帯が転入し、児童数及び放課後児童クラブの利用者数は増加することが見込まれます。これに対応するため、令和7年度から道野辺小学校放課後児童クラブでは、2クラブ体制から3クラブ体制による運営を開始します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

引き続き、放課後児童クラブの「待機児童ゼロ」を維持するため、利用率が増加しているクラブの環境整備を進めるとともに、児童が安心して過ごせる環境を整えていきます。

なお、量の見込みに対して施設定員に不足が見込まれますが、放課後児童クラブの出席率が70%程度であることから、条例で定める専用面積（1人あたりの延床面積1.65平方メートル以上）は確保され、施設の定員以下による運営が可能となります。

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み					
1年生 利用人数	335人	336人	334人	366人	363人
2年生 利用人数	267人	293人	297人	295人	326人
3年生 利用人数	200人	193人	209人	208人	205人
4年生 利用人数	142人	146人	144人	157人	158人
5年生 利用人数	52人	55人	57人	57人	63人
6年生 利用人数	18人	17人	17人	16人	16人
合計利用人数	1,014人	1,040人	1,058人	1,099人	1,131人
確保方策					
施設定員	867人	867人	867人	867人	867人

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和元年度から令和6年度までの各学年の増加率を踏まえ、算定しています。

16 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■課題と方向性

新規事業者が事業を円滑に運用していくことができるよう支援します。

■量の見込み、確保方策及び実施時期

確保方策及び実施時期については、需要の状況を踏まえた上で検討していきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国との更なる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 情報提供・周知

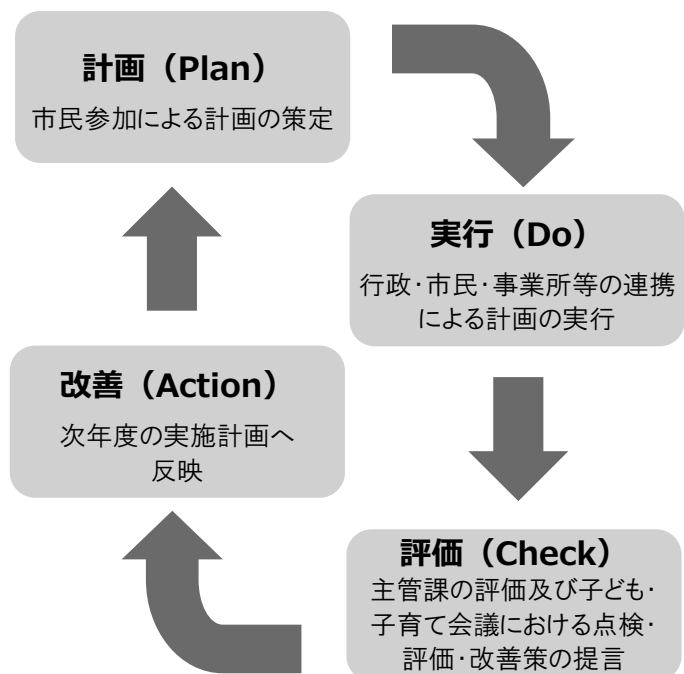
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、こどもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

第2節 進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提とした上で、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、鎌ヶ谷市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



資料編

1 関連例規

○鎌ヶ谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日条例第 29 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鎌ヶ谷市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども・子育て支援に関する法令等による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、2 年以内とし、臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き又は特別の事項について議決を行う場合は、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年鎌ヶ谷市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月16日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議設置規程

平成 28 年 9 月 7 日訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 10 条第 2 項の規定による鎌ケ谷市こども計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しに関する調査及び検討を行うとともに、同法第 2 条第 2 項に規定するこども施策の推進を図るため、鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 事業計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議の構成員は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に別表に掲げる会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

(鎌ケ谷市次世代育成支援行動計画庁内策定推進会議設置規程の廃止)

- 2 鎌ケ谷市次世代育成支援行動計画庁内策定推進会議設置規程(平成 16 年鎌ケ谷市訓令第 23 号)は、廃止する。

附 則（令和 6 年 5 月 9 日訓令第 8 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

区分	職名
会長	健康福祉部次長
副会長	こども支援課長(健康福祉部次長の職にある者がこども支援課長を兼ねている場合は、委員の互選により定める。)
委員	企画財政課長
	社会福祉課長
	障がい福祉課長
	こども総合相談室長
	鎌ヶ谷市児童館の館長のうち、こども支援課長が指定する館長
	幼児保育課長
	鎌ヶ谷市立保育園の園長のうち、幼児保育課長が指定する園長
	健康増進課長
	学務保健室長
	指導室長
	生涯学習推進課長

2 計画の策定過程

【令和5年度】

実施日	実施概要
令和6年 1月10日	令和5年度第2回鎌ケ谷市子ども・子育て会議の開催 ⇒計画策定に係るアンケート調査について
2月～3月	鎌ケ谷市こども・若者アンケート調査の実施

【令和6年度】

実施日	実施概要
4月26日	「鎌ケ谷市こども計画策定方針」の決定
5月9日	「鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議設置規程」の改正
5月10日	令和6年度第1回子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議の開催
6月5日	令和6年度第2回子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議の開催
6月13日	(仮称) 鎌ケ谷市こども計画に係る骨子の決定
7月8日	令和6年度第3回子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議の開催
8月7日	令和6年度第4回子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議の開催
10月8日	「鎌ケ谷市こども計画(案)」の政策調整会議による審議
10月28日	「鎌ケ谷市こども計画(案)」の政策会議による審議
11月7日	「鎌ケ谷市こども計画(案)」の決定
11月20日	令和6年度第1回鎌ケ谷市子ども・子育て会議の開催 ⇒「鎌ケ谷市こども計画(案)」について
12月11日	「鎌ケ谷市こども計画(案)」に係る答申書の受理
12月23日	「鎌ケ谷市こども計画(修正案)」の連絡会議による報告
令和7年 1月6日～2月4日	パブリックコメントの実施
2月25日	「鎌ケ谷市こども計画(修正案)」の連絡会議による報告
3月28日	「鎌ケ谷市こども計画」の策定

3 鎌ケ谷市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

会長	江津 和也	淑徳大学教育福祉学科 教授
副会長	会沢 治朗	鎌ケ谷市医師会 学校保健担当事務
	①鈴木 智恵 (～R6.2.29) ②山田 圭子 (R6.11.20～)	鎌ケ谷市小中学校校長会 ①道野辺小学校校長 ②初富小学校校長
	①山本 幸子 (～R6.2.29) ②鈴木 和子 (R6.11.20～)	鎌ケ谷市社会福祉協議会 ①監事、②副会長
	池田 京子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
	和田 多恵子	鎌ケ谷市保健推進員協議会 会長
	松村 幸江	特定非営利活動法人きらら 理事長
	渡部 郷勝	鎌ケ谷市自治会連合協議会 副会長
	渡邊 輝江	鎌ケ谷市商工会 理事
	高橋 良子	おおぞら保育園 主任保育士
	①長濱 恵子 (～R6.2.29) ②山本 明世 (R6.11.20～)	鎌ケ谷市私立幼稚園協議会 ①さくら幼稚園 園長 ②かまがや幼稚園 園長
	保高 知子	たかし保育園鎌ケ谷大仏 園長
	大木 亜都	公募委員
	小川 輝雅	公募委員
	新沼 佐紀	公募委員

任期：2年



鎌ケ谷市子ども・子育て会議の様子

(2) 諮問書及び答申書

【諮問書】

鎌こ第1973号

令和6年11月20日

鎌ケ谷市子ども・子育て会議

会長 江津 和也 様

鎌ケ谷市長 芝田 裕美

諮問書

鎌ケ谷市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

諮問事項

鎌ケ谷市こども計画（案）の策定について

諮問内容

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする上記の計画について、別紙のとおり案を策定いたしましたので、子ども・子育て支援法第72条第1項第3号に規定する事務を含むこども・若者の施策等に関し、子ども・子育て会議の審議に諮るものです。

【答申書】

答 申 第 1 号

令和6年12月11日

鎌ケ谷市長 芝田 裕美 様

鎌ケ谷市子ども・子育て会議

会長 江津 和也

鎌ケ谷市こども計画（案）について（答申）

令和6年11月20日付け鎌こ第1973号で諮問のありました鎌ケ谷市こども計画（案）について、本会議で審議した結果、その内容は、妥当であるものと判断します。

今後は、パブリックコメント等の意見を十分に尊重し、市において鎌ケ谷市こども計画を最終的に決定されたい。

なお、今後鎌ケ谷市こども計画に掲げる施策を推進するにあたり、会議の委員から意見がありましたことから、答申とは別に付帯意見として整理する。

【答申における付帯意見】

- ・不足している保育士・教師を確保するため、小中高生等を対象に保育職・教育職の魅力向上のための取組みを継続して実施されたい。
- ・こどもの遊び場の確保や居場所づくりとして、公園や児童遊園内にボール遊びができる場所の確保に努められたい。
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、これまで保育園等を利用されていないこども達が利用するため、保育所等の保育現場への支援を実施されたい。
- ・こどもを安心して産み育てられる社会の実現に向けて、引き続き経済的支援の充実を図られたい。
- ・5歳児健康診査について、こども計画期間中に実施できるよう準備を進められたい。
- ・幼稚園、保育園及び小学校との連携の強化について、引き続き実施されたい。
- ・婚活イベントの実施にあたり、市の地域資源の活用について、検討されたい。
- ・学校給食費について、無償化される対象者の拡大について、検討されたい。
- ・こども計画に位置付ける施策を推進する中で、市民やボランティアの活用を検討されたい。
- ・地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）を充実させるため、こども食堂や自治会との連携を検討されたい。
- ・保育士等の資質向上及び事務の負担軽減を図られたい。
- ・病児保育事業について、市内の病院で実施できるよう協議を進められたい。
- ・教職を希望する人が少ないことから、保育士の確保以外にも、幼稚園や学校の先生の確保策についても検討されたい。
- ・児童センターの利用について、子どもが産まれる前からつながりを持ち、産後の子育てに安心して移行できるような施策を検討されたい。
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、一時預かり事業との違いなど市民に分かりやすい説明を実施されたい。

鎌ヶ谷市こども計画

発行：令和7年3月

鎌ヶ谷市役所 こども支援課

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

TEL：047-445-1320（直通）

FAX：047-443-2233

